

葛飾区

子ども
若者
総合計画

令和7年度



令和11年度

はじめに

「葛飾区子ども・若者計画（令和元年度から令和6年度）（以下「子・若計画」という。）」及び「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）（以下「第二期子・子計画」という。）」の計画期間における子ども・若者や子育て家庭の生活環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や海外情勢を起因とした物価の高騰などにより大きな影響を受けました。こうした状況の中で、区は、区民や関係団体等の皆様との連携・協働により柔軟な事業運営を行ってきたほか、スピード感を持って課題の解決に当たってまいりました。

私は、かねてより、子育て支援施策を区の最重要施策の一つに位置付け、区立小・中学校給食費の無償化など他区に先駆けて様々な取組を実施してまいりました。また、令和5年10月には「葛飾区子どもの権利条例」を施行するとともに「葛飾区児童相談所」を開設したほか、令和6年3月には「葛飾区子ども・若者基本構想」を策定し、葛飾区全体で子ども・若者の健やかな成長や自立を支えていくこととしました。今後も持続可能な「かつしか」を実現するには、将来を担う子どもたちの最善の利益の実現と子ども・若者や子育て支援の視点を区政全般に反映したまちづくりの推進が重要であると考えております。

そこで、この度、子ども・若者等の様々な課題に対応した切れ目のない支援を総合的に行うため、子・若計画及び第二期子・子計画を一体化した新たな計画として「葛飾区子ども・若者総合計画」を策定しました。

本計画では、子ども・若者等の複合的で多岐にわたる課題に対応するため、支援の方向性として、妊娠や出産などライフステージごとの支援や、困難な状況に置かれている子どもや家庭への支援など、5つの基本方針を掲げました。これらの基本方針の下、子ども・若者、子育て分野だけでなく、福祉、教育、保健などの分野を越えた幅広い施策を総合的に推進することで、基本目標である『子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」』の実現を図ってまいります。

結びに、今回の計画策定に当たっては、葛飾区子ども・若者支援地域協議会及び葛飾区子ども・子育て会議の委員の皆様、子ども・若者をはじめとする多くの区民や関係団体の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきました。また、計画の基礎となる「葛飾区子ども・若者に関する調査」などの各種調査では、多くの区民や関係団体等の皆様のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。



令和7年3月

葛飾区長

青木克徳

葛飾区子ども・若者総合計画 目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画期間	5
5 計画における「子ども・若者」の定義	5
第2章 子ども・若者等を取り巻く状況	7
1 子ども・若者等の現状	8
2 子ども・若者に係る困難に関する現状	34
3 家庭の課題に関する現状	58
第3章 計画の基本的な方向性	65
1 計画の考え方	66
2 基本目標	67
3 基本方針	70
4 施策の体系	72
第4章 施策の展開	77
基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します	78
施策1 子どもを持つことへの支援	78
施策2 親子の健康づくりの推進	81
施策3 相談支援体制の充実	89
施策4 子育て家庭への総合的な支援	92
施策5 仕事と子育ての両立支援	99
施策6 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実	105
基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します	110
施策1 成長に応じた支援	110
施策2 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成	117
施策3 不安や悩みを抱える子どもへの支援	127

施策4	若者の生活支援	133
施策5	不安や悩みを抱える若者への支援	138
基本方針3	困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します	143
施策1	障害等に関わる困難への支援	143
施策2	子ども・若者が育つ家庭への経済的支援	152
施策3	貧困の解消に向けての支援	159
施策4	ひとり親家庭への支援	164
基本方針4	子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます	170
施策1	子どもの権利の保障	170
施策2	心身の安定・安心への支援	174
施策3	子どもの安全の確保	180
施策4	非行・犯罪防止への支援	185
基本方針5	子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます	187
施策1	地域による子ども・若者への支援	187
施策2	子ども・若者の居場所づくりの推進	198
第5章	子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策	205
1	子ども・子育て支援事業計画	206
2	教育・保育提供区域	208
3	0歳～5歳の推計人口	210
4	教育・保育の量の見込み及び確保方策	211
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	225
6	認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び体制の確保）	231
第6章	計画の推進体制	233
1	計画の推進体制	234
2	計画の周知	235
3	関係機関等との連携・協働	235
4	計画の実施状況の点検・評価	236
5	子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会	236
参考資料		237



第1章

計画策定に当たって

葛飾区の動向

本区では、質・量を総合的に確保した幼児教育及び保育の提供のほか、貧困、虐待等を含めた子どもの権利擁護の取組等、より一層の対応が必要とされる課題等を反映した「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、子どもの最善の利益の実現のため、子ども・子育て支援事業の質・量を向上させることによって、子育て支援施策の充実を図りました。

また、子どもや若者に関する課題の深刻化に伴い、「葛飾区子ども・若者計画」を平成31年3月に策定し、ライフステージ別の子ども・若者の健全育成と困難を有する子ども・若者を支援する施策を位置付けて、状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を、地域全体で連携して推進してきました。

令和5年度には、子どもの権利を守る仕組みをより確実に実行するために、区、保護者、区民等の役割や責務、子どもに関する取組の方向性、子どもの権利に関する相談や救済の体制の整備といった内容を明確にし、地域全体で子どもの権利を擁護する体制を構築することから、「葛飾区子どもの権利条例」を制定しました。

また、子ども・若者を主体とした子ども・若者や子育て支援の視点を区政全般に反映し、総合的なまちづくりを推進していくための指針となる「葛飾区子ども・若者基本構想」を策定し、更なる子ども・若者や子育て支援施策の充実に取り組んできました。

前計画期間は、こうした計画等の下、子育て支援の中核としての役割を担う子ども未来プラザの整備や区立小中学校に通う児童・生徒への学校給食費の完全無償化、葛飾区児童相談所の設置、幼児教育・保育の質の向上、ヤングケアラー等へ支援を行う地域団体への助成など、子ども・若者や子育て支援に関する様々な事業を推進してきました。区がこうした取組を進める一方で、本区の乳幼児人口は、平成29年度以降減少を続け、令和5年4月1日時点で2万人を下回りました。

また、結婚を希望する若者への支援や学童保育クラブの待機児童、虐待の早期発見・対応、社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援、貧困の連鎖などといった課題もあります。区が将来にわたって持続可能なまちとして発展していくために、本区の将来を担う子ども・若者や子育て支援の施策を更に充実させる必要があります。

国や東京都の動向

国では、令和5年4月に、子ども政策の中心となる「こども家庭庁」が創設され、国内初の子どもに関する基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月22日には、こども基本法第9条第1項に基づいた「こども大綱」や子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進するための「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されています。令和6年6月には、「子ども・若者育成支援推進法」において国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。同年9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、子どもの貧困の解消が明記されました。

東京都においても、子ども目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子ども政策を総合的に推進するため、令和6年2月に「こども未来アクション2024」を策定し、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指すことが示されています。さらに、子どもたちが楽しみながら東京都の魅力や都政を学べる「東京都こどもホームページ」の作成など、子ども目線での施策が展開されています。

2 計画策定の趣旨

第1章

全ての子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在です。区の持続的な発展を図っていくためにも、区全体で子ども・若者の健やかな成長を支える取組が求められます。

前計画である、子ども・子育て支援事業の質・量の向上によって、子育て支援施策の充実を図る「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」及び子ども・若者、子育て支援施策を整理した「葛飾区子ども・若者計画」の理念や目標を踏まえ、両計画を一体化した次期計画として「葛飾区子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者や子育て支援施策の更なる充実を図っていきます。

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、関連する法律に基づく計画を内包した計画とします。(詳細は、以下の表を参照。)

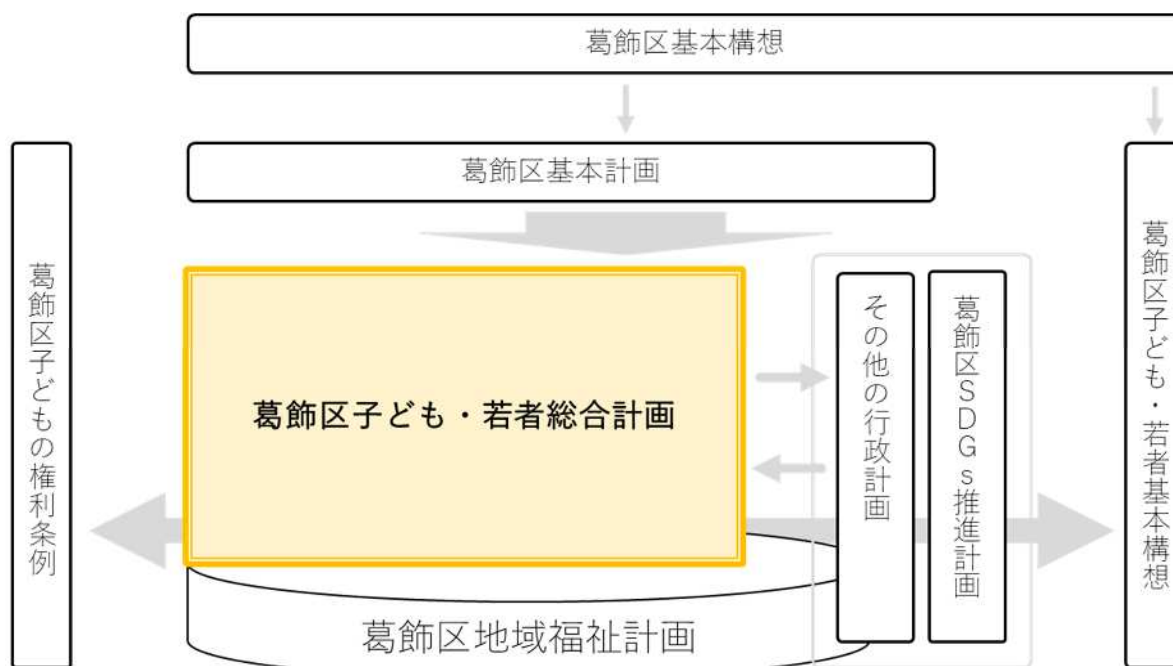
さらに、「葛飾区基本計画」、「葛飾区子ども・若者基本構想」、「葛飾区子どもの権利条例」をはじめとした関係する計画等との調和を図ります。

法 律 名	条 項	計 画
こども基本法	第10条第2項	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	第10条第2項	市町村計画
子ども・子育て支援法	第61条第1項	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	市町村行動計画
児童福祉法	第56条の4の2第1項	市町村整備計画

区の計画等	
葛飾区基本構想	
葛飾区基本計画	
葛飾区子どもの権利条例	
葛飾区子ども・若者基本構想	
葛飾区地域福祉計画	
葛飾区SDGs推進計画	
その他の行政計画（葛飾区社会的養育推進計画や第3次かつしか健康実現プランなど）	

葛飾区子ども・若者総合計画

【葛飾区の計画などとの関係】

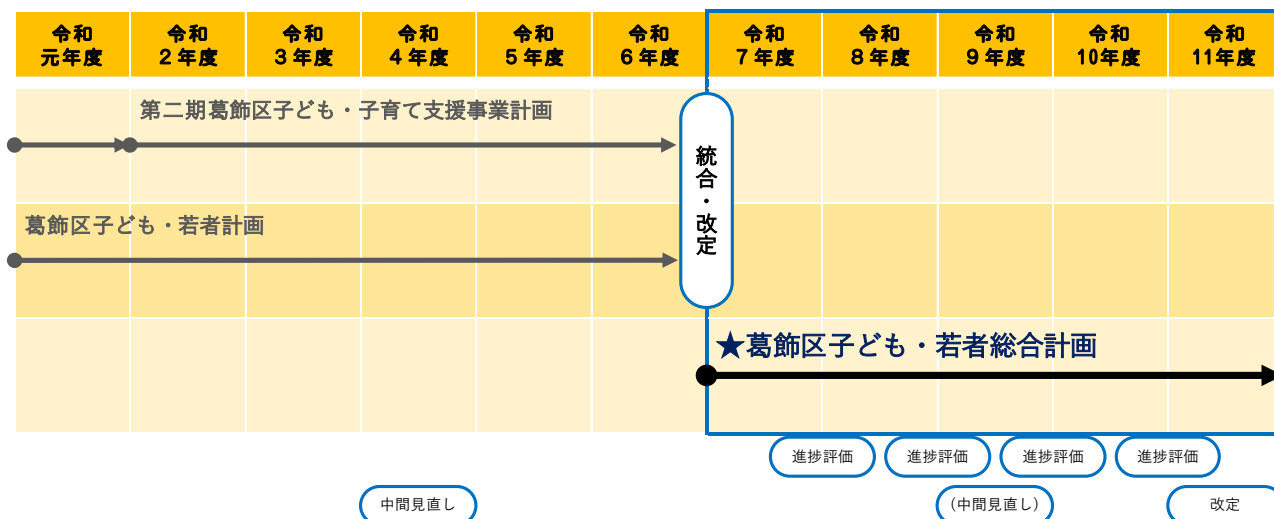


4 計画期間

第1章

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、本計画の内容と実際の状況に大きな差がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。



5 計画における「子ども・若者」の定義

第1章

本計画においては、こども大綱を参考に、「子ども」は乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）までの者で、「若者」は思春期と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期（40歳未満）も対象）までの者としてします。



第2章

子ども・若者等を取り巻く状況

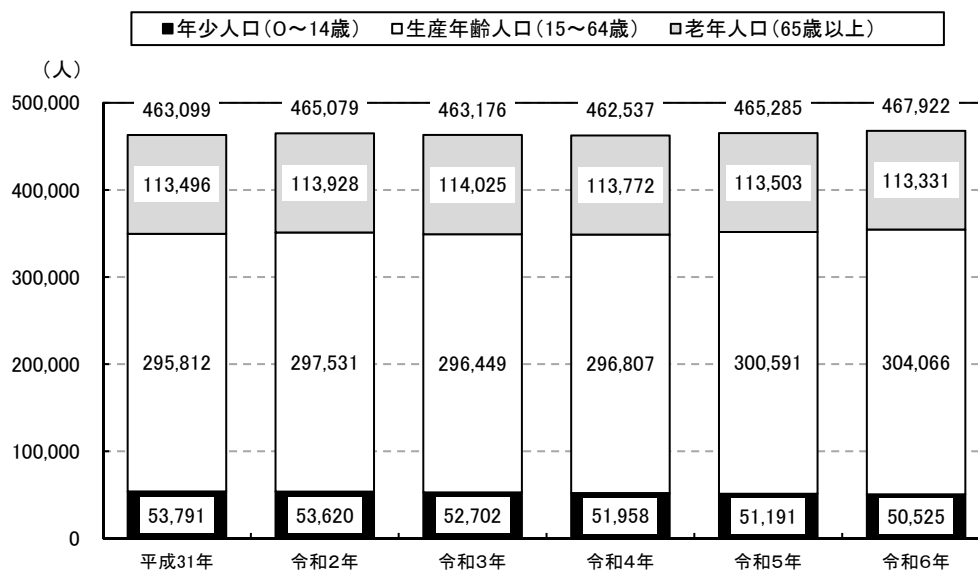
(1) 人口動態



子ども・若者の人口

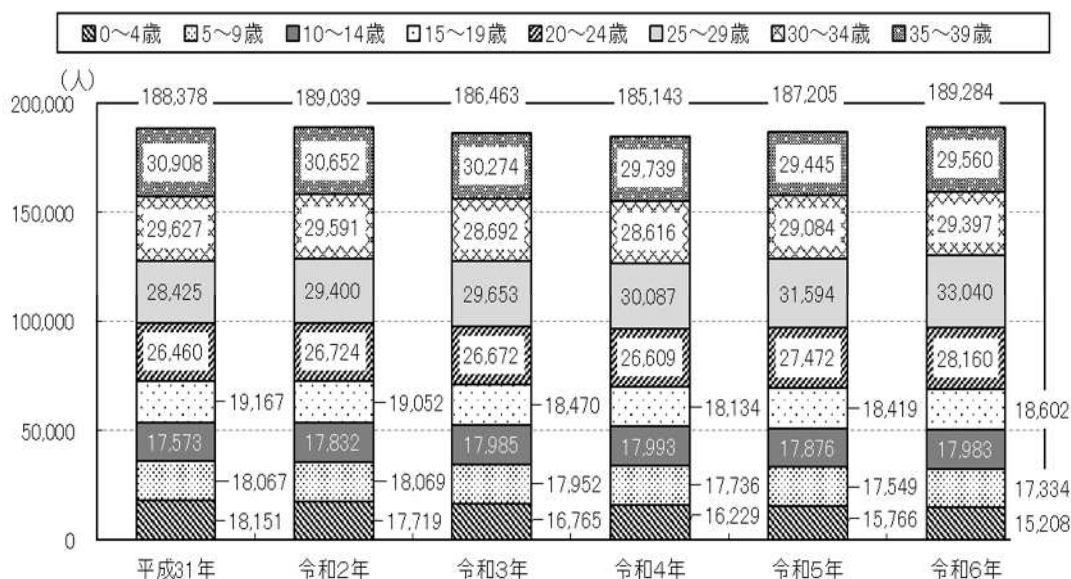
令和6年4月1日時点の葛飾区の人口は、467,922人です。平成31年から4,823人増加しています。本計画の対象となる0歳～39歳の人口は189,284人で、平成31年以降、180,000人台で推移しています。

【人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】



出典：住民基本台帳（葛飾区）

【39歳以下の5歳階級別人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】

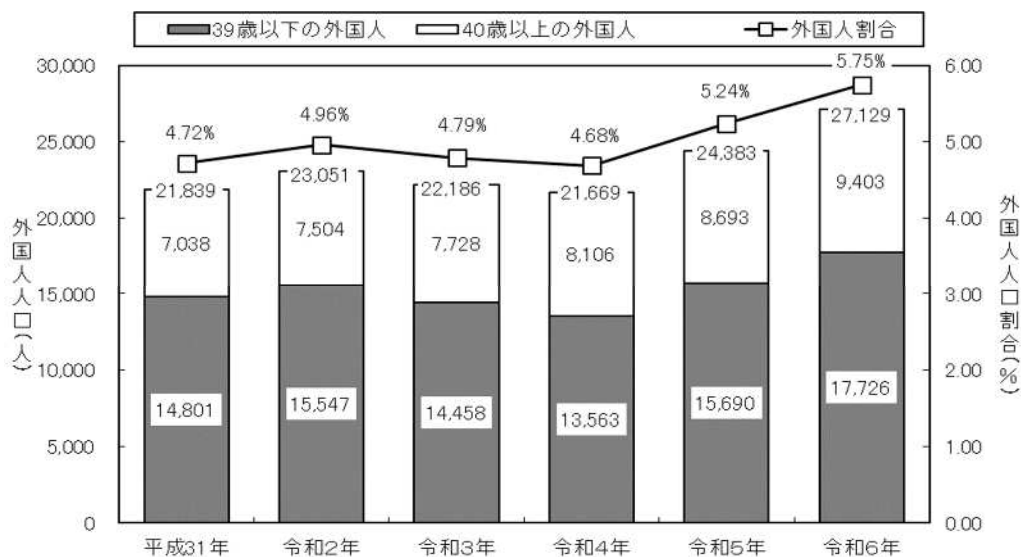


出典：住民基本台帳（葛飾区）

外国人人口

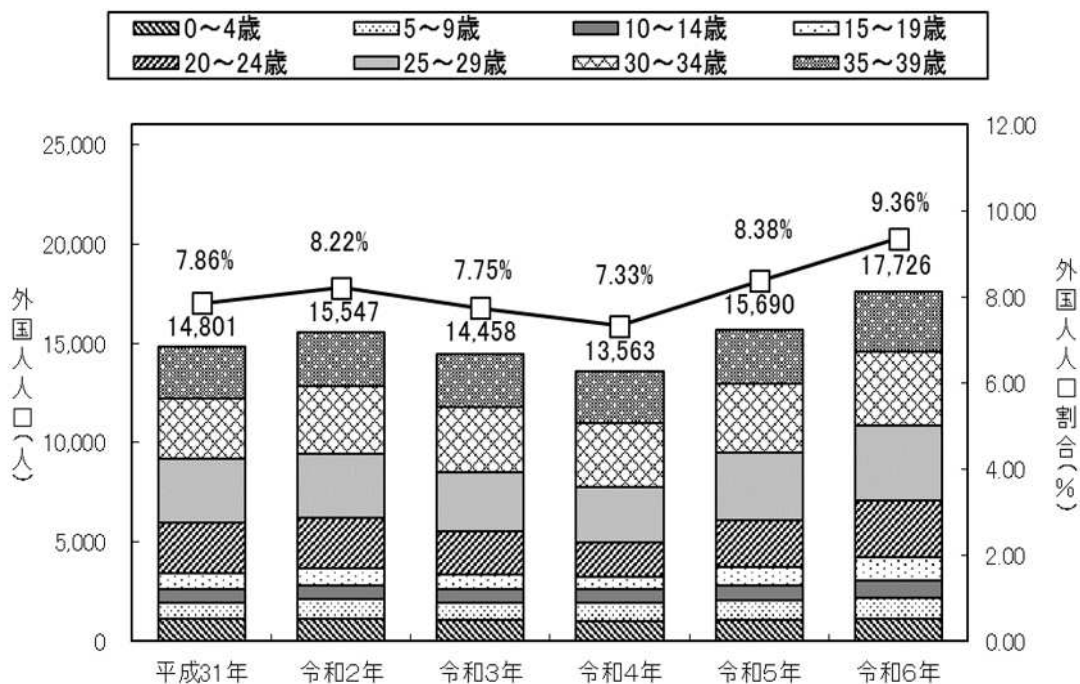
葛飾区の39歳以下の人口は、令和4年以降増加傾向にある中で、39歳以下の外国人人口も年々増えており、令和6年4月1日現在は17,726人で、39歳以下の人口のうち9.36%を占めています。

【外国人人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】



出典：住民基本台帳（葛飾区）

【39歳以下の5歳階級別外国人人口の推移：平成31年～令和6年（各年4月1日）】

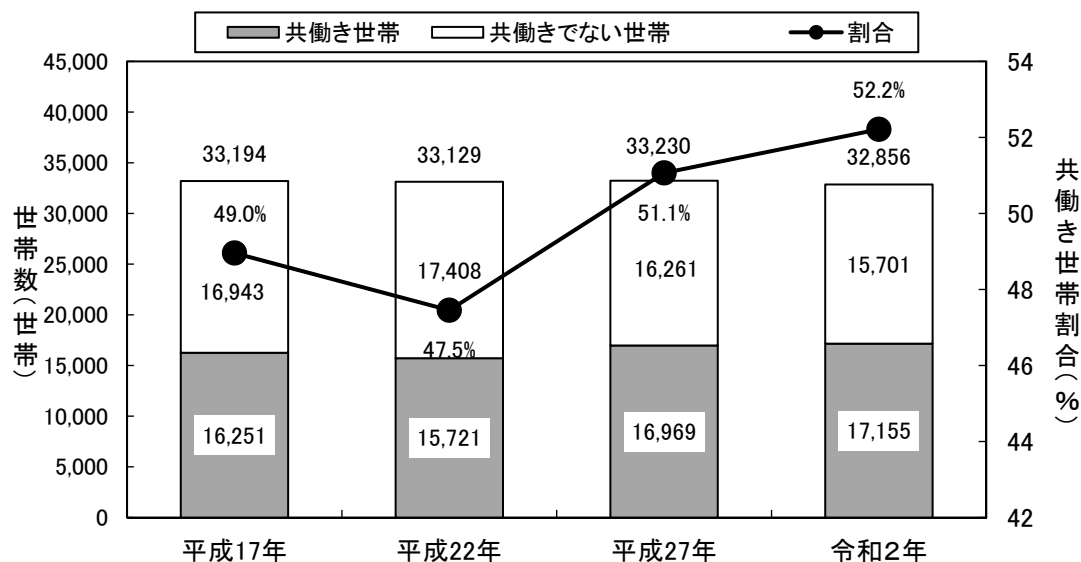


出典：住民基本台帳（葛飾区）

共働き世帯

令和2年国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる区内世帯の52.2%が共働きです。平成17年49.0%と比べると共働き世帯の割合が多くなっています。

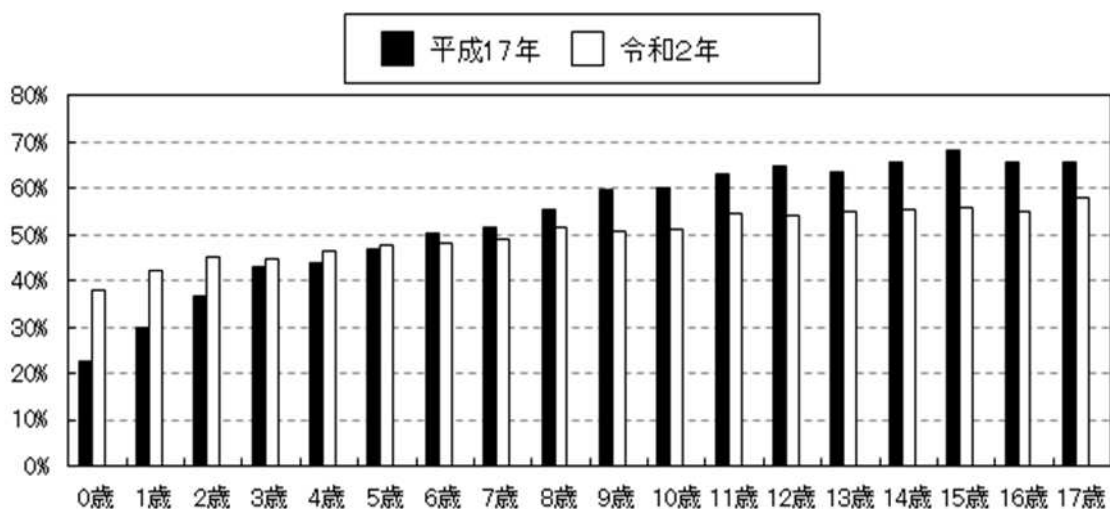
【18歳未満の子どものいる区内世帯における共働きの割合の推移：平成17年～令和2年】



出典：国勢調査（総務省）

子どもの年齢別に共働き世帯の割合をみると、年齢が上がるにつれて共働きが多くなる傾向がみられます。令和2年と平成17年を比べると、0歳～5歳の子どもがいる世帯での共働きの割合が増えている一方で、6歳～17歳の子どもがいる世帯での共働きの割合が減っています。

【子どもの年齢別にみた共働き世帯数の割合の比較（平成17年・令和2年）】



出典：国勢調査（総務省）

(2) 結婚・出産について

結婚への意識

過去の婚姻件数の推移は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり著しく減少傾向にありました。令和4年は件数が増加しましたが、コロナ禍以前の件数にまでは達していません。

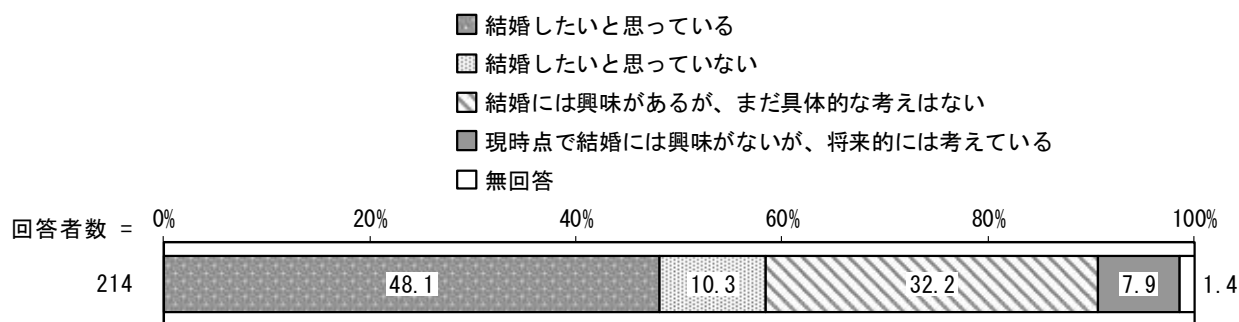
【婚姻数について】

	婚姻件数（区）		婚姻件数（都）	
	単位：件	前年比	単位：件	前年比
平成30年度	2,456		82,716	
平成31年度	2,464	8	86,059	3,343
令和2年度	2,090	△ 374	73,931	△ 12,128
令和3年度	1,966	△ 124	69,813	△ 4,118
令和4年度	2,183	217	75,179	5,366
令和5年度	2,012	△ 171	71,774	△ 3,405

出典：人口動態統計調査（厚生労働省）

「葛飾区少子化対策区民意識調査（令和5年度実施）¹」（以下「少子化対策調査」という。）によると、未婚の方・結婚経験あり（現在は、独身）の方において、「結婚したいと思っている」の割合が48.1%となっているほか、「結婚には興味があるが、まだ具体的な考えはない」「現時点で結婚には興味がないが、将来的には考えている」も含めた結婚の意向が約9割となっています。

【結婚願望の有無について】



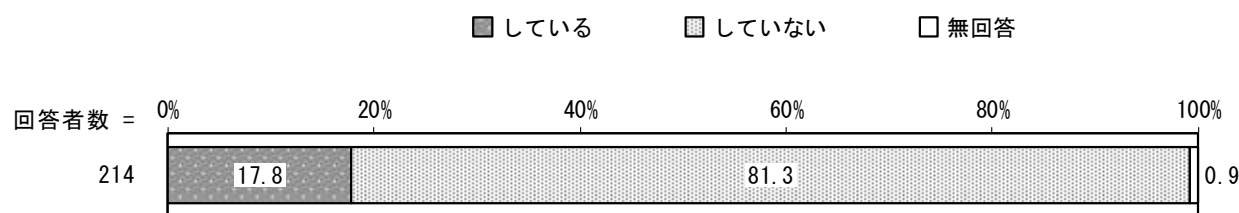
出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

Note-----

- 1 子育て世帯やこれから子育てを迎える世帯の生活環境や出産・子育てに関するニーズを把握し、今後の施策及び本計画の策定に向けた基礎資料とするため実施した。区民向けアンケート調査と並行して、少子化対策についての民間の取組実態をより具体的に把握するための事例として、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業へのヒアリング調査を行った。

未婚の方・結婚経験あり（現在は、独身）の方の婚活²の状況については、「している」の割合が17.8%、「していない」の割合が81.3%となっています。

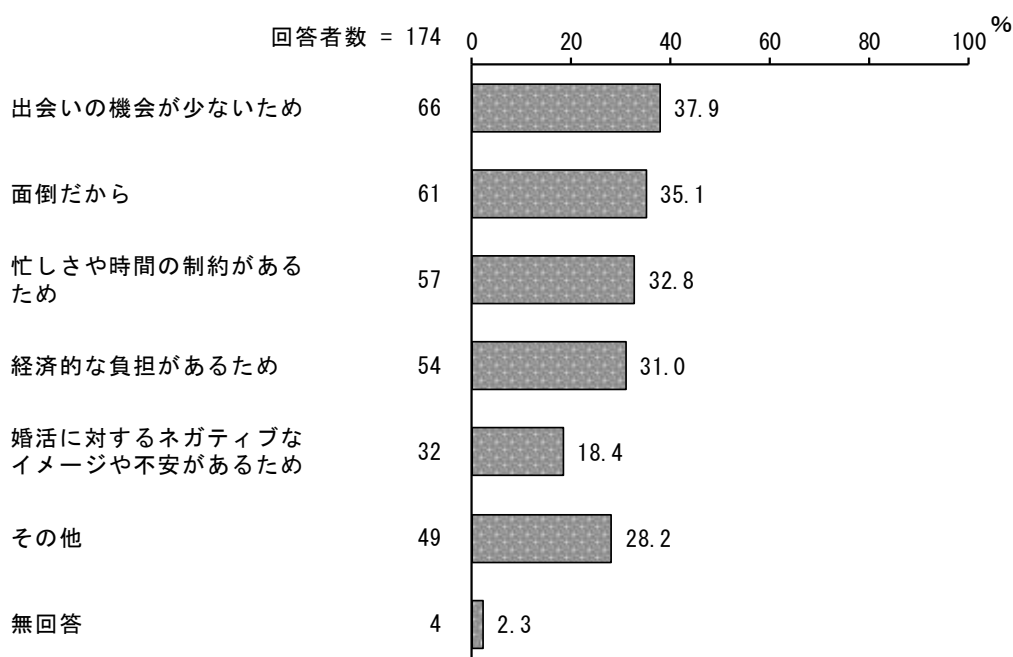
【婚活について】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

婚活をしていない理由について、「出会いの機会が少ないため」の割合が37.9%と最も高く、次いで「面倒だから」の割合が35.1%、「忙しさや時間の制約があるため」の割合が32.8%となっています。

【婚活をしていない理由】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

Note-----

2 「結婚活動」の略。理想の相手を見つけ、結婚をするためにさまざまな活動をする事。

出産への意識

出生数及び合計特殊出生率について、本区の令和4年度出生数を除き減少傾向にあります。

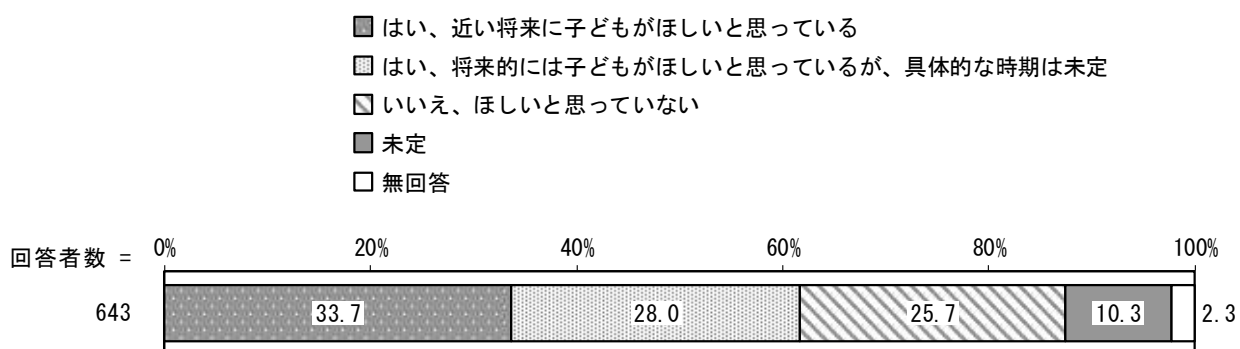
【出生数・合計特殊出生率について】

	葛飾区				東京都			
	出生数		合計特殊出生率		出生数		合計特殊出生率	
	単位：人	前年比	単位：人	前年比	単位：人	前年比	単位：人	前年比
平成30年度	3,423		1.34		107,150		1.20	
平成31年度	3,160	△ 263	1.23	△ 0.11	101,818	△ 5,332	1.15	△ 0.05
令和2年度	3,132	△ 28	1.23	0.00	99,661	△ 2,157	1.12	△ 0.03
令和3年度	2,888	△ 244	1.14	△ 0.09	95,404	△ 4,257	1.08	△ 0.04
令和4年度	2,916	28	1.13	△ 0.01	91,097	△ 4,307	1.04	△ 0.04
令和5年度	2,613	△ 303	1.01	△ 0.03	86,348	△ 4,749	0.99	△ 0.05

出典：人口動態統計調査（厚生労働省）

「少子化対策調査」によると、「今後、子どもをほしいと思いますか？（既婚の方は、今後も子どもをほしいと思いますか？）」の問いに対して、「はい、近い将来に子どもがほしいと思っている」の割合が33.7%と最も高く、次いで「はい、将来的には子どもがほしいと思っているが、具体的な時期は未定」の割合が28.0%、「いいえ、ほしいと思っていない」の割合が25.7%となっています。

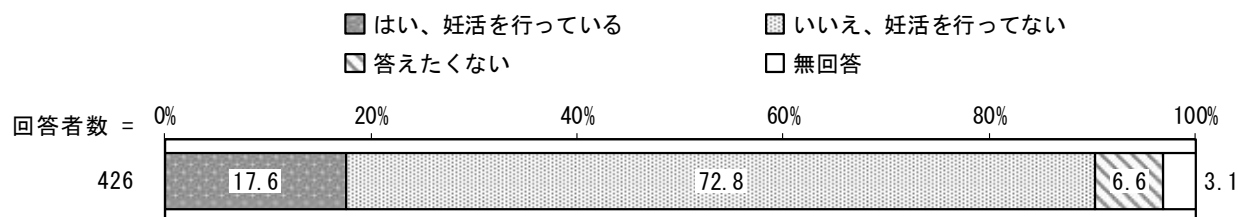
【子どもを持つことについて】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

結婚している方の妊活³の状況について「いいえ、妊活を行ってない」の割合が72.8%と最も高く、次いで「はい、妊活を行っている」の割合が17.6%となっています。

【妊活について】

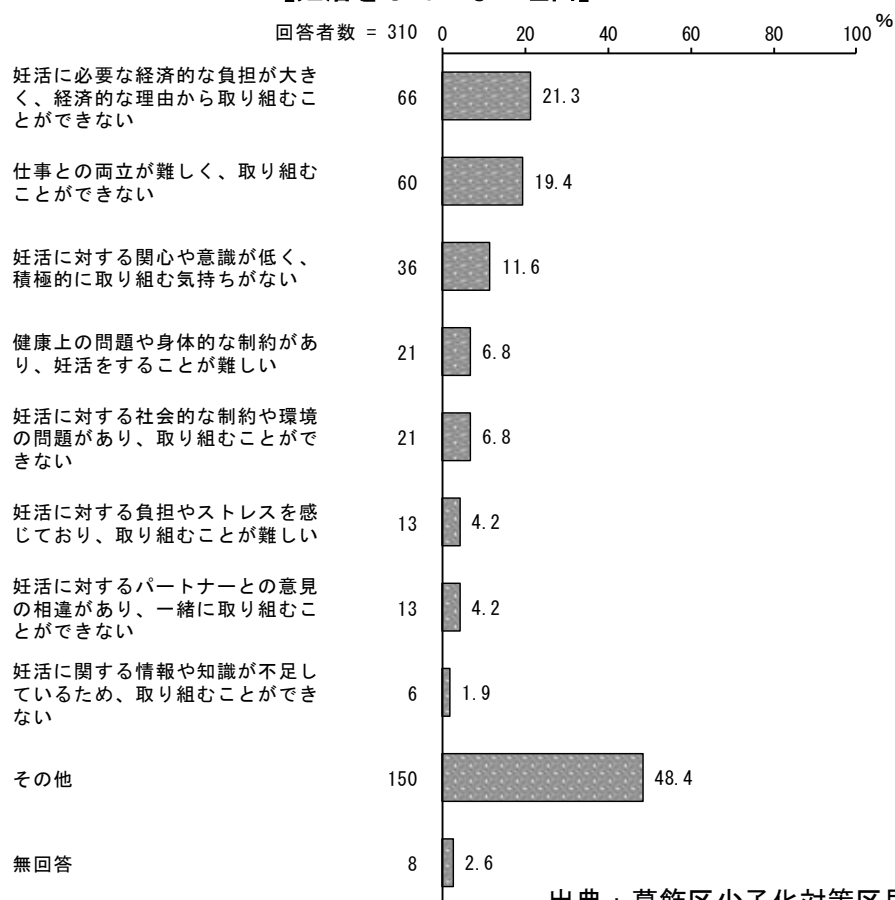


出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

妊活をしていない理由については、「妊活に必要な経済的な負担が大きく、経済的な理由から取り組むことができない」の割合が21.3%と最も高く、次いで「仕事との両立が難しく、取り組むことができない」の割合が19.4%となっています。

また、その他については、「子どもを産んだばかり」「すでに理想の数の子どもがいる」「時期を見計らっている」という意見が大部分を占めていました。

【妊活をしていない理由】



出典：葛飾区少子化対策区民意識調査

Note-----

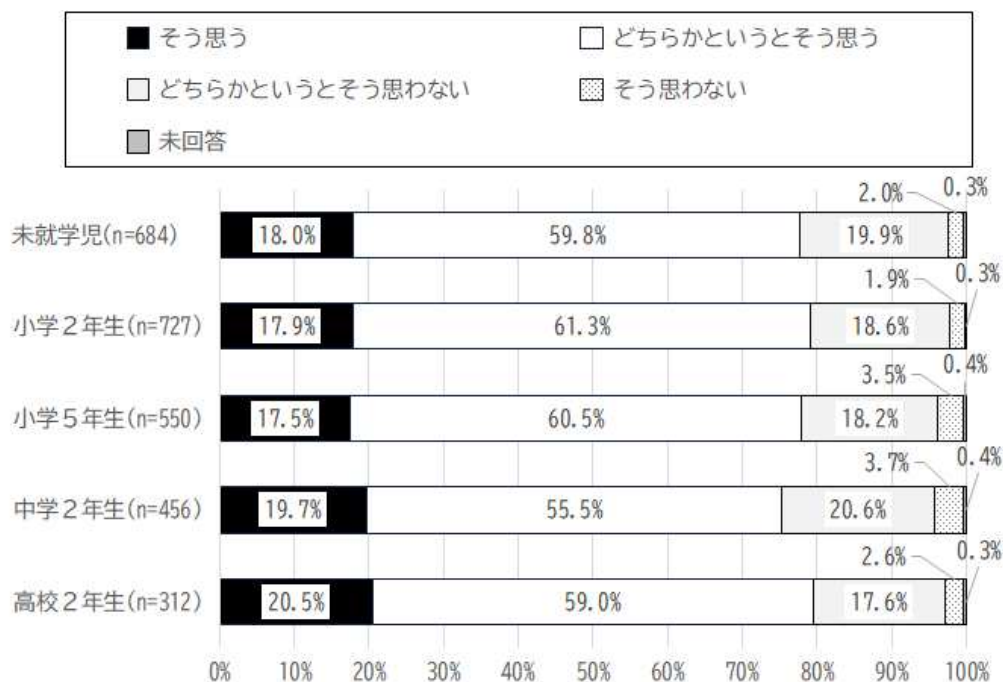
3 「妊娠活動」の略。妊娠を希望する男女が積極的に様々な活動をする事。

(3) 子育ての状況

子育て・教育の手応え

「葛飾区子ども・若者に関する調査（令和5年度実施）⁴」（以下「子ども・若者調査」という。）によると、子どもを育てる中で、子どものしつけ・教育がうまくいっていないと思う保護者は、いずれの年代も2割を超えています。中学2年生の保護者が、最も多く24.3%（前回調査21.3%）となっており、前回調査より3ポイント多くなっています⁵。

【子どものしつけ・教育がうまくできている（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

4 「葛飾区子ども・若者に関する調査」は、本計画の策定に当たって子ども・若者世代の生活環境等を把握するために実施したアンケート調査である。対象は、①未就学児（5歳）の保護者、②小学2年生の保護者、③小学5年生の子どもとその保護者、④中学2年生の子どもとその保護者、⑤高校2年生相当の年齢の子どもとその保護者、⑥18歳～39歳の若者である。また、アンケート調査と並行して、子ども・若者の実態をより具体的に把握するため、学校関係者や子どもの支援を行う団体組織を対象としてヒアリング調査を行った。

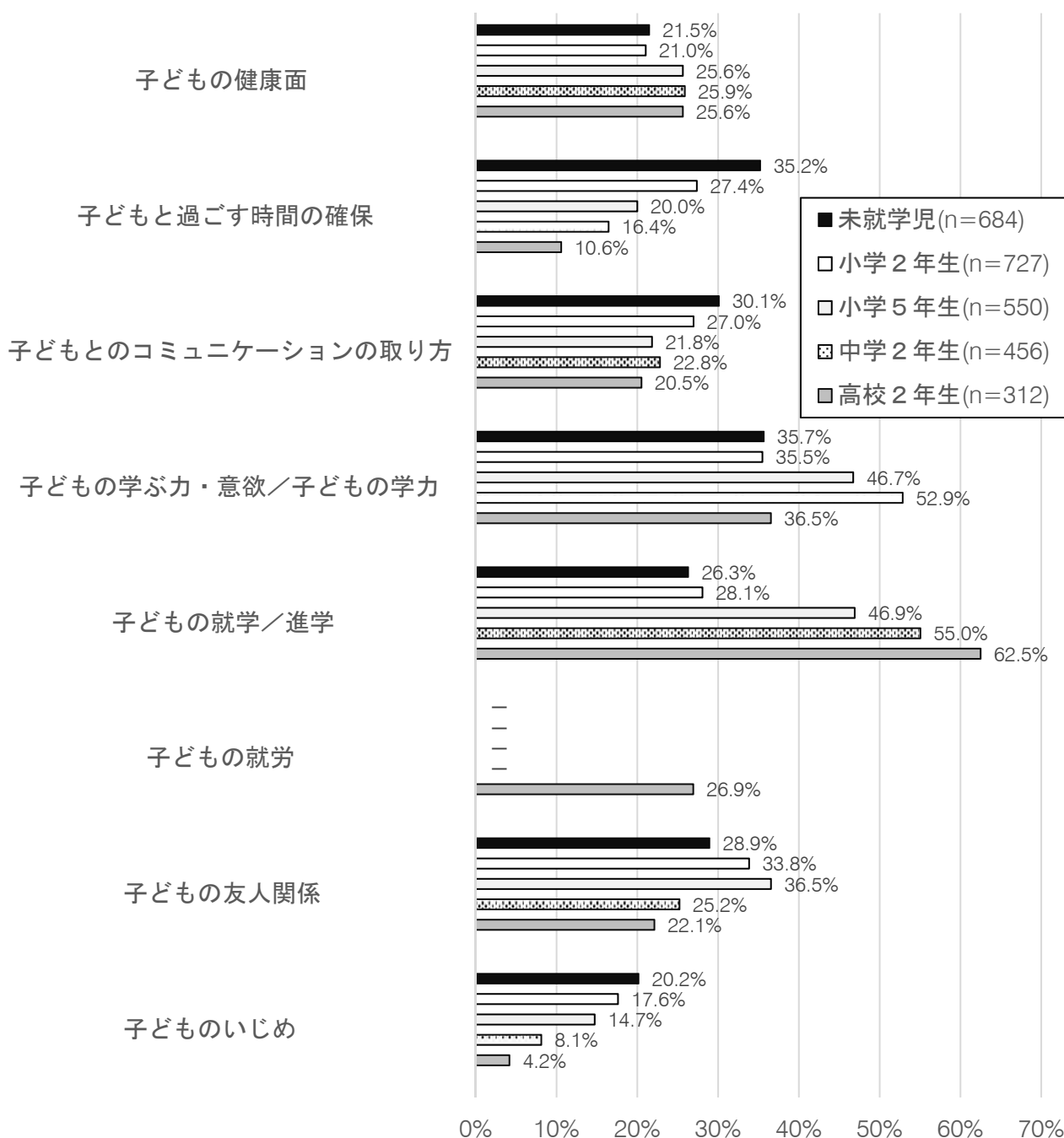
5 子どものしつけ・教育がうまくいっていないと思う保護者は、図中の「そう思わない」と「どちらかというと思わない」の割合の合計に該当する。

保護者の現在の不安

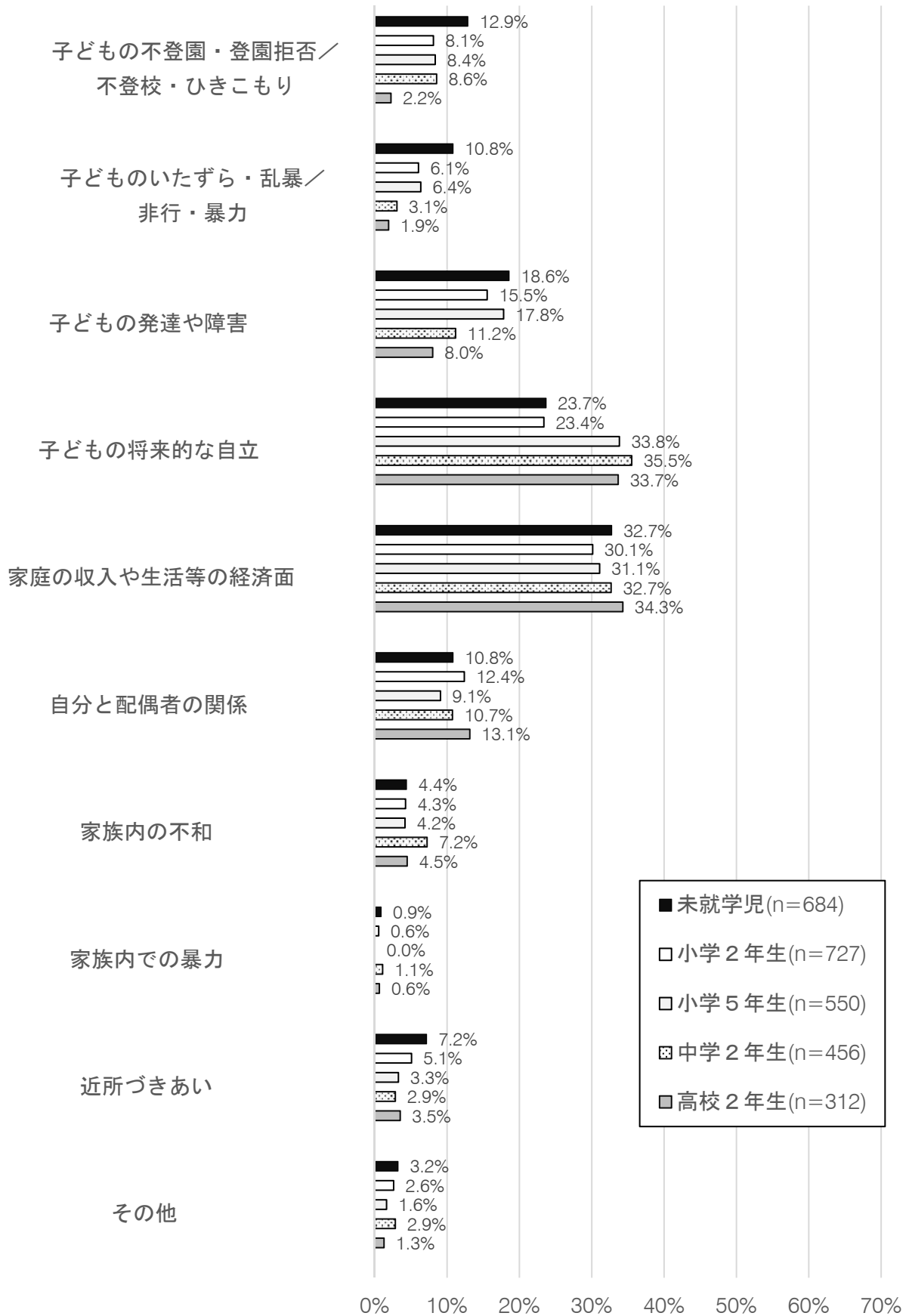
「子ども・若者調査」によると、保護者の現在の不安については、子どもの年齢が上がるにつれて「子どもの就学・進学」が高くなる傾向にあり、特に中学2年生、高校2年生の保護者では、「子どもの就学／進学」が5割を超えています。一方、子どもの年齢が低いほど、「子どもと過ごす時間の確保」、「子どもとのコミュニケーションの取り方」、「子どものいじめ」、「子どもの不登園・登園拒否／不登校・ひきこもり」という回答が多くなっています。

また、「家庭の収入や生活等の経済面」はどの年代においても3割を超えています。

【保護者の現在の不安（保護者回答 1/2）】



【保護者の現在の不安（保護者回答 2 / 2）】

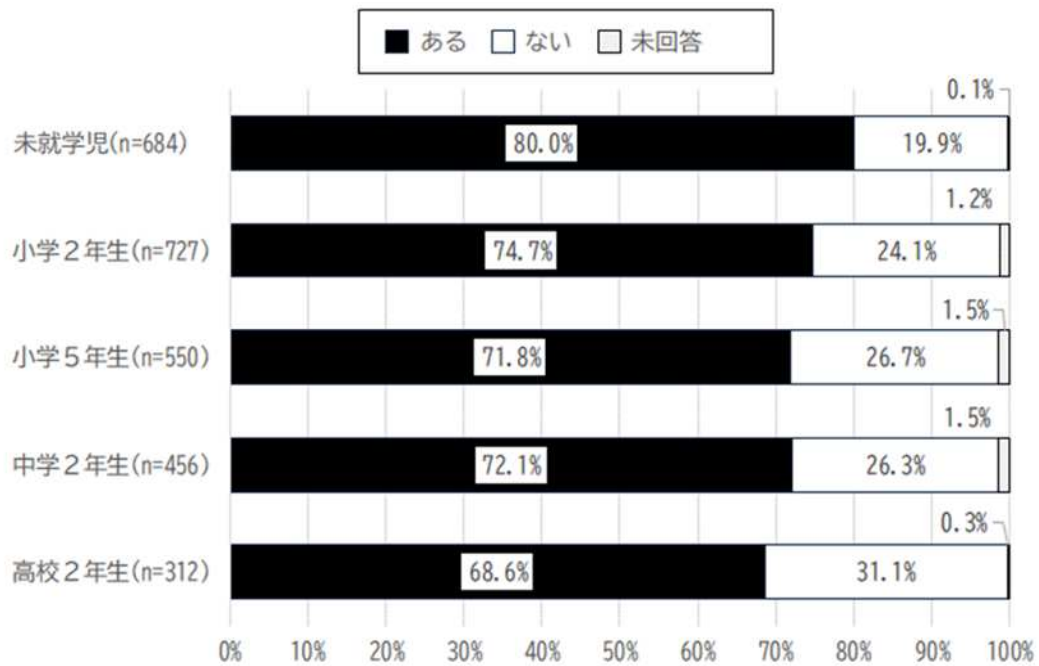


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

子育ての支援者・相談先

「子ども・若者調査」によると、子育てに関する悩み事があった場合、家族や配偶者以外に気軽に相談できる人や相談先はありますかの質問について、「ない」と回答した保護者は、子どもの年齢が上がるにつれて多くなる傾向がみられます。

【保護者の相談先の有無（保護者回答）】



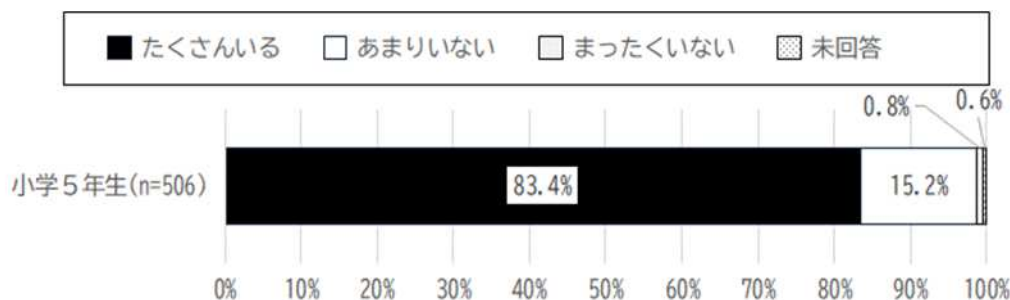
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

(4) 子どもの意識

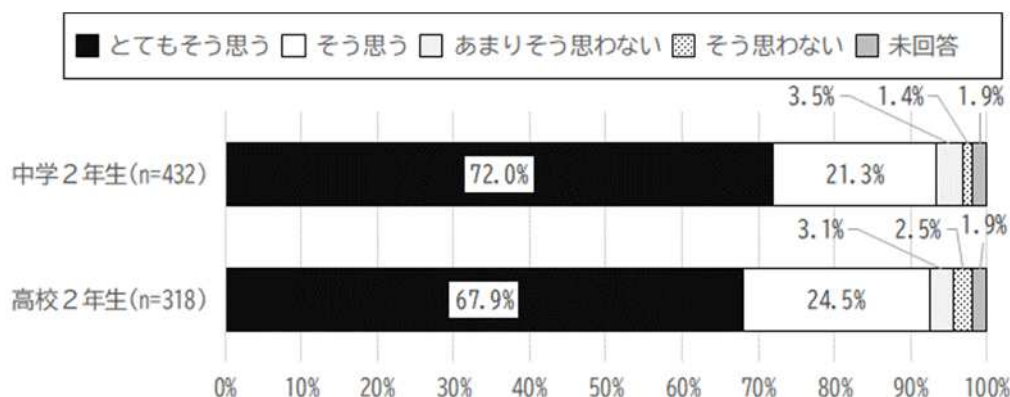
友だちづきあい

「子ども・若者調査」によると、小学5年生では友だちがまったくいない子ども⁶は0.8%（前回調査0.6%）です。中学2年生と高校2年生で親しい友だちがいない子ども⁷はそれぞれ1.4%（前回調査2.2%）、2.5%（前回調査1.7%）です。

【いつも遊んだり、話をしたりする友だちの有無（子ども回答）】



【親しい友達の有無（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

6 友だちがいない子どもは、図中の「まったくいない」の割合に該当する。

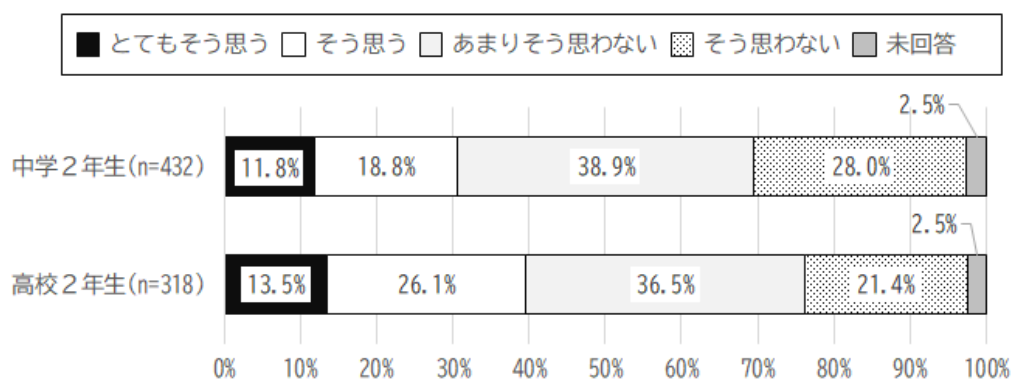
7 親しい友だちがいない子どもは、図中の「そう思わない」の割合に該当する。

友だちとうまく話せないことがある子どもは、年齢が上がるにつれて多くなる傾向があります。

**【友だちとうまく話せなかったり、
自分の思っていることが伝わらなかったりするものの有無（子ども回答）】**



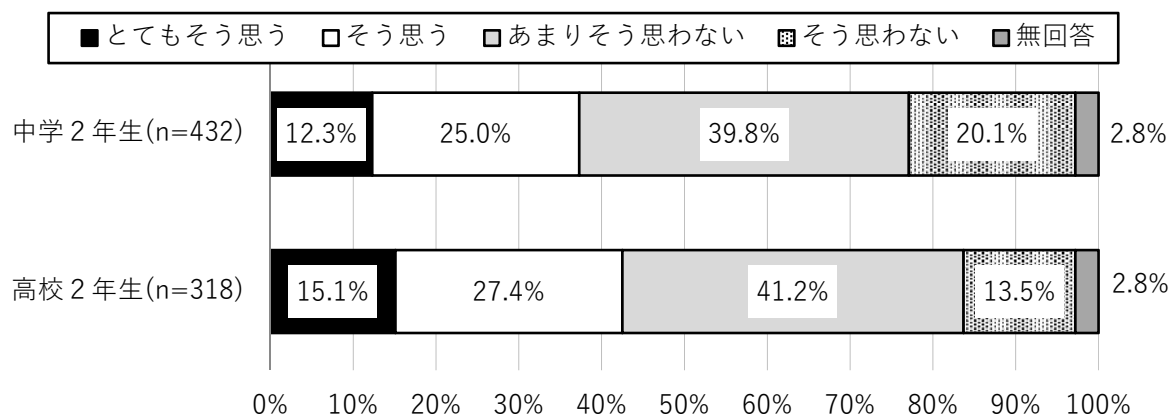
【友だちとうまく話せないことがある（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

中学2年生・高校2年生で、友だちというよりも一人でいる方が楽だと思う子ども⁸はそれぞれ、37.3%（前回調査 32.2%）、42.5%（前回調査 43.7%）です。前回調査と比較して、中学2年生は5.1ポイント増えましたが、高校2年生は1.2ポイント減りました。

【友だちといっしょにいるよりも、一人でいる方が気が楽（子ども回答）】



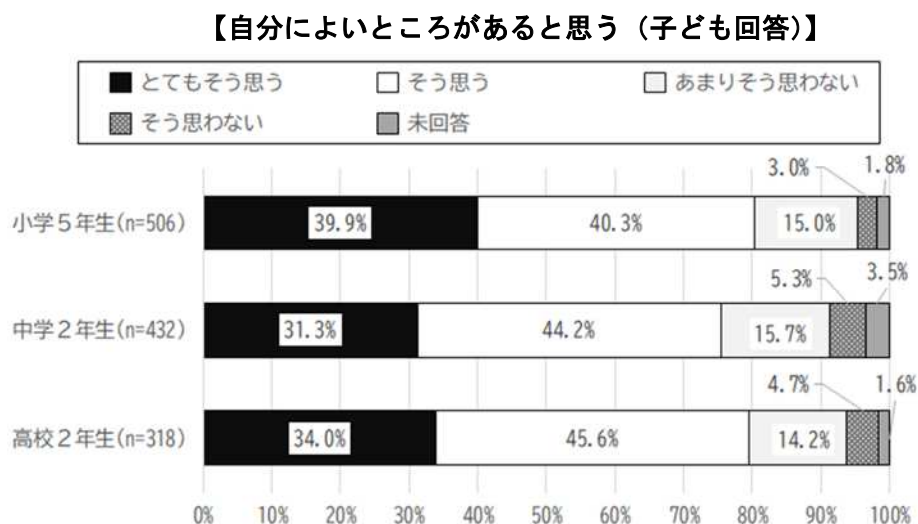
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

8 友だちというよりも一人でいる方が楽だと思う子どもは、図中の「とてもそう思う」、「そう思う」の割合に該当する。

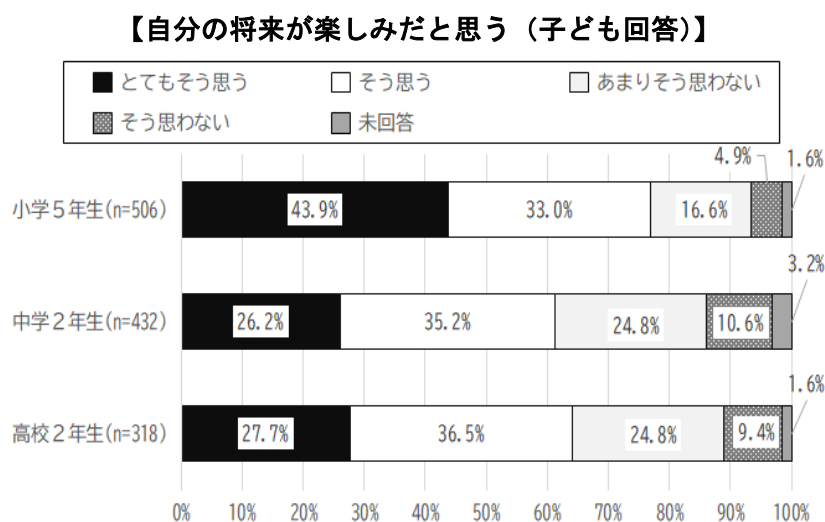
自己肯定感⁹につながる意識

「子ども・若者調査」によると、自分にはよいところがあると思う子どもは、小学5年生で80.2%（前回調査79.4%）、中学2年生で75.5%（前回調査71.3%）、高校2年生で79.6%（前回調査67.1%）となっており、前回調査と比較して、小学5年生は0.8ポイント、高校2年生は12.5ポイント増えています。一方で中学2年生は、2.3ポイント減りました¹⁰。



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

また、自分の将来を楽しみだと思う子どもは、小学5年生で76.9%（前回調査77.7%）、中学2年生で61.4%（前回調査68.7%）、高校2年生で64.2%（前回調査59.6%）となっており、前回調査と比較して、中学2年生は15.0ポイント減っています¹¹。



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

9 自己肯定感とは、自分のあり方を積極的・肯定的に評価できる感情のこと。

10 自分のよいところがあると思う子どもは、図中の「とてもそう思う」、「そう思う」の割合の合計に該当する。

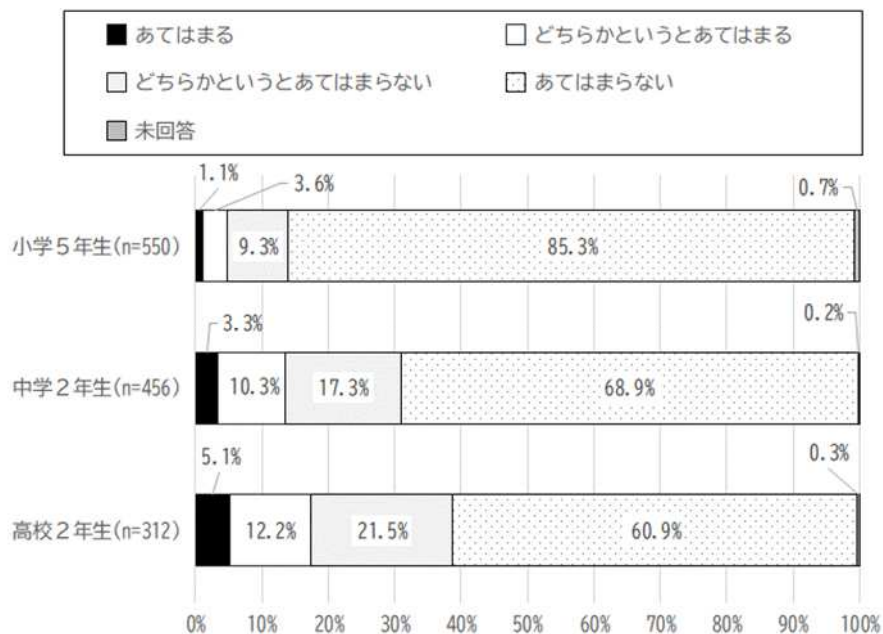
11 自分の将来を楽しみだと思う子どもは、図中の「とてもそう思う」、「そう思う」の割合の合計に該当する。

(5) 子どもの生活状況

生活時間

「子ども・若者調査」によると、保護者からみた家庭での子どもの様子として、生活が昼夜逆転しがちである子どもは、年齢が上がるにつれて多くなることが分かります。

【生活が昼夜逆転しがちである（保護者回答）】

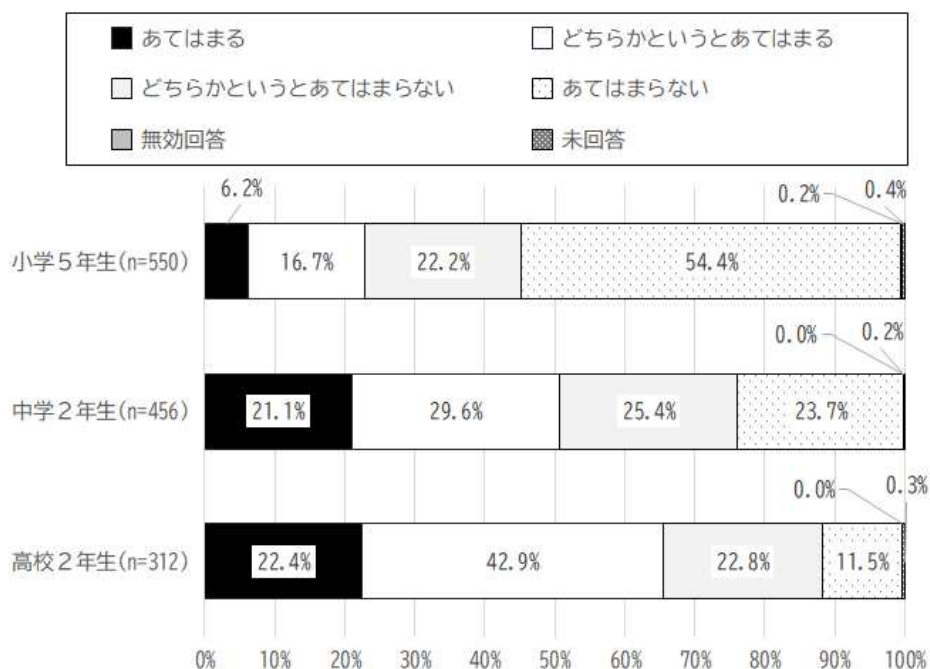


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

SNSの利用時間

「子ども・若者調査」によると、保護者からみた子どもの家庭でのSNSの利用時間については、年齢が上がるにつれて長時間利用する子どもは多くなります¹²。小学5年生で22.9%（前回調査7.7%）、中学2年生で50.7%（前回調査39.5%）、高校2年生で65.3%（前回調査47.8%）となっており、前回調査と比較して、各年代で10.0ポイント以上増えています。

【SNSを長時間利用している（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

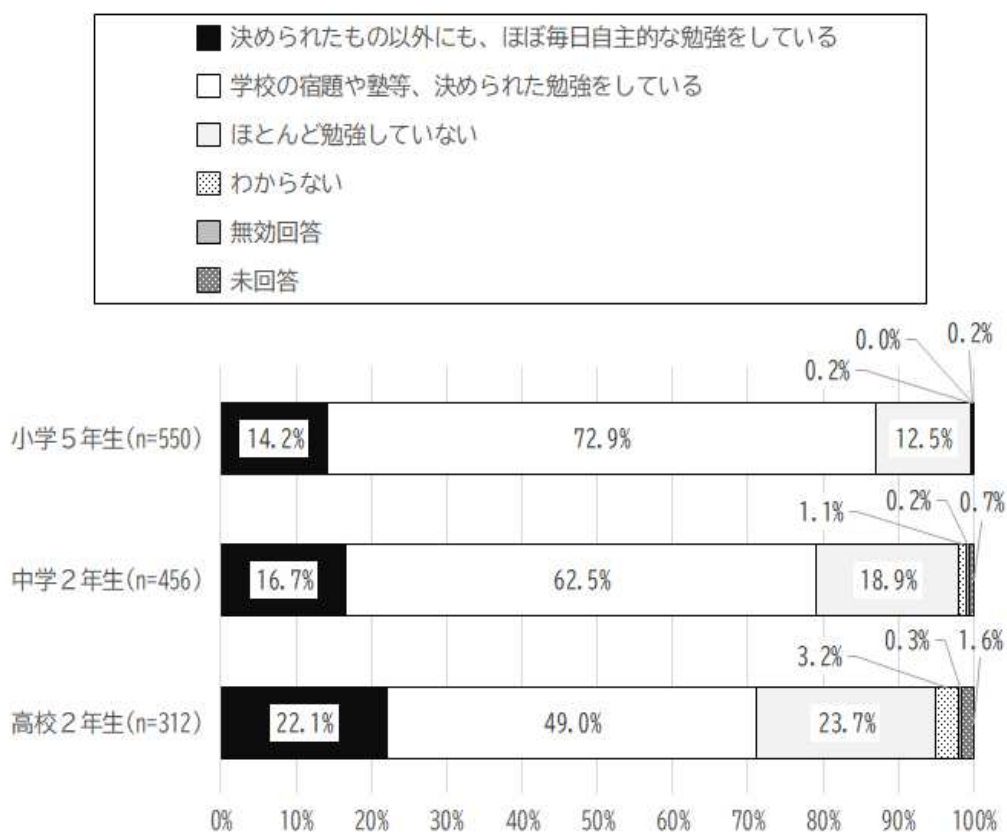
Note-----

12 長時間 SNS を利用する子どもは、図中の「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」の割合の合計に該当する。

学習習慣

「子ども・若者調査」によると、保護者からみた子どもの日頃の学習習慣はほとんど勉強をしていない子どもが、小学5年生で12.5%（前回調査7.6%）、中学2年生で18.9%（前回調査15.8%）、高校2年生で23.7%（前回調査27.7%）となっています。前回調査と比較して、小学5年生及び中学2年生でそれぞれ割合が4.9ポイント、3.1ポイント増えています。

【保護者からみた日頃の学習習慣（保護者回答）】

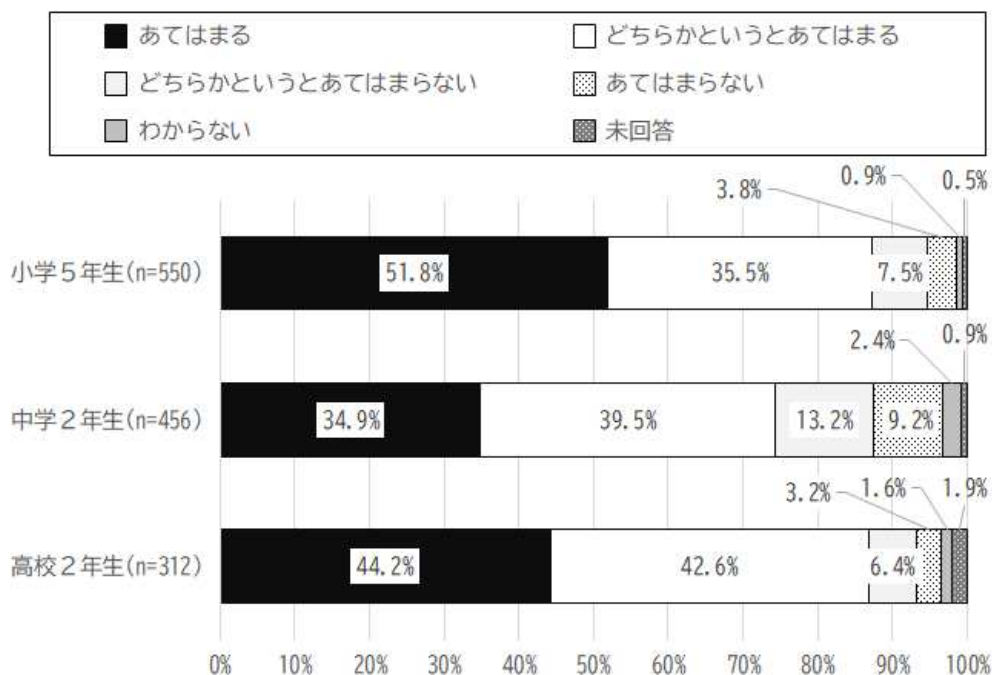


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

授業理解の状況

「子ども・若者調査」によると、保護者からみて学校の授業についていけない子どもは、小学5年生で11.3%（前回調査8.9%）、中学2年生で22.4%（前回調査19.7%）、高校2年生で9.6%（前回調査12.7%）となっています。前回調査と比較して、小学5年生及び中学2年生でそれぞれ割合が2.4ポイント、2.7ポイント増えています¹³。

【子どもが学校の授業についていけない（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

13 保護者からみて学校の授業についていけない子どもは、図中の「どちらかというにあてはまらない」、「あてはまらない」の割合の合計に該当する。

(6) 若者の生活状況

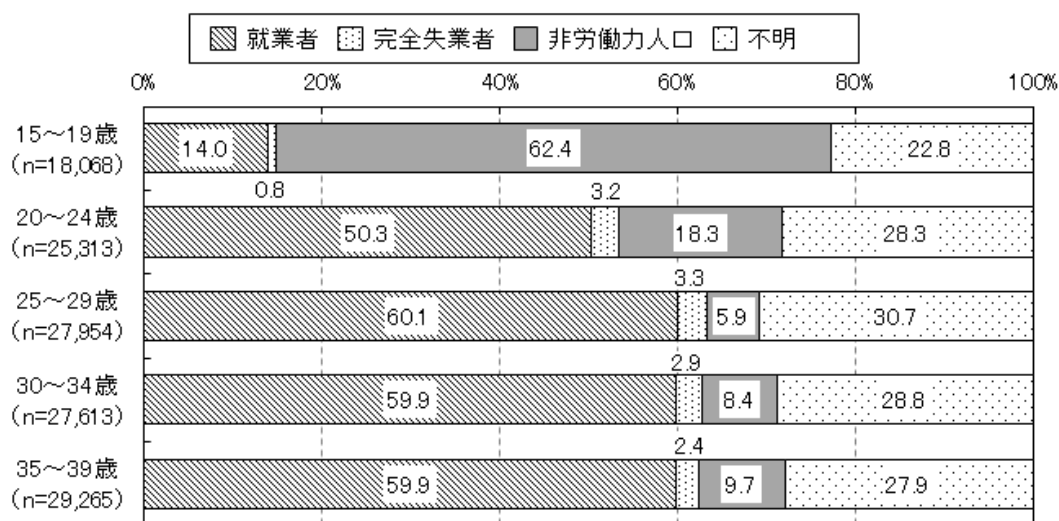
年代別就業状況

令和2年国勢調査から年代別に就業状況をみると、全体での就業者¹⁴は20歳以上になると50%を上回るようになり、全体での完全失業率は20歳以上になると3%前後となっています。

また、男女別の就業状況をみると、男性は20歳以上になると年代が上がるにつれて就業者が増え、女性は25歳～29歳が最も多くなります。

【年代別の就業状況¹⁵】

全体



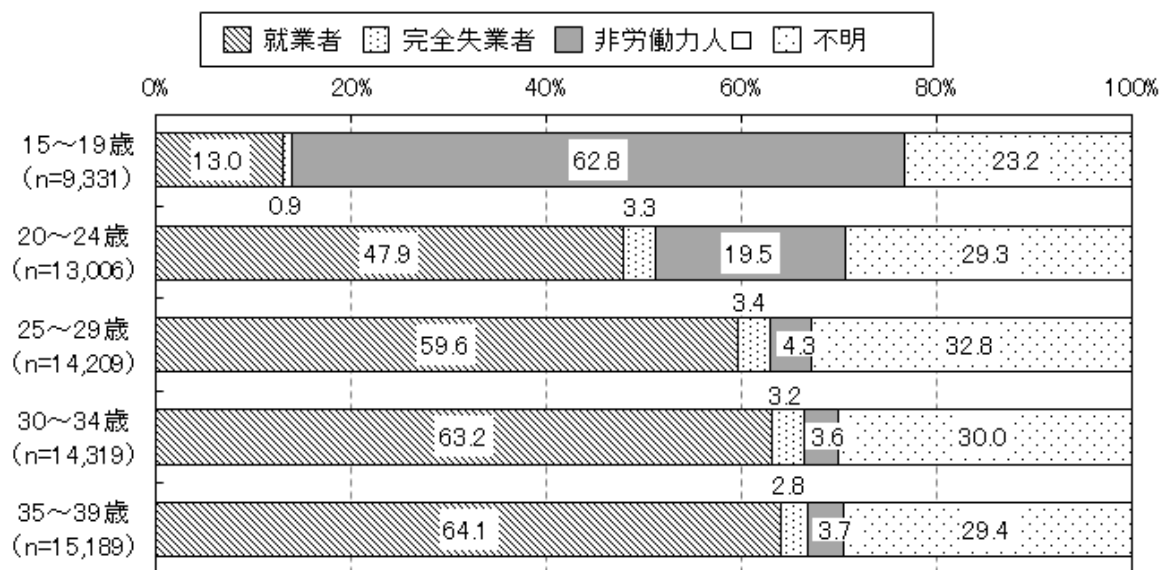
Note-----

14 就業者…収入を伴う仕事を少しでもした人。育児や介護、病気などにより休業中の人も含む。

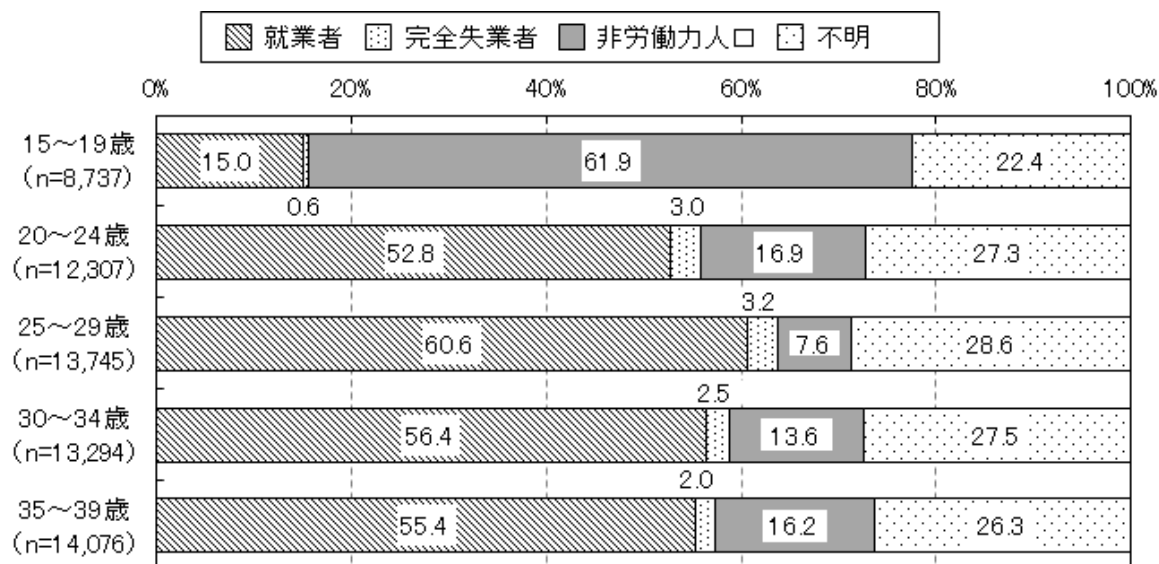
15 完全失業者…収入を伴う仕事を少しもしなかった人で、働くことが可能な人で、かつ積極的に仕事を探していた人。

非労働力人口…収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。専業主婦や学生、高齢者など。

男性



女性



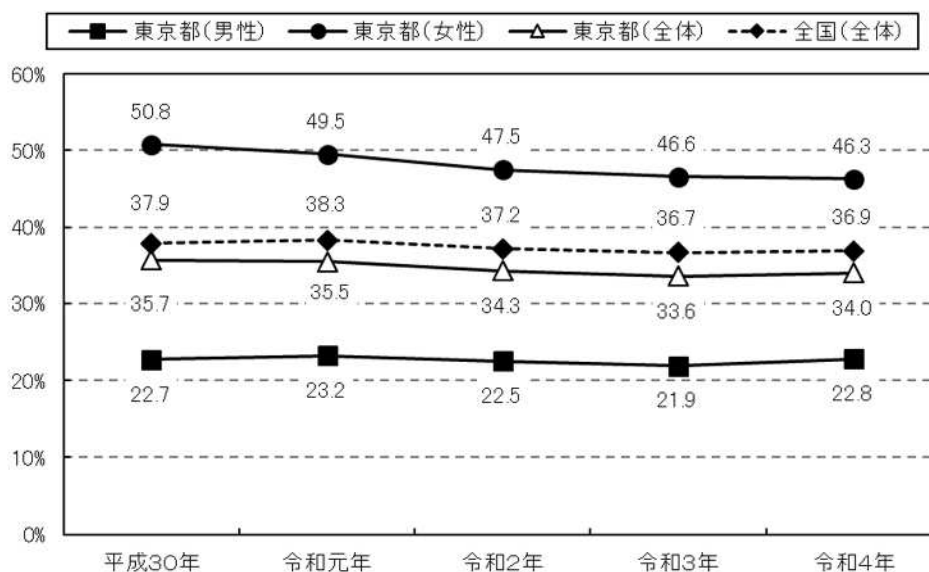
出典：令和2年国勢調査（総務省）

非正規雇用

東京都（女性）の非正規雇用比率は、平成30年と比べると減少しており、令和4年には46.3%となっています。

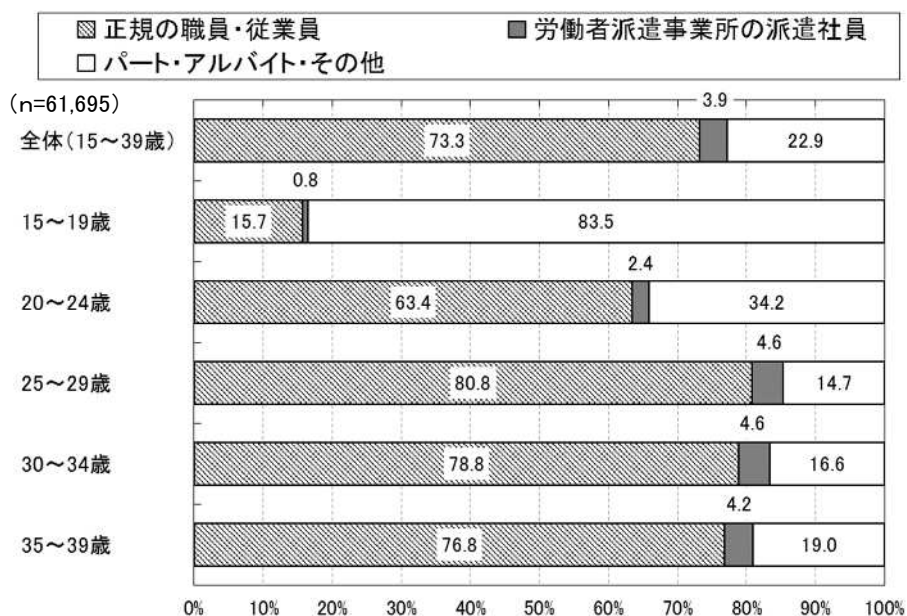
また、令和2年国勢調査によると、葛飾区における15歳～39歳の役員を除く雇用者は61,695人ですが、そのうちの3.9%は労働者派遣事業所の派遣社員、22.9%はパート・アルバイトとなっています。

【非正規雇用比率の推移（全国、東京都）：平成30年～令和4年】



出典：労働力調査（総務省） / 東京の労働力（労働力調査結果）

【葛飾区における雇用形態の内訳】

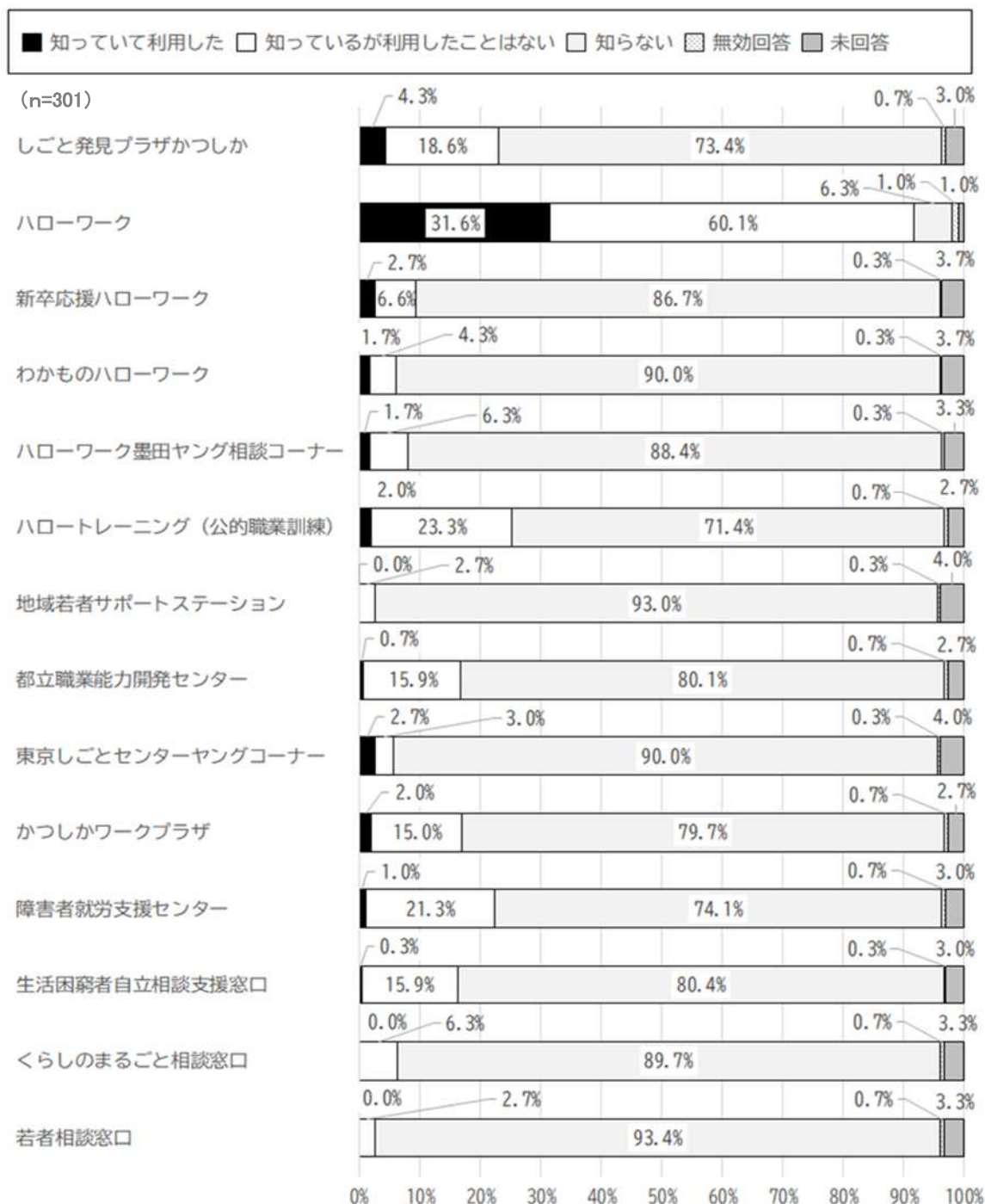


出典：令和2年国勢調査（総務省）

就労支援組織・機関に対する認知

「子ども・若者調査」で、若者の就労を支援する組織や取組に対する若者の認知度をみると、ハローワークを除き、あまり知られていない状況です。

【若者の就労を支援する組織・取組の認知¹⁶⁾】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

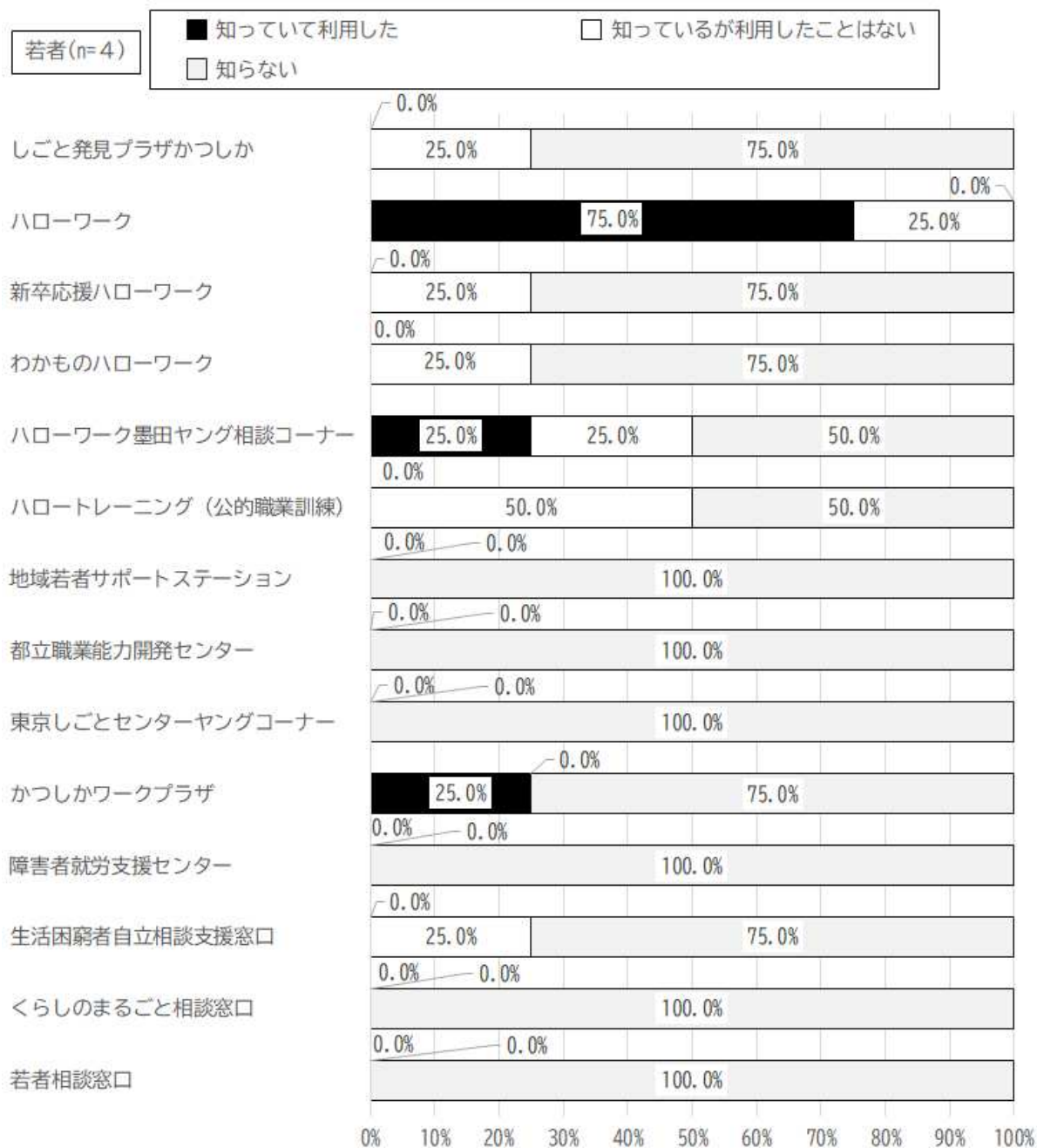
Note-----

16 各組織・取組は以下のとおりである。

- しごと発見プラザかつしか…葛飾区が「雇用・就業マッチング支援事業」の一環として行う無料職業紹介所。
- ハローワーク…地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する厚生労働省の機関。
- 新卒応援ハローワーク…大学等（大学・大学院・短大・専修学校）卒業予定者や、卒業後おおむね3年以内の若者を対象に就職を支援する施設。
- わかものハローワーク…正社員就職を目指す若者（おおむね45歳未満）を対象に就職を支援する施設。
- ハローワーク墨田ヤング相談コーナー…ハローワーク内で、35歳未満の若者の就職相談に応じる窓口。
- ハロートレーニング…希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得する職業訓練を受けることができる公的制度。
- 地域若者サポートステーション…若年無業者（ニート）等、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行っている施設。
- 都立職業能力開発センター…求職・転職者及び在職者の方向けの職業訓練を行うとともに、地域の中小企業の人材育成や人材確保の支援を行う機関。
- 東京しごとセンターヤングコーナー…就職支援アドバイザーによる個別カウンセリングをはじめ、様々な仕事探しのサポートメニューを提供している機関。
- かつしかワークプラザ…ハローワーク墨田の出先機関で、求人情報を検索・閲覧できるパソコンの提供や職業相談窓口。
- 障害者就労支援センター…障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面を一体的に支援する機関。
- 生活困窮者自立相談支援窓口…生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住居など、生活に困っている人を対象として、生活相談や就労などを支援する窓口。
- くらしのまると相談窓口…年齢や収入、障害などの有無に関わらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら支援していく窓口。
- 若者相談窓口…義務教育終了後、おおむね15歳～39歳までの葛飾区民や家族などを対象としたひきこもりや仕事などの悩みを相談できる窓口。

現在、働いてはいないが、求職活動をしている若者においては、ハローワーク、ハローワーク墨田ヤング相談コーナー、かつしかワークプラザの認知度が高くなっています。

【働いていないが就労活動をしている若者における若者の就労を支援する組織・取組の認知】

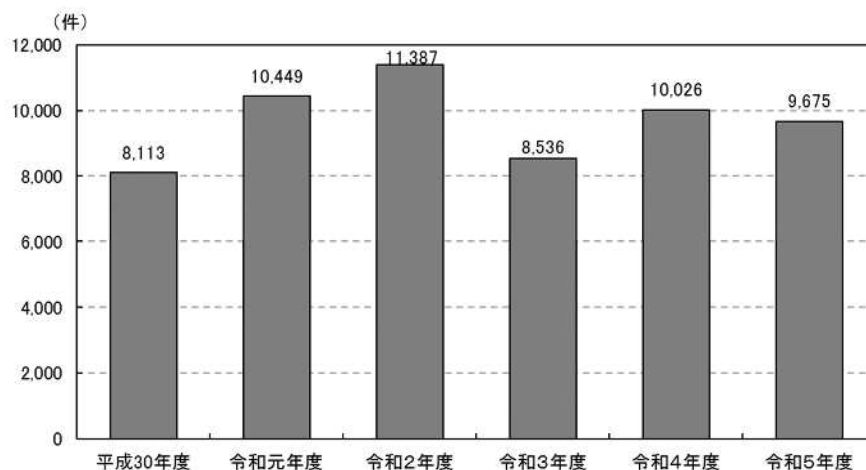


出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

若者の消費者トラブル

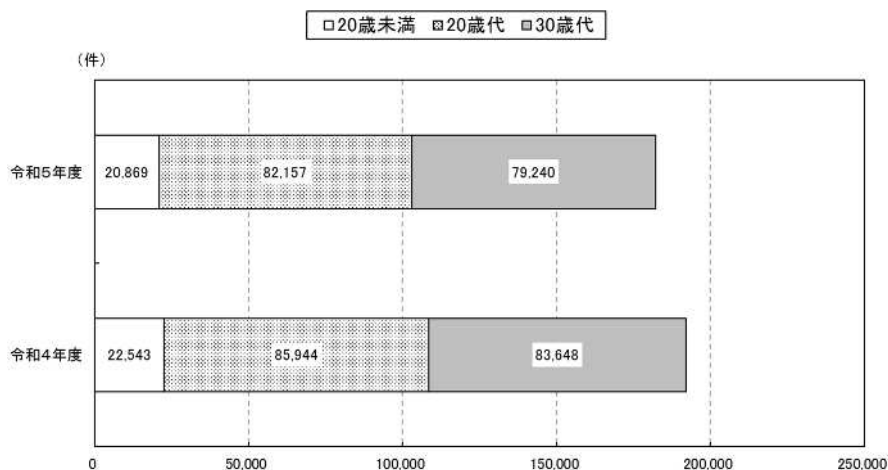
契約当事者 18 歳～19 歳の消費生活相談件数は、令和 2 年度が 11,387 件、令和 5 年度が 9,675 件となっています。

【契約当事者 18 歳～19 歳の年度別消費生活相談件数（全国）の推移
：平成 30 年度～令和 5 年度】



出典：18 歳・19 歳の消費生活相談の状況－2023 年度－（独立行政法人国民生活センター）
（備考）PIO-NET¹⁷（相談件数等は 2024 年 4 月 30 日までの PIO-NET 登録分）

【消費生活相談件数（全国）の推移：令和 4 年度～令和 5 年度】



出典：2023 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－
（独立行政法人国民生活センター）

Note-----

17 PIO-NET とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

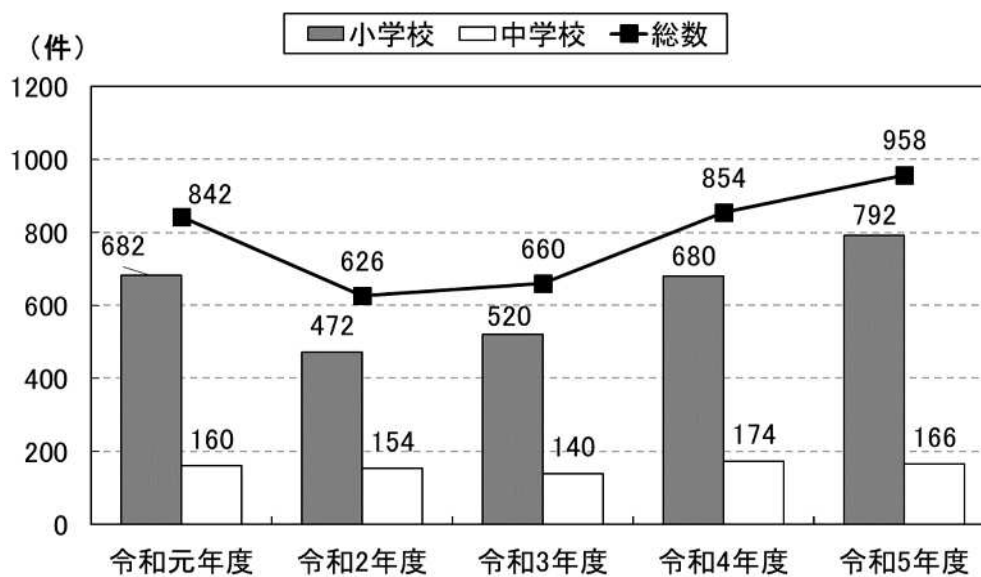
(1) 学校生活に関わる現状



いじめ

区立小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度には減少しましたが、令和3年度以降増加傾向にあります。

【葛飾区立小・中学校のいじめ認知件数の推移：令和元年度～令和5年度】

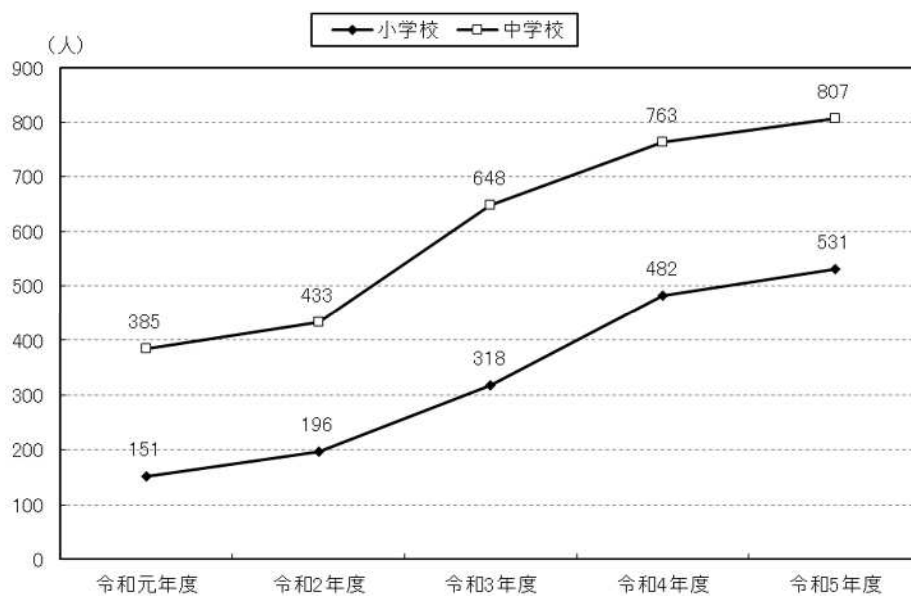


出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

不登校の状況

令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒は、小学校で531人、中学校で807人となっています。小学校・中学校ともに、令和元年度と比べると不登校の児童・生徒が増えています。

【葛飾区立小・中学校における不登校児数の推移：令和元年度～令和5年度】

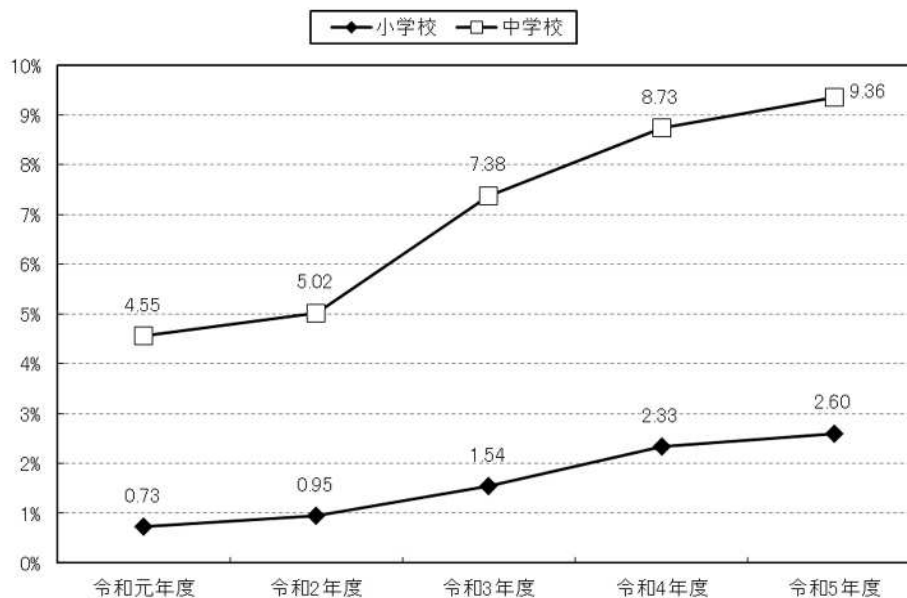


出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

不登校出現率

令和5年度における区立小・中学校における不登校児童・生徒の出現率は、小学校で2.60%、中学校で9.36%です。令和元年度からの推移をみると、小・中学校ともに増加傾向にあり、特に中学校は令和3年度以降、大幅に増加しています。

【葛飾区立小・中学校における不登校児の出現率の推移：令和元年度～令和5年度】

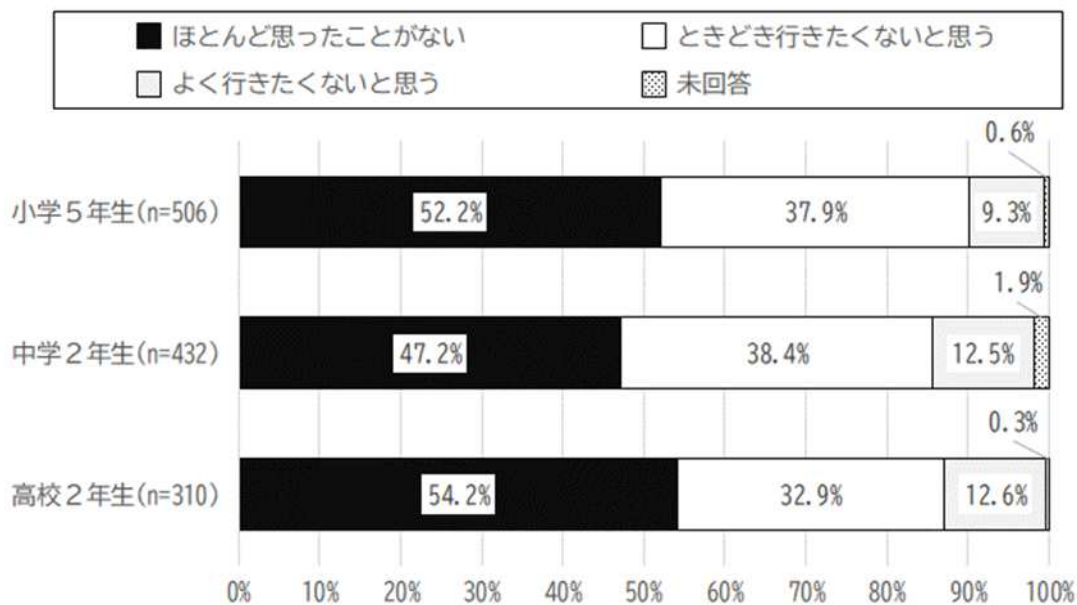


出典：葛飾区教育委員会事務局からの情報提供により作成

学校に行きたくない子ども

「子ども・若者調査」によると、学校に「よく行きたくないと思う」子どもは、小学5年生で9.3%(前回調査5.7%)、中学2年生で12.5%(前回調査10.0%)、高校2年生で12.6%(前回調査11.8%)となっています。

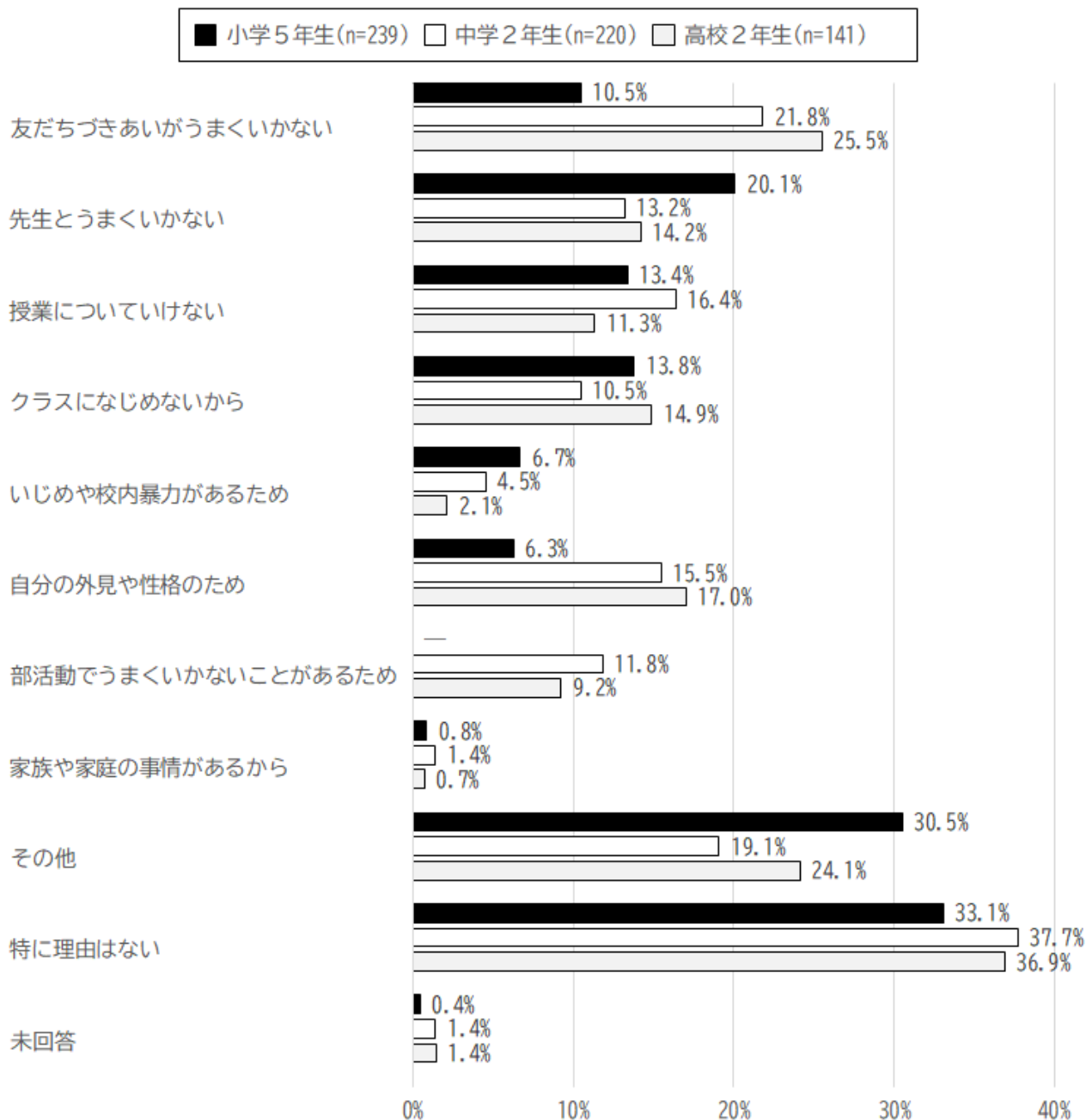
【学校に行きたくないと思ったことがある（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

「ときどき行きたくないと思う」子どもも含めて理由を尋ねたところ、具体的な理由としては小学5年生では「先生との関係」、中学2年生、高校2年生では「友だちづきあい」が最も多くなっています。授業についていけないという理由は、学年にかかわらず1割から1割半ばとなっています。

【学校に行きたくないと思う理由（子ども回答）】



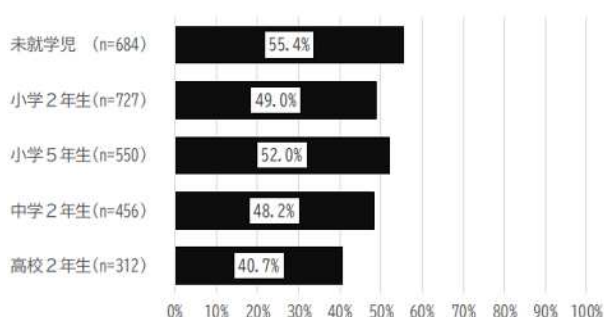
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

子どもの健康・発達・適応等の相談・支援のための組織・機関

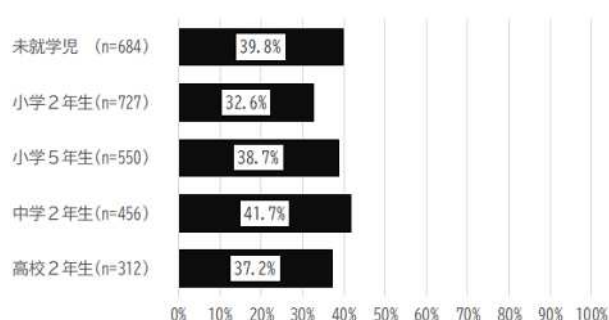
「子ども・若者調査」によると、子育てや子どもの健康・発達・適応等の相談・支援のための組織・機関に対する保護者の認知度は、子ども総合センターの認知度が未就学児の保護者が55.4%、小学5年生の保護者が52.0%と高くなっていますが、その他の組織・機関は年齢にかかわらず、5割未満の認知度でした。

【相談・支援のための組織・機関の認知度（保護者回答）】

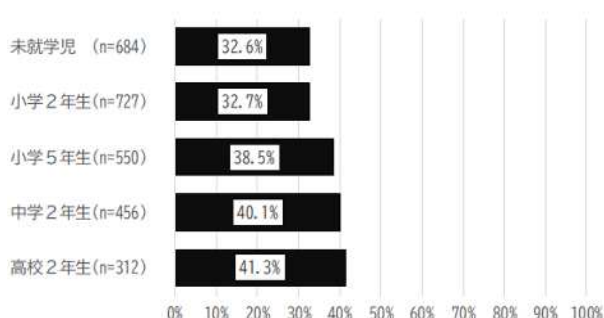
【子ども総合センター¹⁸】



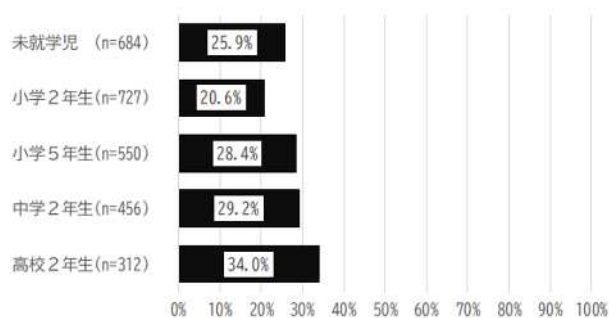
【総合教育センター】



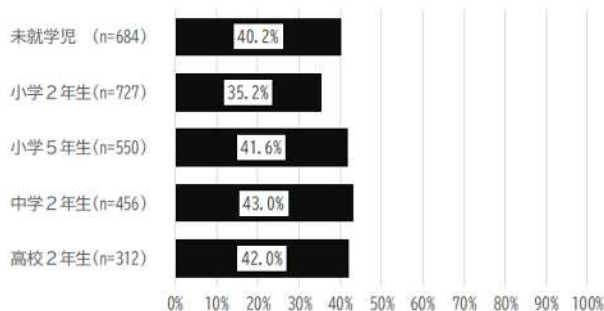
【生活困窮者自立支援相談窓口】



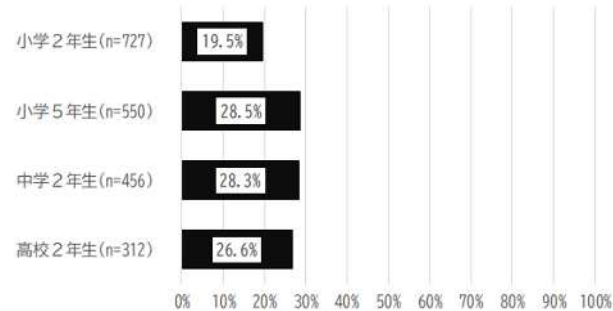
【くらしのまると相談窓口】



【ひとり親家庭の相談】



【青少年の生活相談】



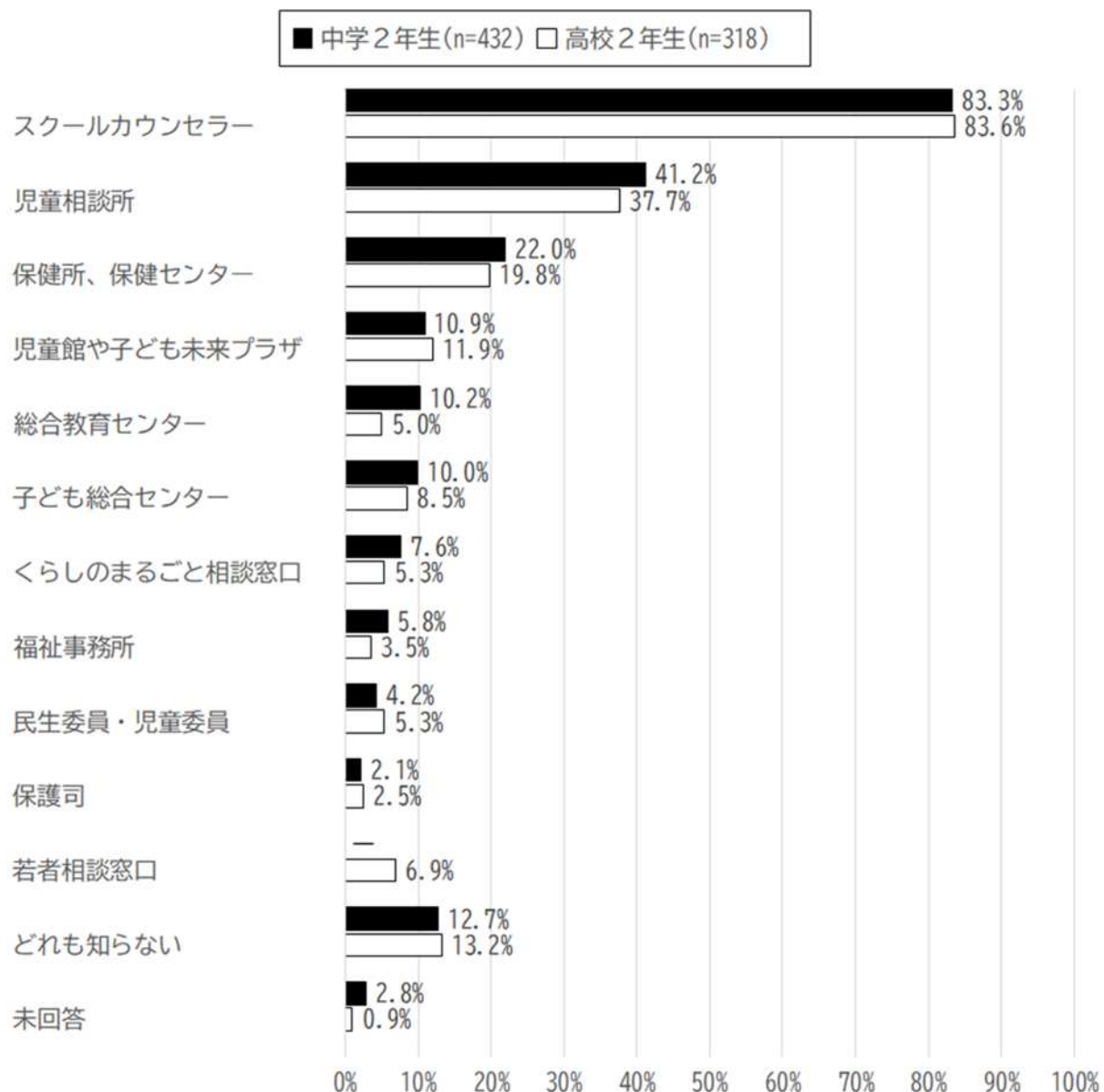
出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

18 子育て全般に関する相談や支援を行う施設。施設内には乳幼児と保護者が気軽に集い、学び支えあう場として子育てひろば、親子カフェも設置している。

中学2年生・高校2年生では、スクールカウンセラー¹⁹については8割以上の子どもが知っていますが、児童相談所²⁰については4割前後、子ども総合センターと総合教育センターについては1割程度の認知度でした。また、どれも知らないと回答した子どもが1割以上いました。

【悩み・不安を相談できる先の認知度（子ども回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

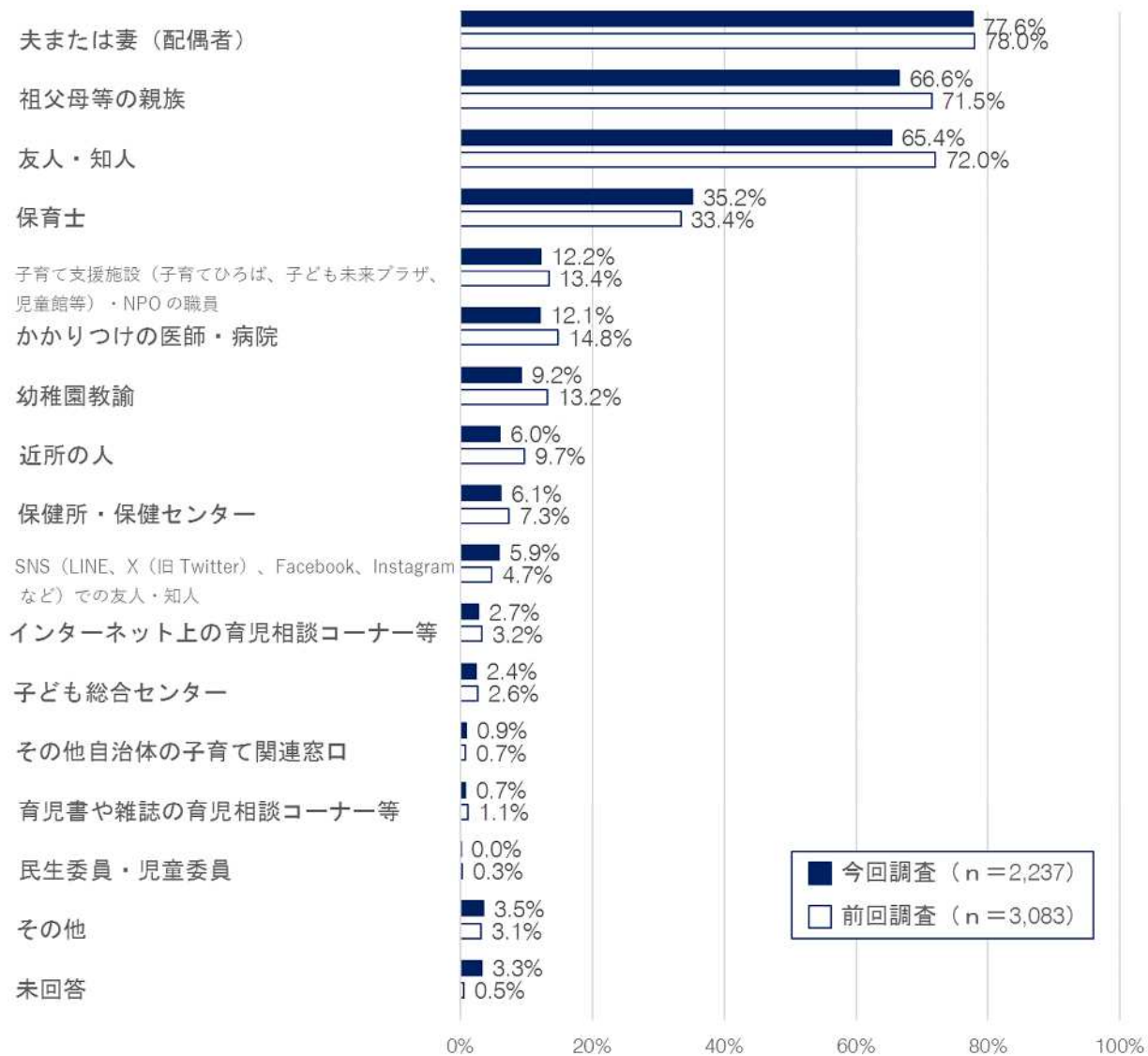
Note-----

19 児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家。

20 子どもの健やかな成長のため、子どもや家庭の問題を解決していく専門の相談機関。家庭で生活できない子どもの一時的な入所や養育家庭の募集も行う。

「子ども・子育てニーズ調査」によると、未就学児の保護者が、子育てに関する気軽な相談先として、「夫または妻（配偶者）」が77.6%となっており、次いで「祖父母等の親族」が66.6%、「友人・知人」が65.4%との回答になりました。

【子育てに関して、気軽に相談できる先（保護者回答）】



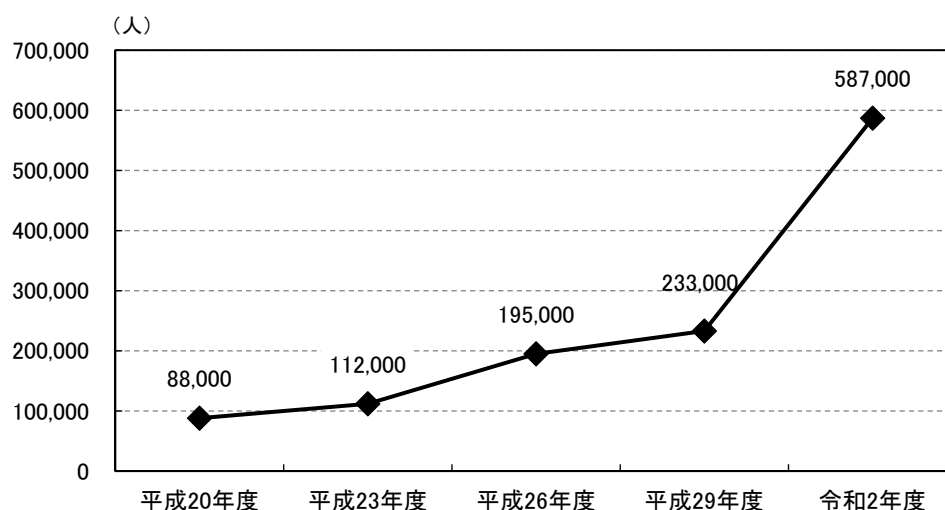
出典：葛飾区子ども・子育てニーズ調査

(2) 障害等に関わる現状

発達障害²¹の状況

厚生労働省による患者調査では、平成20年度の医療機関を受診した発達障害者数は8.8万人だったのに対して、令和2年度には58.7万人に増えています。

【診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した
発達障害者数（全国）の推移：平成20年度～令和2年度】

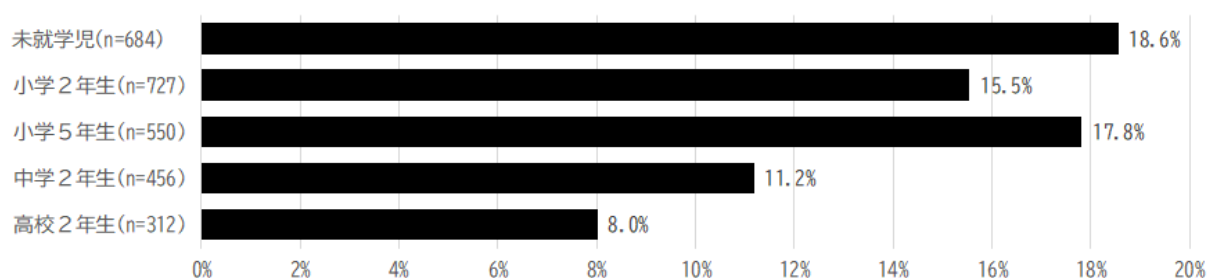


出典：患者調査（厚生労働省）より作成

発達に対する不安

「子ども・若者調査」によると、子どもの発達や障害について不安に思う保護者は、未就学児で18.6%、小学5年生で17.8%となっています。

【子どもの発達や障害について不安に思う保護者の割合（保護者回答）】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

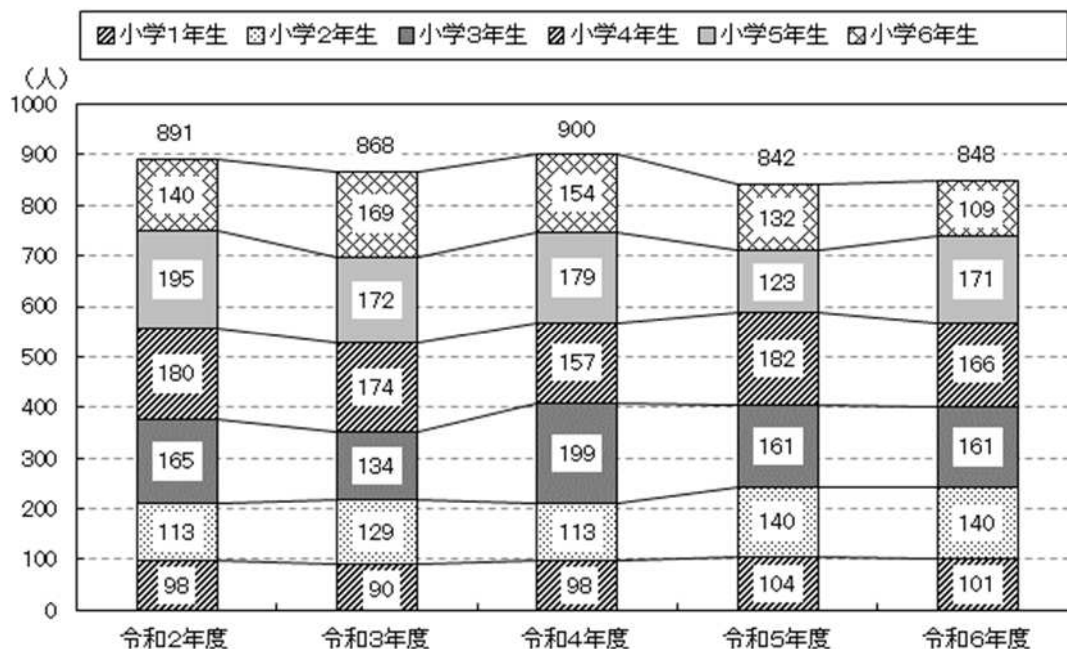
Note-----

21 発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。令和2年度に診断等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数が大きく増えている。これは、発達障害への理解や認知度の向上などにより、対象者に気づきやすくなった結果として、病院での受診を受ける者が増えた可能性がある。

特別支援教室に通う児童数

平成 28 年度から小学校に設置された特別支援教室²²に通う令和 6 年度の児童は、848 人でした。

【特別支援教室に通う児童数の推移：令和 2 年度～令和 6 年度】



出典：葛飾区立学校児童・生徒・園児数より作成

Note-----

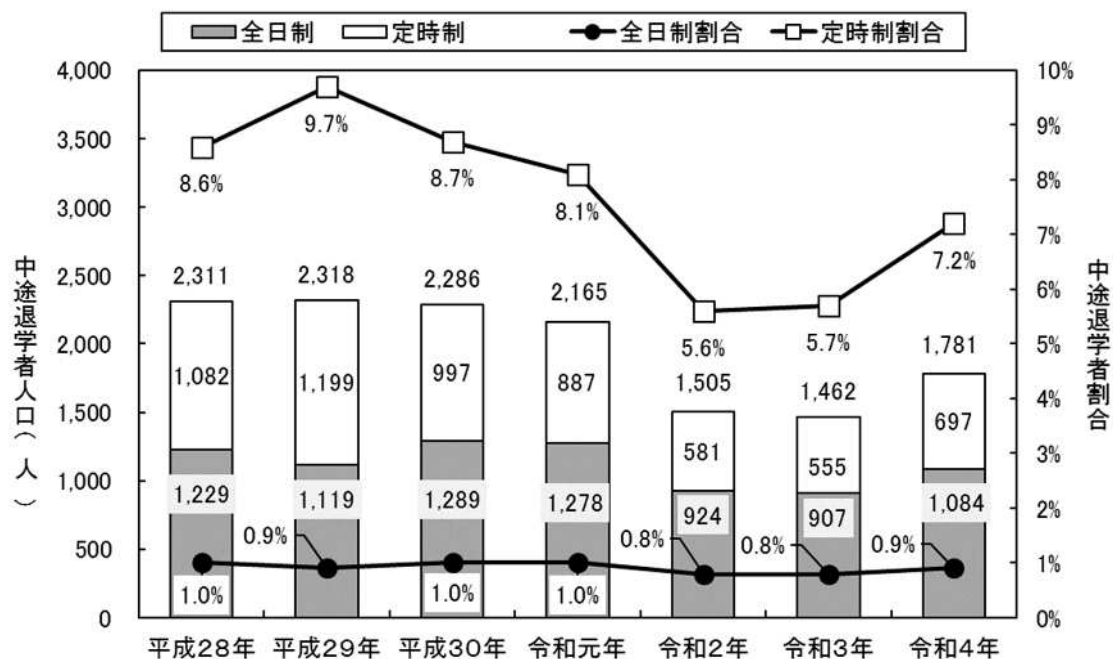
22 通常の学級に在籍する発達に課題のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。葛飾区では、平成 28 年度から全区立小学校で、平成 30 年度から全区立中学校で特別支援教室を設置している。

(3) 社会参画に関わる現状

中途退学者数

東京都の公立高校の中途退学者数は平成 29 年度以降、全日制・定時制ともに減少傾向にありましたが、令和 4 年度の中途退学者数の合計は 1,781 人（全日制 1,084 人、定時制 697 人）となり、令和 3 年度より 319 人増えました。中途退学率は、全日制で 0.9%、定時制で 7.2%となっています。

【都内公立高等学校における中途退学者数と退学率の推移：平成 28 年度～令和 4 年度】



出典：児童・生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査（東京都）

中途退学の理由

東京都において令和 4 年度に中途退学した生徒の理由をみると、全日制・定時制ともに学校生活・学業不適応が最も多くなっています。

【中途退学の理由（令和 4 年度）】

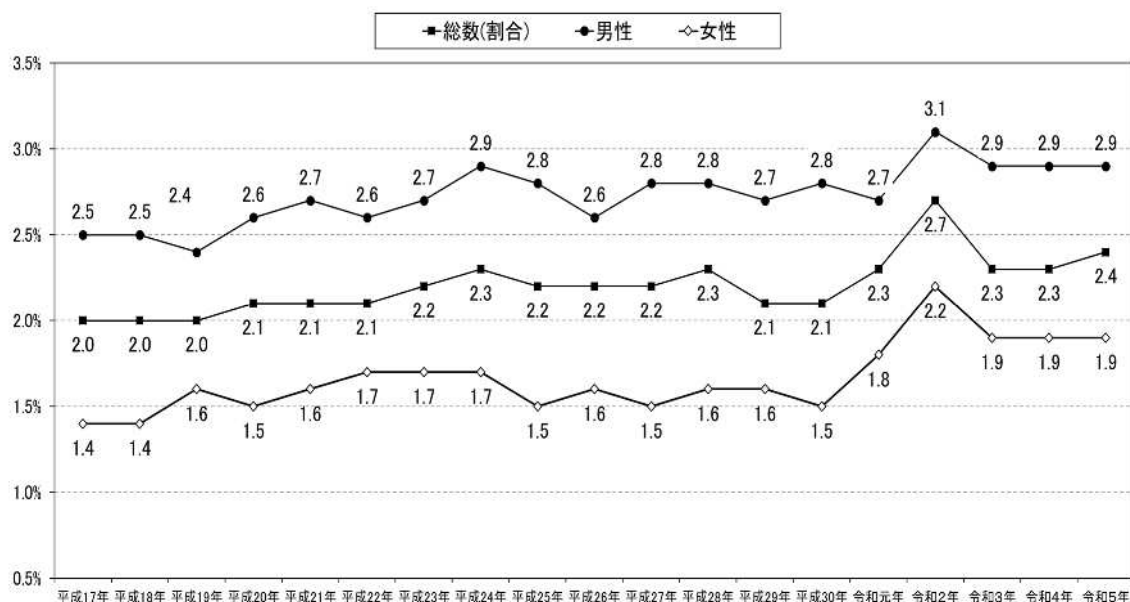
	全日制		定時制	
	退学者数	構成比	退学者数	構成比
学校生活・学業不適応	536人	49.4%	318人	45.6%
進路変更	281人	25.9%	245人	35.2%
学業不振	170人	15.7%	53人	7.6%
その他	97人	9.0%	81人	11.6%
総計	1,084人	100.0%	697人	100.0%

出典：児童・生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査（東京都）

若年無業者（ニート）の状況

労働力調査によると、15歳～39歳の若年無業者（ニート）の数は、令和5年で約76万人であり、15歳～39歳人口に占める割合は2.4%となっています。平成17年と比べると増えています。

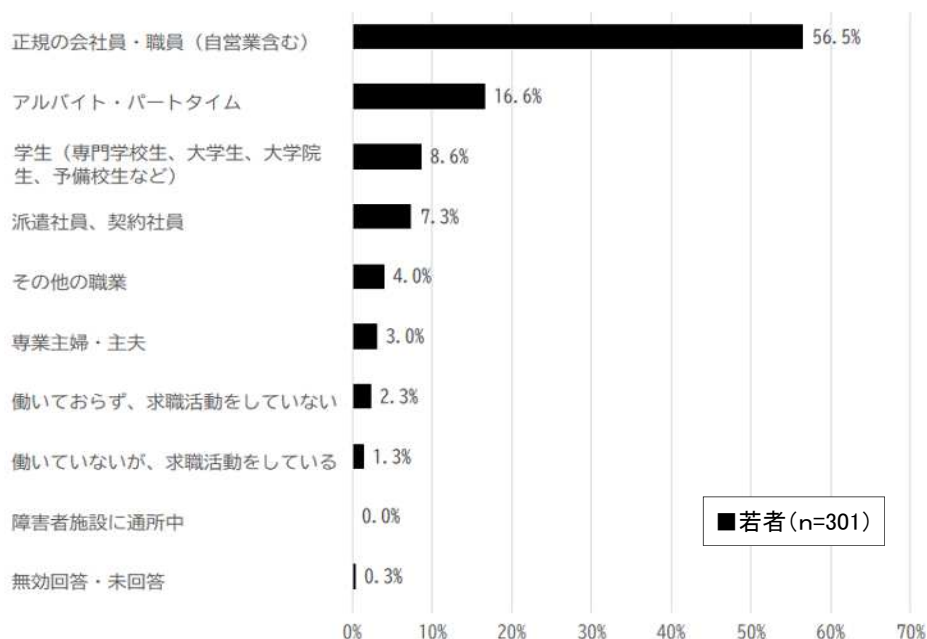
【15歳～39歳人口に占める若年無業者の割合（全国）の推移：平成17年～令和5年】



出典：労働力調査（総務省）

「子ども・若者調査」にて18歳～39歳の若者を対象として就業状況を尋ねたところ、「働いておらず、求職活動をしていない」人は2.3%でした。

【若者の就業状況】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

ひきこもり²³

内閣府が令和4年に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15歳～39歳の回答者7,035人のうち、広義のひきこもりに該当する人は2.05%です。

「子ども・若者調査」の結果から、「こども・若者の意識と生活に関する調査」と同じ条件での広義のひきこもりに該当する人は1.0%となり、内閣府における結果と比較して割合が低くなっています。

【広義のひきこもりに該当する人数（割合）】

n=301

単位：人

普段外出する	普段外出しない ²⁴		
	外出しようとし ない（ないしは外出して いない） 期間が6か月未満	外出しようとし ない（ないしは外出して いない） 期間が6か月以上	
		広義のひきこもりに 該当しない人	広義のひきこもりに 該当する人
274	7	17	3 (1.0%)

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

23 「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、広義のひきこもりを、6か月以上外出しようとし（ないしは外出していない）人から、病気や妊娠、在宅での就業という理由の人と自宅で育児をしている専業主婦等を除いた人と定義している。葛飾区においても同様の条件を「子ども・若者調査」に適用し、上記の3人（1.0%）を算出している。

24 「普段の外出の状況」の設問にて「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を選択した27人を「普段外出しない」としている。

(4) 非行・犯罪に関わる現状

20 歳未満の行方不明者

葛飾区において令和 4 年に把握されている 20 歳未満の行方不明者件数は、届出があったものが 40 件、発見されたものが 14 件、保護されたものが 7 件となっています。令和 2 年と比べると、届出数・発見数・保護数が少なくなっています。

【20 歳未満の行方不明者の推移：令和 2 年～令和 4 年】

(人)

	年度	20歳未満の行方不明者		
		届出	発見	保護
東京都	令和 2 年	967	975	450
	令和 3 年	1,069	1,045	522
	令和 4 年	1,181	1,148	613
葛飾区	令和 2 年	53	30	13
	令和 3 年	35	18	12
	令和 4 年	40	14	7

出典：葛飾区統計書

非行少年²⁵

葛飾区において令和４年に刑法ないし特別刑法において犯罪を犯した子どもは８１人、触法児が５９人です。飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為をした子どもは７４９人となっています。

【非行少年の検挙・補導等の件数の推移：令和２年～令和４年】

(人)

	年度	非行少年等									
		総数	非行少年								不良 行為
			総数	刑法犯 (交通業過等を除く)			特別法犯 (道路交通法令違反を除く)			ぐ犯	
				総数	犯罪	触法	総数	犯罪	触法		
東京都	令和 2 年	33,836	4,202	3,154	2,265	889	597	465	132	451	29,634
	令和 3 年	30,187	4,066	2,925	1,876	1,049	720	584	136	421	26,121
	令和 4 年	37,001	4,038	3,042	1,919	1,123	675	499	176	321	32,963
葛飾区	令和 2 年	1,363	143	126	93	33	7	7	-	10	1,220
	令和 3 年	1,095	162	145	88	57	11	11	-	6	933
	令和 4 年	808	149	125	74	51	15	7	8	9	749

出典：葛飾区統計書

Note-----

25 非行少年…犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年。

犯罪少年…罪を犯した１４歳以上２０歳未満の者。

触法少年…１４歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした者。

ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。

不良行為少年…非行少年には該当しないが飲酒、喫煙、深夜はいかいその他の自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。

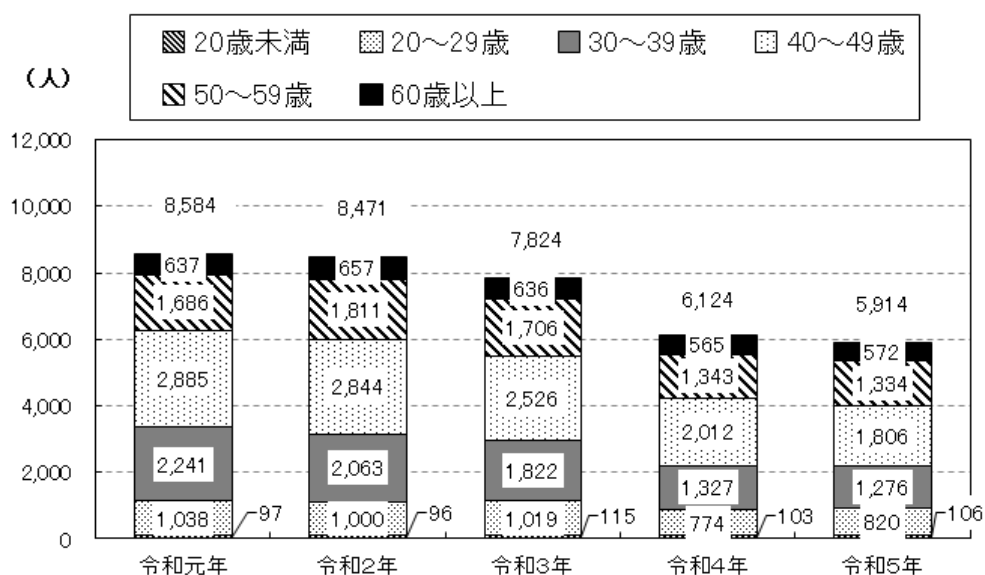
薬物事犯の検挙状況

薬物による事犯をみると、覚醒剤については令和5年時点で5,914人となっており、そのうち39歳以下は2,202人、20歳未満は106人となっています。

大麻については令和元年から増加しています。特に39歳以下で増えており、令和元年に3,627人であったのに対して令和5年には5,741人と約2,000人増えています。20歳未満も増えており、令和5年には1,222人と全体の約2割です。

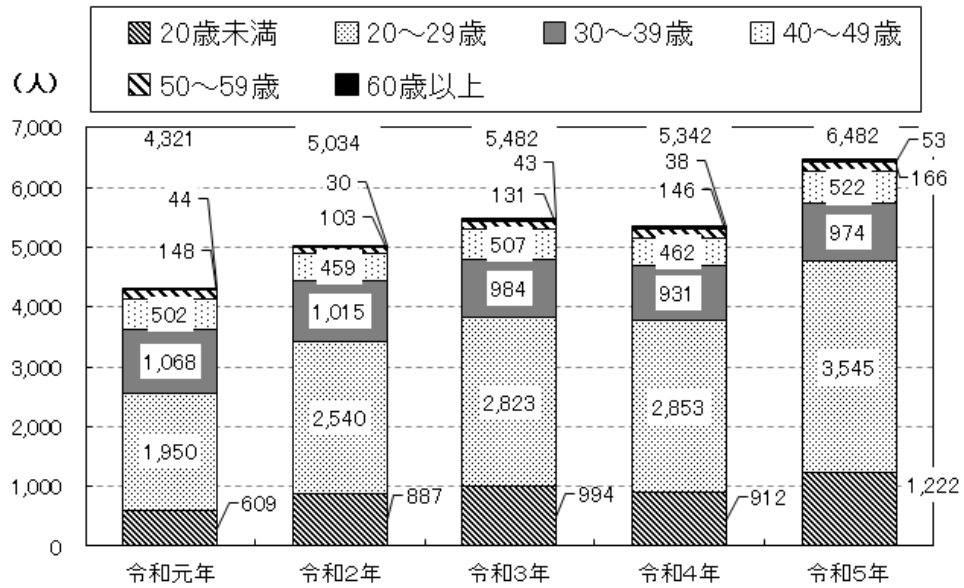
危険ドラッグについては令和5年時点で395人で、そのうち39歳以下は316人、20歳未満は37人となっています。全体的に令和3年以降、増加しています。

【覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移：令和元年～令和5年】



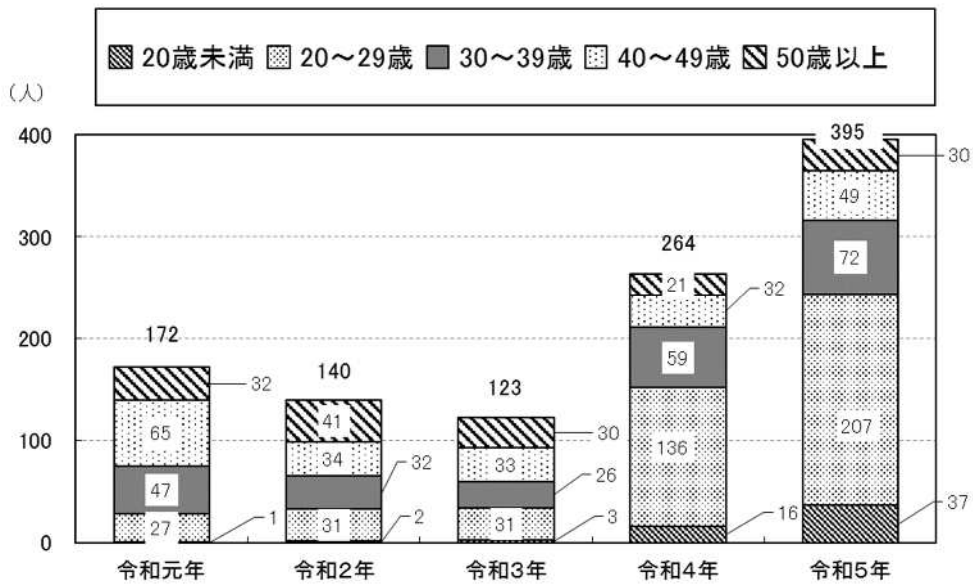
出典：令和5年における組織犯罪の情勢（警視庁）より作成

【大麻事犯年齢別検挙人員の推移：令和元年～令和5年】



出典：令和5年における組織犯罪の情勢（警視庁）より作成

【危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移：令和元年～令和5年】

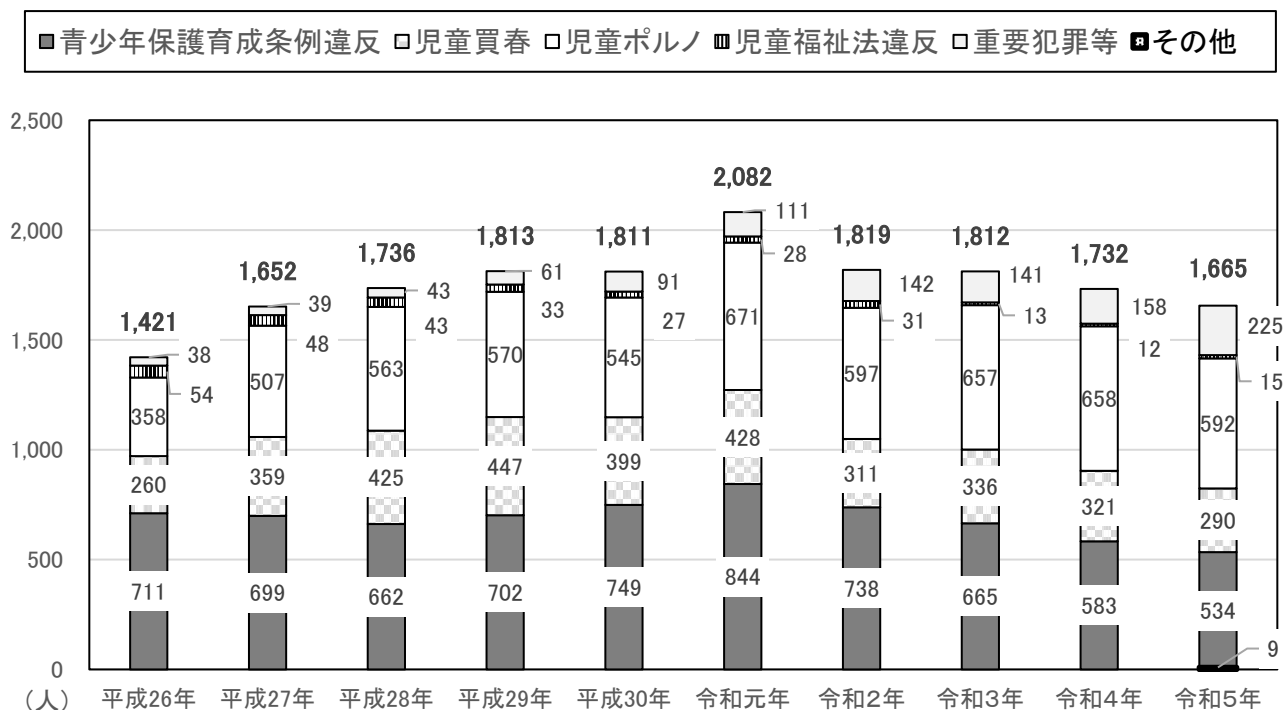


出典：令和5年における組織犯罪の情勢（警視庁）より作成

SNSに起因した子どもの被害状況

SNSに起因する事犯の被害児童数（18歳未満）は、平成26年頃から令和元年度まで増加し、令和2年度以降は減少傾向にあります。令和5年においては、全国で1,665人の被害が発生しています。

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移：平成26年～令和5年】



出典：「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」（警察庁）より作成

令和5年の被害児童を学識別にみると、中学生が44.9%と高校生よりも多く被害に遭っています。大半が中・高校生ですが、小学生も少ないながらも被害に遭っています。

【学識別にみたSNSに起因する事犯の被害児童数と割合】

	小学生	中学生	高校生	その他
被害児童数	139人	748人	713人	65人
割合	8.4%	44.9%	42.8%	3.9%

出典：「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」（警察庁）より作成

(5) ひとり親家庭に関わる現状

ひとり親家庭²⁶

葛飾区のひとり親世帯数は、令和2年国勢調査の時点では、母子世帯が1,865世帯、父子世帯が219世帯です。

【母子世帯及び父子世帯の推移：平成22年～令和2年】

(世帯)

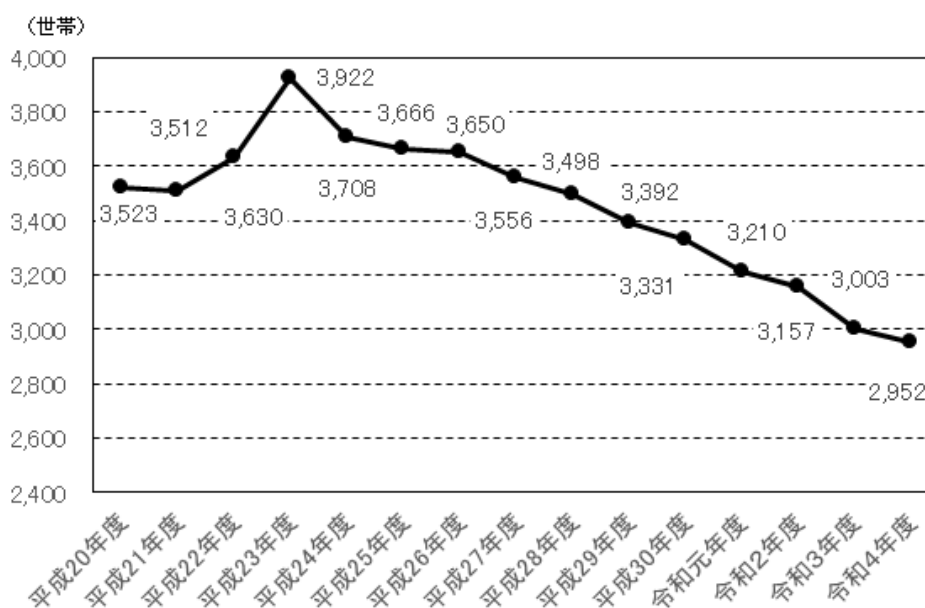
	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	2,215	2,314	1,865
父子世帯	296	266	219

出典：平成22年、27年、令和2年国勢調査（総務省）より作成

児童扶養手当²⁷

令和4年度に、葛飾区において児童扶養手当を支給している世帯は2,952世帯となっています。平成24年度以降、年々減少しています。

【児童扶養手当の受給世帯数の推移：平成20年度～令和4年度】



出典：葛飾区の現況より作成

Note-----

26 国勢調査の世帯の家族類型別一般世帯のうち「母子世帯」と「父子世帯」を取り上げている。未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯。

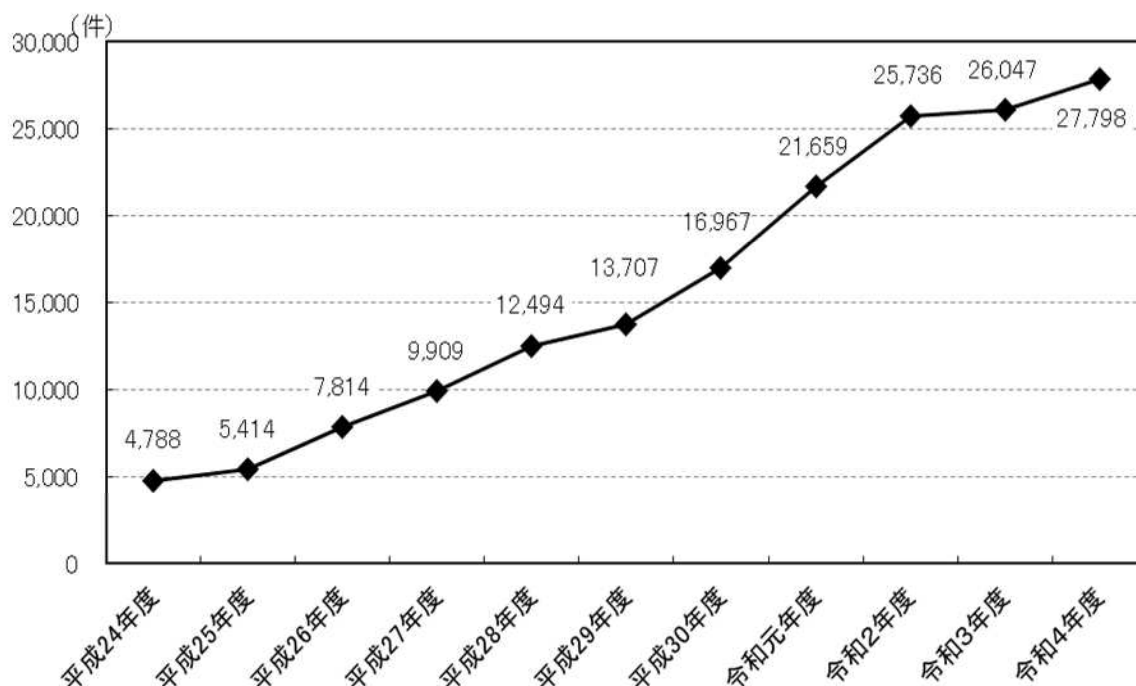
27 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度。

(6) 心身の安定・安心に関わる現状

東京都の虐待相談対応件数

令和4年度における東京都での児童虐待相談の対応件数は27,798件でした。平成25年度以来、面前DV²⁸等の警察からの通告が増えたことや児童相談所全国共通ダイヤル（虐待通報電話）“189”の開設により、件数が大きく増加しています。直近3か年は比較的緩やかに増加しています。

【児童相談所における虐待相談対応件数の年度別推移：平成24年度～令和4年度】



出典：事業概要（東京都児童相談所）

葛飾区児童相談所での虐待相談件数

令和5年10月1日に葛飾区児童相談所を開設して以降、令和5年度の葛飾区児童相談所での虐待相談新規受理件数は、663件でした。

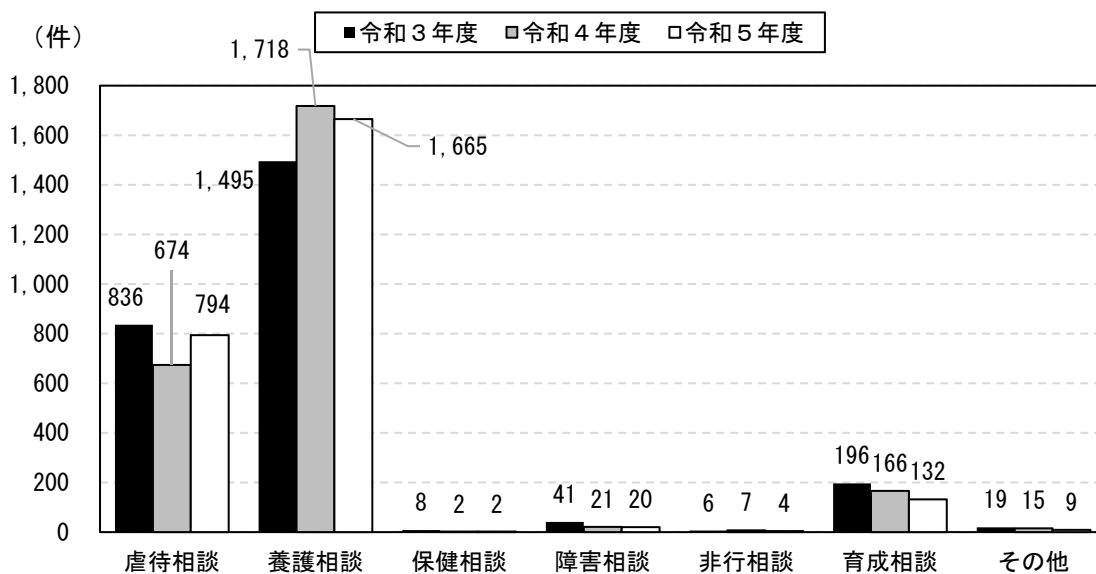
Note-----

28 子どものいるところで配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。子どもの心身に影響を与え、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症することもある。児童虐待防止法にて心理的虐待の一つと規定されている。

葛飾区子ども総合センターでの虐待相談件数

葛飾区子ども総合センターでの虐待相談新規受理件数については、令和3年度は836件、令和4年度は674件、令和5年度は794件でした。

【子ども総合センターへの相談種別別新規受理件数の推移：令和3年度～5年度】



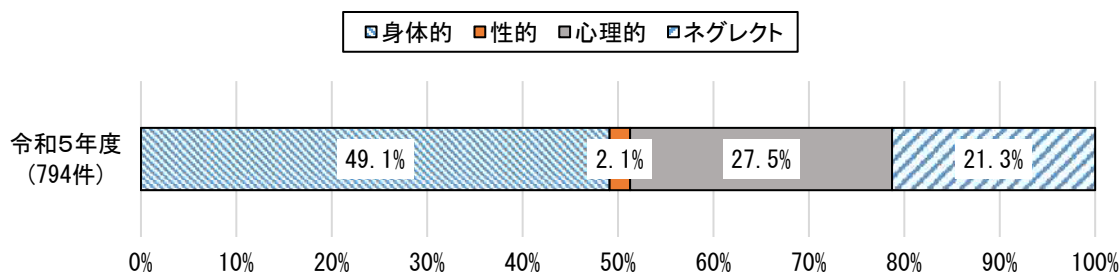
出典：子ども総合センター相談実績より作成

虐待内容

相談内容について虐待種別でみると、身体的虐待が49.1%で最も多く、ついで心理的虐待が27.5%、ネグレクトが21.3%となっています。

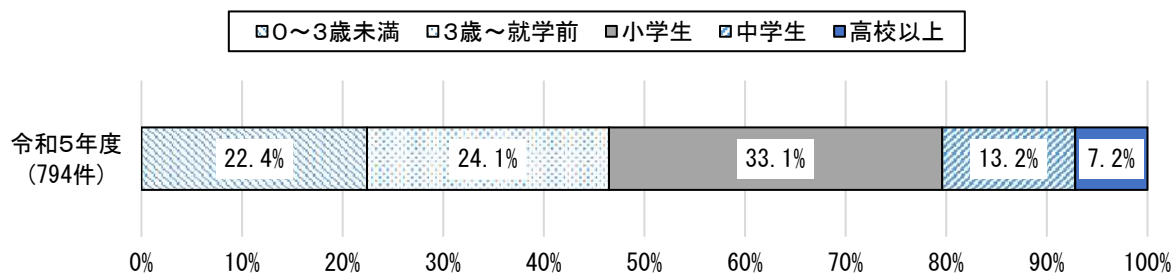
また、被虐待児童の年齢をみると、就学前の児童に対する虐待が4割を超えており、主な虐待者については実母が52.8%、実父が41.4%となっています。

【葛飾区子ども総合センターへの虐待相談の相談種類（令和5年度・新規受理）】



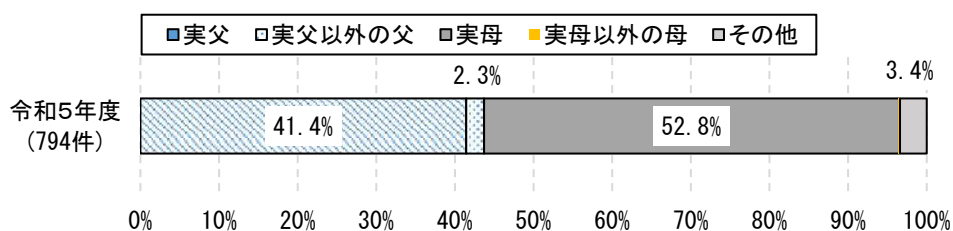
出典：子ども総合センター相談実績より作成

【葛飾区子ども総合センターでの虐待相談における被虐待児の年齢内訳（令和5年度・新規受理）】



出典：子ども総合センター相談実績より作成

【葛飾区子ども総合センターへの虐待相談における虐待者（令和5年度・新規受理）】



出典：子ども総合センター相談実績より作成

子どもの育ちに対して負担を及ぼす行為

「子ども・若者調査」の結果から、ネグレクトにつながる行為、子どもを否定するような行為、虐待につながる行為といった、子どもの育ちに負担を及ぼし得る行為について、1つでも当てはまると回答した人の割合は、子どもの年齢が低い世帯ほど高くなる傾向があります。

また、子どもの年齢に関わらず、虐待につながる行為があると1割前後の保護者が回答しています。

【子どもの育ちに対して負担を及ぼす行為があると回答した人数及び割合（保護者回答）】

区分	ネグレクトにつながる行為 ²⁹		子どもを否定するような行為 ³⁰		虐待につながる行為 ³¹	
	回答者数	割合	回答者数	割合	回答者数	割合
未就学児 (n=684)	28 人	4.1%	39 人	5.7%	60 人	8.8%
小学2年生 (n=727)	29 人	4.0%	38 人	5.2%	65 人	8.9%
小学5年生 (n=550)	19 人	3.5%	30 人	5.5%	52 人	9.5%
中学2年生 (n=456)	16 人	3.5%	21 人	4.6%	58 人	12.7%
高校2年生 (n=312)	6 人	1.9%	13 人	4.2%	22 人	7.1%

出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

29 「子ども・若者調査」では、12項目の子どもへの接し方について、4段階評価（あてはまる、どちらかというとあてはまる、どちらかというとあてはまらない、あてはまらない）で尋ねている。ここでいうネグレクトにつながる行為は、「子どもに関心が持てなくなるときがある」、「子どもの世話が億劫でやらないことがある」、「子どものことを無視することがある」で、表の割合は、3つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

30 ここでいう子どもを否定するような行為は、「子どもの心を傷つけるようなことを言うことがある」、「子どもの考えややろうとすることなどを否定することがある」で、表の割合は、2つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

31 ここでいう虐待につながる行為は、「しつけの一環として子どもの顔や体を叩くことがある」、「子どもの前で家族がケンカをすることがある」で、表の割合は、2つの行為のいずれかに「あてはまる」と回答した人の割合である。

自殺者数

葛飾区における 39 歳以下の自殺者は令和元年以降、約 20 人～30 人程度で推移しています。

【自殺者数の推移：令和元年～令和 5 年】

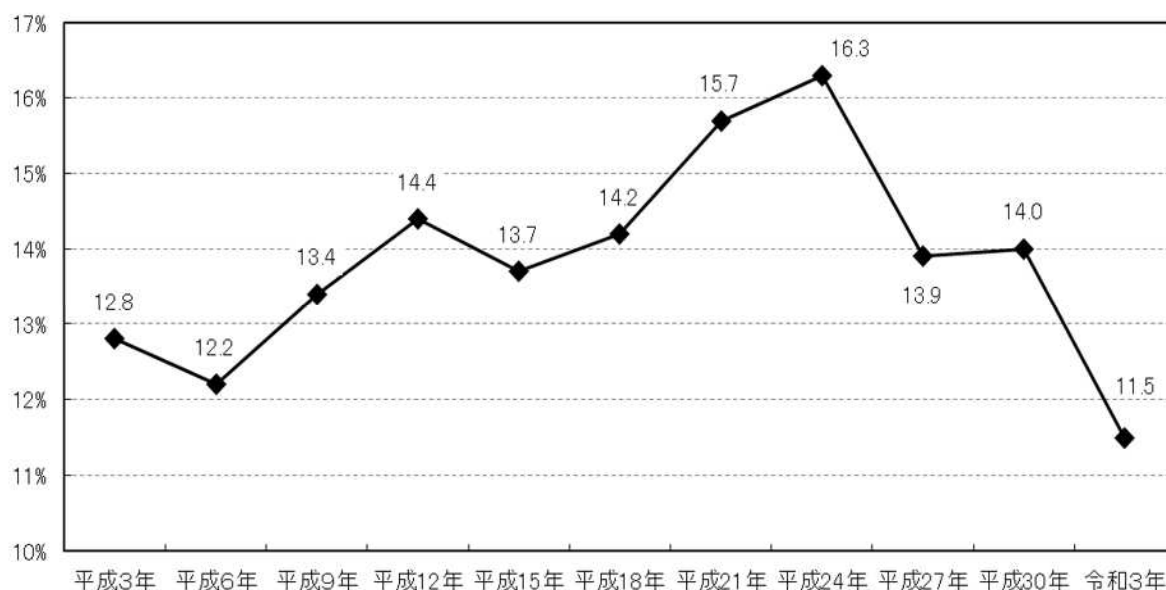
	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
20歳未満	5	2	5	3	1
20～29歳	13	9	10	16	11
30～39歳	8	8	12	11	17
40～49歳	15	15	12	12	24
50～59歳	23	12	16	21	14
60～69歳	11	17	6	10	13
70～79歳	17	17	11	10	9
80歳以上	13	9	5	4	12
不詳	0	0	0	0	0
39歳以下合計	26	19	27	30	29
総計	105	89	77	87	101

出典：「厚生労働省自殺の統計」より作成

(1) 子どもの貧困率³²

17歳以下の子どもの貧困率の推移をみると、平成24年の16.3%をピークに減少傾向が続きます。令和3年は11.5%となり、8人に1人は貧困ラインを下回る状況です。世帯構成による違いをみると、大人が2人以上いる世帯に比べて大人が1人（ひとり親家庭）の貧困率が高くなっています。

【子どもの貧困率（全国）の推移：平成3年～令和3年】

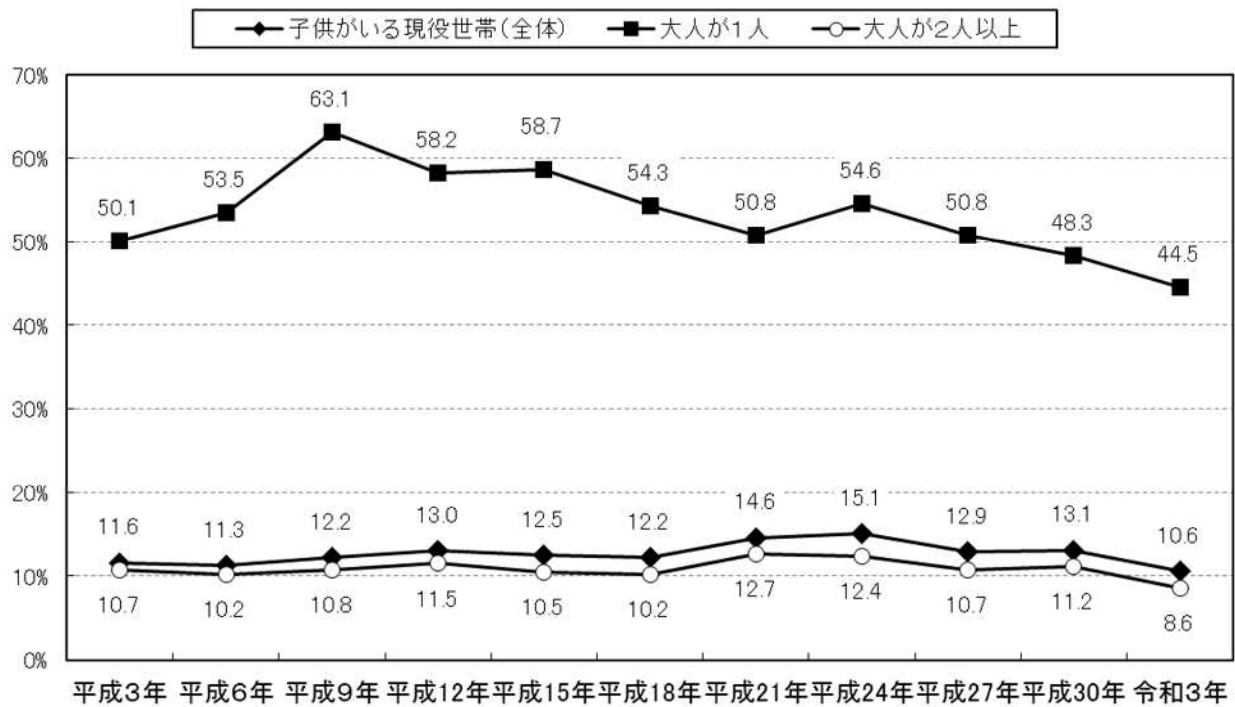


出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

Note-----

32 17歳以下子ども全体に占める等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線に満たない子どもの割合。

【子どもがいる現役世帯の貧困率³³（全国）の推移：平成3年～令和3年】



出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

Note-----

33 等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

(2) 生活困難層の割合

東京都が平成 28 年度に発表した「子供の生活実態調査」では、「生活困難」を低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如の 3 つの要素に基づいて分類し、要素の該当数により生活困難層³⁴を抽出しています。それら 3 つの要素から生活困難層を抽出したところ、以下のとおり報告されています。低所得、家計のひっ迫、子どもの体験・所有物の欠如のいずれか 2 つ以上に該当する「困窮層」は学年にかかわらず 1 割以下となっています。ただし、ひとり親家庭に関しては三世代で生活していても「困窮層」は 1 割～2 割と、全体と比べて多くなっています。

【生活困難層の割合（東京都、全体）】

	小学 5 年生	中学 2 年生	16～17 歳
生活困難層	20.5%	21.6%	24.0%
困窮層	5.7%	7.1%	6.9%
周辺層	14.9%	14.5%	17.1%
一般層	79.5%	78.4%	76.0%

出典：東京都「子供の生活実態調査」

【生活困難層の分布（東京都）：世帯タイプ別】

		年齢層	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)
(サンプル数)		小学 5 年生	2,210	237	321	57
		中学 2 年生	2,177	239	354	75
		16～17歳	1,868	229	377	77
生活困難層	困窮層	小学 5 年生	4.0%	8.3%	12.7%	10.7%
		中学 2 年生	5.2%	3.9%	16.3%	22.0%
		16～17歳	4.2%	3.8%	19.0%	16.2%
	周辺層	小学 5 年生	13.1%	17.8%	20.2%	38.2%
		中学 2 年生	12.7%	14.1%	22.9%	30.5%
		16～17歳	15.4%	14.6%	22.9%	45.5%
一般層		小学 5 年生	82.9%	73.9%	67.1%	51.1%
		中学 2 年生	82.1%	82.0%	60.8%	47.5%
		16～17歳	80.4%	81.6%	58.1%	38.3%

出典：東京都「子供の生活実態調査」

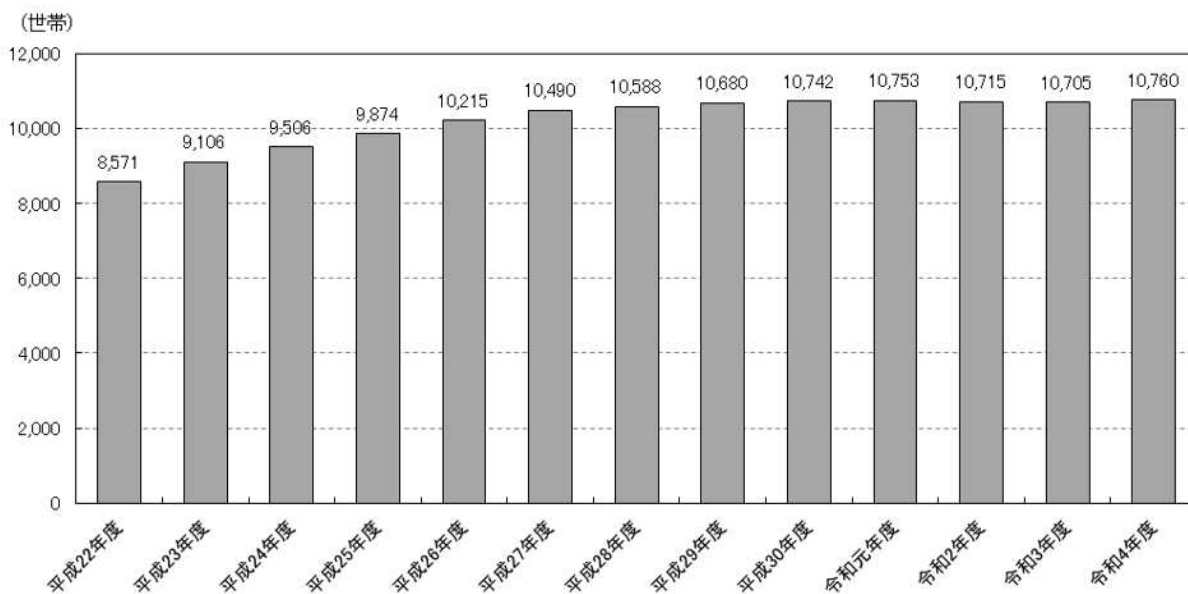
Note-----

34 2 つ以上の要素に該当する世帯を「困窮層」、いずれか 1 つに該当する世帯を「周辺層」と定義している。

(3) 生活保護受給状況

東京都年報（福祉・衛生行政統計）によると、令和4年度における生活保護³⁵を受給している葛飾区の世帯数は10,760世帯で、直近5年は同水準で推移しています。

【葛飾区の被保護世帯数の推移：平成22年度～令和4年度】



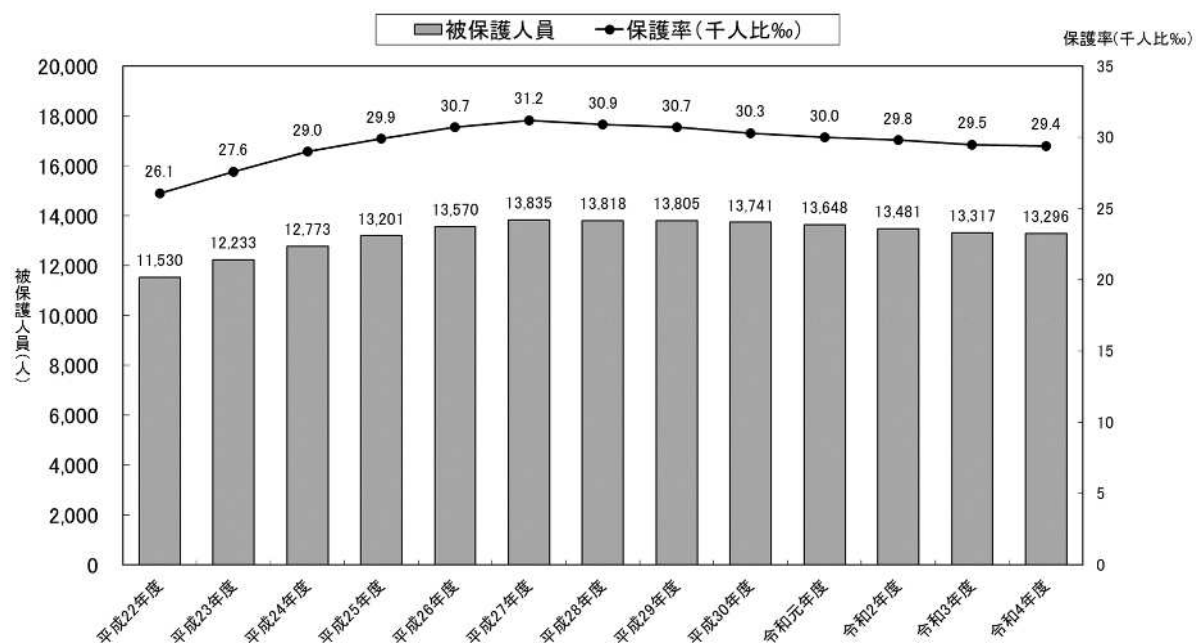
出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

Note-----

35 資産や能力等全てを活用しても生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

被保護人員数をみると、令和４年度は13,296人で、保護率³⁶は29.4%です。被保護人員及び保護率については、平成27年度をピークに年々微減しています。

【葛飾区の被保護人員及び保護率の推移：平成22年度～令和4年度】



出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

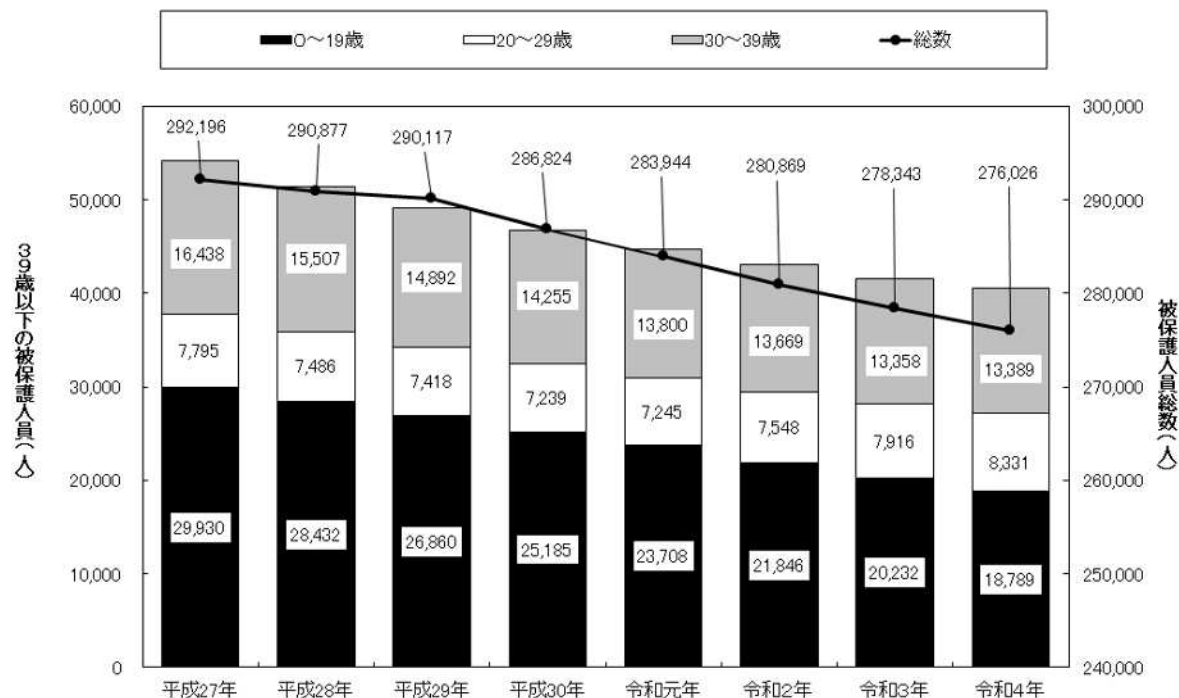
Note-----

36 総人口に対する被保護人員の千人比である。東京都では、「東京都の人口推計」（毎年10月1日）を総人口としている。ただし、図中の平成22年度、平成27年度、令和2年度は国勢調査結果を用いている。

なお、東京都全体の被保護人員を世代別にみると、0歳～39歳では平成27年度以降は減少傾向にあります。

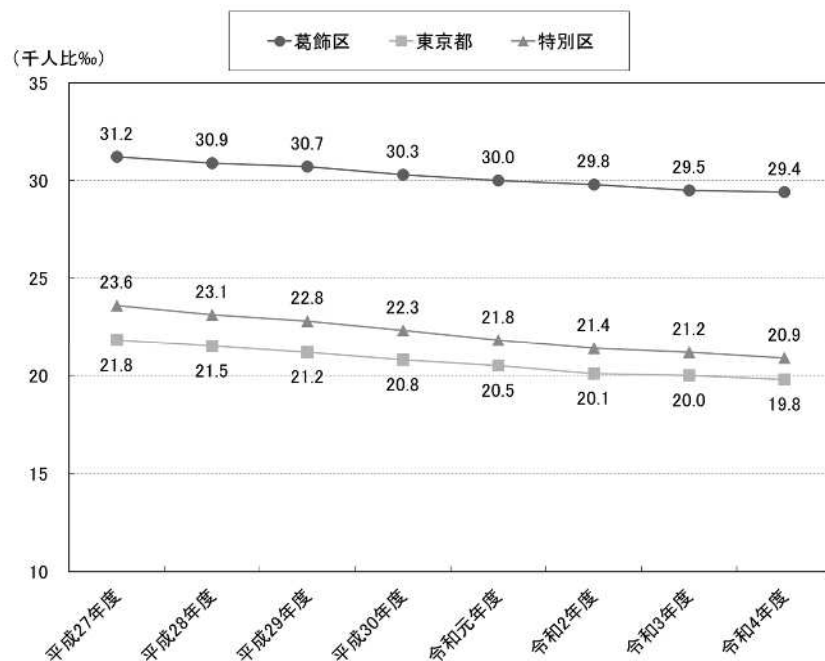
また、葛飾区の保護率は都内では割合が高くなっています。

【年代別にみた東京都の被保護人員の推移：平成27年～令和4年】



出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

【東京都・特別区・葛飾区の保護率の推移：平成27年度～令和4年度】



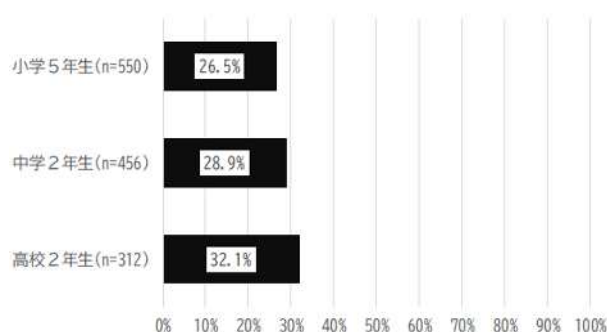
出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）より作成

(4) 学力・進学に対する支援施策の認知

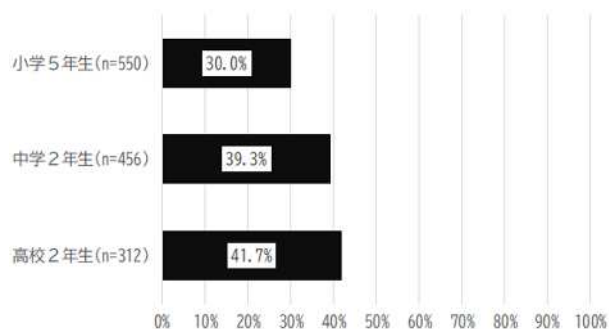
「子ども・若者調査」によると、子どもの年齢が高い保護者ほど、学力・進学に対する支援の認知度が高い傾向にあります。

【学力・進学に対する支援施策の認知（保護者回答）】

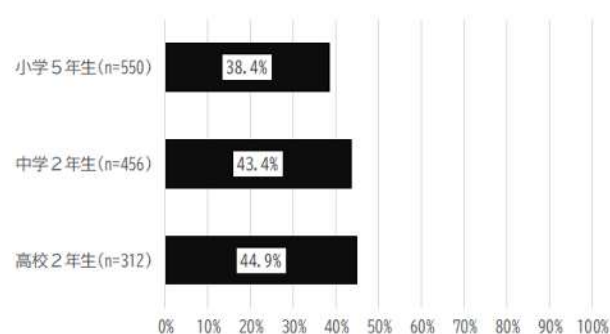
【NPOやボランティアによる学外での無料学習支援】



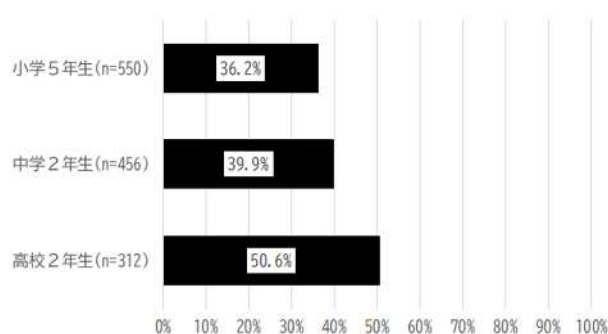
【受験生チャレンジ支援貸付³⁷⁾】



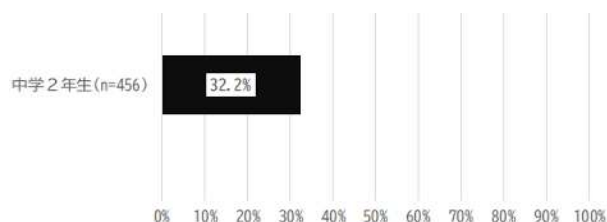
【葛飾区奨学資金貸付³⁸⁾】



【私立の高等学校・大学等入学資金の融資あっせん³⁹⁾】



【中学校における無料学習支援（基礎学力定着講座）⁴⁰⁾】



出典：葛飾区子ども・若者に関する調査

Note-----

37 低所得世帯の中学3年生や高校3年生を対象に、塾の費用や受験料について無利子で貸付けを行う東京都の事業。

38 高等学校、高等専門学校等に入学又は在学する生徒に対して、修学のために必要な学資金の貸し付けを行う事業。

39 私立の高等学校・高等専門学校・大学・短期大学等に入学する生徒を持つ保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な者に対して、その資金の融資あっせんを行う事業。

40 中学生を対象に、放課後等に無料で基礎学力の定着を目的とした学習支援を行う事業。



第3章

計画の基本的な方向性

国のこども大綱は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策に関する基本的な方針としています。

本区においても、こども大綱で示される「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえて、子ども・若者、子育て家庭への支援施策を推進していきます。

「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（こども大綱より抜粋）

こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（こども大綱より抜粋）

葛飾区子どもの権利条例で明示する基本理念や葛飾区子ども・若者基本構想で掲げる理念に基づき、5年間の計画期間における基本目標を次のとおり定めます。

葛飾区子どもの権利条例

子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくための条例

基本理念

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1)子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受けること。
- (2)子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (3)子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。
- (4)子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

葛飾区子ども・若者基本構想

区の政策・施策などを、子ども・若者や子育て支援の視点から横断的に捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針

理念

- 子ども・若者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- 子ども・若者が安全・安心・快適に暮らし続けられる環境を整えます。
- 子ども・若者が夢や希望に向かってチャレンジし、将来にわたって活躍できる環境を整えます。

葛飾区子ども・若者総合計画 基本目標

子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が
健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、
支えるまち「かつしか」

子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であり、子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、区や事業者、地域団体等は、子ども・若者の成長や自立に寄り添い、支えていくことが大切です。

また、地域全体で寄り添うことや支えることも大切ですが、子ども・若者は、一人一人が自ら考え、自己肯定感や自己有用感を育みながら、数多ある選択を経て、自分らしく「成長・自立」していく存在でもあります。

葛飾区では、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の基本理念や葛飾区子ども・若者計画の基本目標の意思を継承し、新たに、『**子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」**』を基本目標とし、子ども・若者が主体的に「成長・自立」が出来るよう、区や事業者、地域団体等が連携・協働しながら、全ての子ども・若者の「成長・自立」に寄り添い、時には支えていきます。

基本目標の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、5つの基本方針を掲げます。

基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

妊娠・出産・子育てを希望する若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を次の施策に位置付けます。

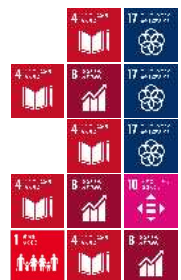
- 施策① 子どもを持つことへの支援
- 施策② 親子の健康づくりの推進
- 施策③ 相談支援体制の充実
- 施策④ 子育て家庭への総合的な支援
- 施策⑤ 仕事と子育ての両立支援
- 施策⑥ 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実



基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

就学後の子どもや若者が、自身の持つ個性や能力を生かし、自己の可能性を最大限発揮できるよう、子どもの健やかな成長を支える支援や若者に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 成長に応じた支援
- 施策② 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成
- 施策③ 不安や悩みを抱える子どもへの支援
- 施策④ 若者の生活支援
- 施策⑤ 不安や悩みを抱える若者への支援



基本方針3 困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

子ども・若者の将来が、生まれ育つ環境の困難によって閉ざされることがないように、様々な困難に応じた支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 障害等に関わる困難への支援
- 施策② 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援
- 施策③ 貧困の解消に向けての支援
- 施策④ ひとり親家庭への支援



基本方針4 子ども・若者の安全を守り、 安心して過ごせる環境を整えます

子ども・若者が安心して過ごせる環境を整えるため、子ども・若者の権利や心身の安全を守るための取組を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもの権利の保障
- 施策② 心身の安定・安心への支援
- 施策③ 子どもの安全の確保
- 施策④ 非行・犯罪防止への支援



基本方針5 子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるため、関係団体における子ども・若者支援や安心して過ごせる居場所に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 地域による子ども・若者への支援
- 施策② 子ども・若者の居場所づくりの推進



基本目標	基本方針	施 策 一 覧
成長・自立できるよう地域の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに	基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します	子どもを持つことへの支援 親子の健康づくりの推進 相談支援体制の充実 子育て家庭への総合的な支援 仕事と子育ての両立支援 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実
	基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します	成長に応じた支援 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成 不安や悩みを抱える子どもへの支援 若者の生活支援 不安や悩みを抱える若者への支援
	基本方針3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します	障害等に関わる困難への支援 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援 貧困の解消に向けての支援 ひとり親家庭への支援
	基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます	子どもの権利の保障 心身の安定・安心への支援 子どもの安全の確保 非行・犯罪防止への支援
	基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます	地域による子ども・若者への支援 子ども・若者の居場所づくりの推進
	ライフステージごとの事項	
	ライフステージを通じた事項	

課 題

経済的支援への対応、プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進

心身の健康増進を図るための切れ目のない支援、医療費等の負担軽減を図るための対応

子育ての孤立感と負担感等への支援

子育て支援機能の強化、多様なニーズへの対応、子育てしやすい快適な環境の整備

年間を通じて利用しやすい保育環境の実現、放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備

保育人材の確保と定着支援、教育・保育の質の向上、教育・保育環境の維持と向上

遊びや体験活動の機会の創出、早期からの職業意識の定着

学習の基盤となる資質・能力の育成、活躍する力を備える、文化芸術に触れる経験、運動やスポーツへの意欲を高める取組

一人一人が楽しく充実した学校生活への支援、不登校対策、いじめ防止対策

雇用の状況、ワーク・ライフ・バランス、出会いの機会の創出

相談体制の充実、社会的養護経験者（ケアリーパー）への支援

発達に課題のある子どもへの支援体制の構築、特別支援教育の充実、障害のある若者の自立に向けた支援

子育て家庭への経済的支援、学校生活に係る子育て家庭への経済的支援

子ども・若者の貧困に対する支援、経済的自立に対する支援

ひとり親家庭への支援

虐待の防止、子どもの声の反映、ヤングケアラーへの支援

子育て家庭の孤独や孤立、不安に寄り添う支援、自殺予防のためのサインの発見と適切な支援

安全対策の強化、安全な公園の整備、学校改築の推進

保護者への情報提供と支援の充実、社会参加の促進

子育てネットワークの構築、地域活動団体との情報共有及び連携強化、企業向けのワーク・ライフ・バランスの推進、地域の力による基盤強化

学校施設などを活用した居場所の整備、官民が連携・協働した居場所づくり、地域の様々な居場所

1

基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

2

施策

②

子ども・若者の居場所づくりの推進



子ども・若者が家庭や学校以外の居場所でも安心して過ごし、自己肯定感や自己有用感を育めるように、子ども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりを官民が連携・協働し、推進していきます。

3

課題

【学校施設などを活用した居場所の整備】

わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設などを有効活用し環境を整備する必要があります。

【官民が連携・協働した居場所づくり】

「子ども・若者調査」では、5 %程度の子どもが居心地のよさを感じる場所がないと回答しています。子ども・若者の居場所は、子ども・若者の成長や発達に伴い、求める居場所は異なり、心理的な要因や人間関係等により変化しやすいものです。そのため、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、誰一人取り残されることなく、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境を整備する必要があります。

また、居場所づくりにおいては、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して居場所づくりに取り組む必要があります。

【地域の様々な居場所】

家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。

4

取組の方向性

□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大のほか、地域に身近な公園などの整備を行います。

□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。

1

基本方針の名称を示しています。

2

基本方針を実現するための施策の名称とその概要、主な SDG s のゴールを示しています。

3

施策に関する現状や調査等を踏まえた課題を示しています。

4

現状や課題を踏まえた施策の取組の方向性を示しています。

5

事業一覧

6

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか子ども応援事業		○	200
2	児童育成支援拠点事業	○		200
3	地域の身近な公園の整備		○	200
4	特色のある公園の整備		○	201
5	校庭遊び場開放事業			201
6	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）		○	202
7	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業		○	202
8	青少年対象事業			203
9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実			203

7

8

2 児童育成支援拠点事業

新規

子ども・若者担当課

9

10

【事業概要】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。

【取組の方向性】

ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。

11

再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども未来プラザの整備	94
学童保育クラブの開所時間の延長	100
学童保育クラブ	104
若者の社会参加支援事業	142
子ども・若者活動団体支援	192

5 施策に位置付けられている事業を一覧で示しています。

6 「新規」は、令和7年度より新たに実施する予定の事業と、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和7年度より実施する予定の事業（太枠表示）を示しています。

「中期」は、本総合計画の上位計画となる区の中期実施計画（令和6年度から令和9年度までの事業計画）に位置付けられた事業を示しています。

7 事業が掲載されているページ数を示しています。

8 事業名を記載しています。新規事業は「新規（太枠表示は新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業）」、中期実施計画に位置付けられた計画事業は「中期」と記載しています。

9 事業に関係する課（令和7年度組織名称）を記載しています。

10 事業毎の事業概要と取組の方向性を示しています。

11 再掲事業がある場合は、事業名とページのみ記載しています。



第4章

施策の展開

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

①

子どもを持つことへの支援



希望する若者や子育て家庭が子どもを持つことができるよう、妊娠・出産を支援します。

課題

【経済的支援への対応】

本区の出生数は減少傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰などによる経済不安等の影響により、令和3年は大幅に減少しましたが、令和4年は横ばいとなりました。一方で、乳幼児人口は、令和3年度に対前年度比で1,000人を超える大幅な減少となり、令和4年度には2万人を下回って、現在も減少傾向が続いています。

「少子化対策調査」では、今後、「子どもを欲しい」と回答した方のうち、「現在妊活をしていない」との回答が4割を超えています。この理由の問いに対して、「妊活に必要な経済的な負担が大きく、経済的な理由から取り組むことができない」との回答が2割を超えています。

また、理想の数の子どもを持つために必要な条件の問いに対して、「経済的な安定や十分な収入」が最も多い回答となっており、希望する若者等が子どもを持つための経済的支援が必要です。

【プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進】

妊娠届者数の約2割は不妊治療を受けています。不妊は、妊娠前からの生活習慣や病気などが影響します。特に、若い女性の低栄養ややせは増加傾向で、不妊だけでなく切迫早産や低出生体重児出産のリスクやそれに伴う子どもたちの長期的な健康問題への影響が懸念されています。

また、肥満や喫煙、飲酒などは、男女ともに不妊のリスクを高め、胎児の発育にも影響します。性や生殖に関する知識や関心が乏しいと、望まない妊娠や性感染症の罹患につながる可能性もあります。

妊娠前の健康問題が、将来の妊娠・出産の選択肢を奪うことが無いよう、若い世代が、より健康につながる行動を選択できるための支援が求められています。

「プレコンセプションケア」は、若い世代の男女の健康を増進し、より質の高い生活を送ること、より健全な妊娠・出産の機会を増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目指します。

取組の方向性

- 希望する世帯が子どもを持つことができるよう、特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対する経済的な支援を行います。
- 妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊婦や子育て家庭に対する経済的な支援を行います。
- 男女を問わず性や妊娠・出産に関する正しい知識を得て、それを踏まえたライフプランの作成や健康管理に取り組むことで、区民が安心して妊娠・出産、子育てできることを推進します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	特定不妊治療費(先進医療)の助成			79
2	プレコンセプションケア(妊娠前の健康づくり)の普及啓発	○		79

各事業の概要と方向性

1	特定不妊治療費(先進医療)の助成		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 保険適用された特定不妊治療とともに自費で実施した先進医療に係る医療費に対して一部費用の助成を行います。 【取組の方向性】 積極的に事業の周知を行い、事業認知度の向上に努め、子どもが欲しいと希望する家庭への経済的支援を行います。		
2	プレコンセプションケア(妊娠前の健康づくり)の普及啓発	新規	保健センター
	【事業概要】 将来妊娠を希望する男女が、より健全な妊娠・出産の機会を得られるために、栄養管理も含めた健康管理に関する情報提供を小児期から行います。 【取組の方向性】 乳幼児の保護者を対象に、産前産後の講座や相談事業を行います。 小中学生を対象に、心身の健康を維持するための情報や性・生殖に関する正確な知識を伝えるためのカリキュラムを関係部署、関係機関と実施を検討します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）	97
婚活に関するセミナーの実施	137
婚活イベントの実施	137
かつしか出産応援給付金給付事業	154
妊婦支援給付金給付事業	155
入院助産	162
婚活イベント実施団体への支援	192

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

②

親子の健康づくりの推進



妊娠中や出産後の母親の健康と子どもの健やかな成長を促進するため、親子の健康づくりを支援します。

課題

【心身の健康増進を図るための切れ目のない支援】

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実させるとともに、あらゆる機会を通じて親子の健康を把握し、関係機関との連携のもと、心身の健康を増進するために必要な支援に取り組む必要があります。

また、子どもの疾患や保護者の就労等の理由により、乳幼児健康診査未受診の子どもが1割程度います。未受診時の子どもの健康や発達、保護者の状況の確認を丁寧に行い、必要な支援を提供する必要があります。

【医療費等の負担軽減を図るための対応】

母子の健康を維持するためには、必要な時に必要な医療を受けられる必要があります。

「少子化対策調査」では、子育て費用の中で特に負担とを感じるものや負担と予想されるものの問いに対し、「医療費の負担」が2割を超えており、母子の健康を維持するための支援が必要です。

取組の方向性

□出産後の身体の回復や授乳支援、育児相談など、子どもを安心して産み育てるために、親子の健康をサポートします。さらに、身近な場所で妊産婦向けの教室や育児相談などを実施します。

□定期的な健康診査や保健指導を通じて、親子の健康状態を把握し、保護者・養育者を含め、子どもが健やかに育つための支援を行います。

□栄養指導や栄養教育を通じて、望ましい食生活を促進し、子どもの健やかな成長を支援します。

□妊産婦や乳幼児等の医療費などを助成することで、母子の健康を維持するための支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発			83
2	小児初期救急平日夜間診療事業			83
3	親と子の食育推進事業			83
4	栄養指導事業			84
5	健康づくり健康診査			84
6	すくすく歯育て支援事業			84
7	妊婦歯科健康診査			85
8	はしかの予防対策			85
9	アレルギー相談の実施			85
10	産後ケア事業の充実	○	○	86
11	ゆりかご葛飾の推進		○	86
12	子ども医療費助成事業			86
13	5歳児健康診査事業			87
14	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）			87
15	妊婦等包括相談支援事業	○		87
16	母子医療給付事業			88
17	母子健康診査事業			88
18	母子保健指導事業			88

各事業の概要と方向性

1	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発		地域保健課 保健センター
	【事業概要】 乳幼児健康診査や母子保健指導事業で、乳幼児のアレルギーに関する知識を情報提供します。 また、ぜん息の予防方法及び健康の回復を目的とした講演会を実施します。 【取組の方向性】 医師及び理学療法士が区民に対し、ぜん息に関する講演を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。		
2	小児初期救急平日夜間診療事業		地域保健課
	【事業概要】 平日の夜間に小児を対象とした初期救急医療サービスの提供や電話による医療相談に対応します。 【取組の方向性】 葛飾区医師会に事業を委託し、平日夜間こどもクリニックを開き、診療を行います。		
3	親と子の食育推進事業		健康推進課 保健センター
	【事業概要】 幼児向け食事バランスガイドコマの貸出しや教材の提供を通して、保育所等における食育の推進を支援します。 また、家庭での食育を推進するため、3歳児健診で幼児向けと保護者向けの食育教材を配付し、普及啓発を図ります。 【取組の方向性】 保育所等職員への食育に関する技術支援と、家庭における親と子の食育を支援していきます。保育所等での保育士による子どもへの食育を実施するために、保育所への食育教材の貸し出しと保育士への指導マニュアルを提供します。3歳児健診では親子へ向けた食育教材を配付します。		

4	栄養指導事業		健康推進課 保健センター 学務課
	【事業概要】 乳幼児健康診査や母子保健指導事業、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活について支援します。 また、小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された方のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。 さらに、有所見であった児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施し、健康的な生活習慣を身に付けられるように支援します。 【取組の方向性】 妊娠期や乳幼児期における食生活が充実するように、食事の重要性だけでなく生活リズムや家庭での食育など健診等の機会を捉え支援していきます。		
5	健康づくり健康診査		健康推進課
	【事業概要】 他に健康診査を受ける機会のない、区内在住の20歳以上39歳以下の方又は3歳未満の子を持つ父母に対し健康診査を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の向上につなげます。 【取組の方向性】 引き続き、健康診査を実施し、健康の増進を支援します。		
6	すくすく歯育て支援事業		健康推進課
	【事業概要】 子どものむし歯予防のために「親子の歯育てすくすくクラブ」・「ハッピーバースデイすくすく歯科健診」・「すくすく歯育て歯科健診」や健康教育等において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。 また、子ども本人だけでなく家族に対しても、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育と、かかりつけ歯科医の定着を促します。 【取組の方向性】 引き続き、各歯科健診や歯科相談において、むし歯や歯周病など歯科疾患の予防等歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。		

7	妊婦歯科健康診査		健康推進課
	【事業概要】 妊娠中は身体や生活環境の変化により歯科疾患の増加が見られます。生まれてくる子どもの口腔環境も母親の口腔環境の影響を大きく受け、歯周病は早産や低体重児出産を引き起こすことがあります。そこで、妊婦を対象として協力歯科医療機関において、歯科健診と保健指導を実施するとともに、出産後のかかりつけ歯科医の定着を推進します。 【取組の方向性】 妊娠期においては、身体だけではなく、口腔環境が変化する時期でもあることから、受診率向上のため周知方法を工夫して、妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援します。		
8	はしかの予防対策		保健予防課
	【事業概要】 未接種者の子どもを対象として、はしかが流行しないように、麻しん・風しん混合ワクチン（MR）定期予防接種の接種率の向上を目指し、接種状況の把握や勧奨を行います。 また、定期予防接種の未接種者の子どもを対象に、任意のMR予防接種費用の全額助成を実施します。 【取組の方向性】 定期予防接種のMR 1期と2期を比べると、2期の接種率はやや低いため、引き続き1期と2期ともに95%以上となるように接種勧奨を進めます。		
9	アレルギー相談の実施		保健センター
	【事業概要】 乳幼児健康診査等での個別相談のほか、保護者からの電話など、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者と連携して相談体制の充実を図ります。 【取組の方向性】 引き続き、各健康診査・健康教育において、アレルギーについての正しい知識を普及し、相談体制を継続します。		

10	産後ケア事業の充実	新規	中期	保健センター 子ども家庭支援課
	【事業概要】 産後の健康管理や授乳などに不安を抱える産婦に対して、実施施設や産婦の自宅で心身のケアや授乳指導、育児支援を実施します。 産後ケア事業を必要とする産婦がケアを受けることで、安心して子育てできるよう支援します。 【取組の方向性】 誰もが安全で質の高い産後ケア事業を受けられるよう、実施施設の拡大や、サービスの見直しを行います。			
11	ゆりかご葛飾の推進		中期	保健センター 子育て政策課 子育て応援課 子ども家庭支援課
	【事業概要】 妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行います。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図ります。 乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図ります。必要な場合は、医療機関等と連携し継続的な支援を行います。 【取組の方向性】 全ての妊産婦から就学前までの子育て家庭の相談支援体制を充実させ、子育てを孤立させない地域づくりを進めます。子育て家庭の日常的な困りごとや悩みを早期に把握して予防的支援の体制について検討・実施します。			
12	子ども医療費助成事業			子育て応援課
	【事業概要】 高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもに対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。 【取組の方向性】 子どもの医療費に係る経済的負担を軽減するために、転入や出生などの機会を捉え、制度の周知を行うことで申請漏れが発生することの無いよう着実に事業を実施します。			

13	5 歳児健康診査事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 保護者の心配や課題のある 5 歳児に対して、保護者・保育所・幼稚園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。 【取組の方向性】 5 歳児健康診査事業を実施し、発達に課題のある子どもの早期発見・支援を行います。		

14	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 出生通知票を基に助産師・保健師が生後 4 か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、体重を測定しながら育児上の心配ごとや産後の体調等の相談に乗り、育児不安の解消を図ります。 【取組の方向性】 保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、全対象家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問を実施します。 また、訪問できなかった対象者に対しては、多様な方法でアプローチします。		

15	妊婦等包括相談支援事業	新規	子ども家庭支援課 保健センター 子育て政策課 子育て応援課
	【事業概要】 ①妊娠届出時②妊娠 8 か月前後③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に面談等を実施し、必要な相談支援につなぎます。 【取組の方向性】 事業について積極的な周知に努めるとともに、相談体制の充実を図り、妊娠中から産後にいたるまで切れ目なく、妊婦等の様々な悩みに対して支援していきます。		

16	母子医療給付事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 2,000 g 以下の未熟児や乳幼児・児童及び妊娠高血圧症候群等の対象者、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費等を助成します。 【取組の方向性】 妊産婦、子どもの健康に関する医療費助成を行い、経済的負担を軽減します。		
17	母子健康診査事業		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 妊産婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、精密検査や治療が必要な方には医療機関を受診できるよう支援します。 【取組の方向性】 妊婦が定期的に妊婦健康診査を受診することにより、母体の健康管理及び安全な出産ができるよう支援します。子どもの各健康診査を安全に実施し、健康診査や検査の受診率を向上させ、育児不安の軽減に努めます。健診未受診者に対しては訪問等による受診勧奨を実施し、子どもの健やかな育ちを支えます。		
18	母子保健指導事業		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 妊娠期から子育て期の家庭に、保健師・助産師による家庭訪問を行うほか、ハローベビー教室やパパママ学級、育児相談等の教室や各種の相談事業等を実施して、親子の健康の支援とともに出産、育児についての支援を行います。 【取組の方向性】 親子が地域で孤立せず、安心して育児ができるように児童館や子ども未来プラザ、保育園等と連携して支援し、更に積極的に事業の周知を行い、地域で子育てする親子が孤立しないように安心を届けます。		

基本方針 1

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

③

相談支援体制の充実



妊娠・出産・子育てに関する相談体制を充実させ、関係機関と連携して不安や悩みを抱える子育て家庭に対して必要な支援を行います。

課題

【子育ての孤立感と負担感等への支援】

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭がサポートを受けにくくなっています。

このため、妊娠期から子育て期までの一貫した支援により、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業の充実を図り、妊産婦の心身の安定と子育て中の保護者の負担感を軽減する必要があります。

また、「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育てに関して、気軽に相談できる先の問いに対して、「夫または妻や祖父母等の親族など」が6割を超える一方で、「児童館や子ども未来プラザなどの子育て支援施設」は1割程度となっており、地域の相談機関において、子育て家庭のニーズに応じた情報提供や相談機能の充実を図り、子育てに関する孤立感や負担感を軽減する必要があります。

取組の方向性

□ ゆりかご面接の際にお渡しするゆりかごプランと継続的な相談支援により、相談支援体制を充実させ、保護者の心身の健康を支えます。また、妊娠期からの不安や困りごとを早期に発見し、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援としてこども家庭センター機能を構築します。

□ 保護者の子育ての不安や悩みなどを解消するため、情報提供や相談支援体制の充実を図り、親の孤立や虐待を予防します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	悩みごと相談の実施			90
2	ふれあい体験保育			90
3	子どもと親に対する相談・支援の実施			90
4	こども家庭センター機能の整備	○		90

各事業の概要と方向性

1	悩みごと相談の実施		人権推進課
	【事業概要】 夫婦や子ども、家庭のこと等、母親をはじめとした女性が抱える悩み等の相談に対応します。 また、男性の悩みごとについても、電話相談を行います。 【取組の方向性】 専門カウンセラーが女性の抱える様々な悩み等に対して相談に応じます。		
2	ふれあい体験保育		保育課
	【事業概要】 近年の核家族化や都市化の進行に伴う保護者の子育ての不安や悩みを解消するため、未就学児と保護者が同一年齢の保育園児とふれあう保育体験や、保護者の育児相談に応じます。 【取組の方向性】 引き続き、事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		
3	子どもと親に対する相談・支援の実施		子ども家庭支援課
	【事業概要】 「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」等の悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。 【取組の方向性】 相談員が保護者とともに養育方法を考えていきます。		
4	こども家庭センター機能の整備	新規	子ども家庭支援課 保健センター 子育て政策課 子育て応援課
	【事業概要】 母子保健部門と児童福祉部門が協働チームを組み、妊娠期からの全数面接や支援が必要な方へのサポートプランの作成などを行う体制を構築し、継続して支援します。 【取組の方向性】 令和8年度の運用開始を目指し、要支援妊婦や要支援親子の全数を把握し、切れ目のない支援を行うための検討等を進めます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
産後ケア事業の充実	86
ゆりかご葛飾の推進	86
妊婦等包括相談支援事業	87
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	94
くらしのまるごと相談事業	140
就学前の子どもの発達相談	149
就学相談	150
妊婦支援給付金給付事業	155
入院助産	162
ひとり親家庭相談	167
健康総合相談「健康ホットラインかつしか」	176
親と子の心の健康づくり	177
児童相談の充実	178

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

④

子育て家庭への総合的な支援



子育てや育児を総合的に支援し、子育て家庭が安心して子どもを育てることができる環境を整えます。

課題

【子育て支援機能の強化】

地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立感や不安感が増加しています。

子育て家庭のニーズに対応するため、子ども未来プラザを中心に子育て支援ネットワークの構築を図り、地域の子育て支援資源との連携強化により、地域の子育て支援機能を充実させる必要があります。

【多様なニーズへの対応】

女性の社会進出や働き方の多様化、核家族化の進行などにより、保護者が必要とするサービスや場所などが多様化しています。

こうした子育て家庭のニーズに対応するために、多様な保育サービスや様々な子育て支援サービスを提供していく必要があります。

【子育てしやすい快適な環境の整備】

子どもの健やかな成長や保護者のストレス軽減などを図るため、子ども連れの保護者が安心して外出できる環境を整えることが求められています。

このため、保護者のニーズに応じて、おむつ替えや授乳スペースなどを整備する必要があります。

取組の方向性

□地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育て家庭の不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援します。

□子育て家庭の置かれている状況に対応した家事支援や一時預かり事業を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

□父母ともに協力して子育てを行えるよう、親となる心の準備や妊娠中の生活の話を経験者から聴く場や育児実習の場を提供するとともに、意識啓発などを通じて男性の参画を促進します。

□子育て家庭の利便性を向上させるために、安心して外出できる環境を整備します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	男性の家庭生活への参画支援事業		○	93
2	赤ちゃんの駅事業			94
3	子ども未来プラザの整備		○	94
4	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）			94
5	乳児等通園支援事業	○		95
6	子育て家庭等家事サポーター派遣事業			95
7	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業			95
8	ベビーシッター利用支援事業			96
9	一時預かり事業		○	96
10	緊急一時保育事業			96
11	利用者支援事業			97
12	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		○	97
13	葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）		○	97
14	歩道勾配改善事業		○	97
15	セカンドブック事業			98
16	ブックスタート事業			98

各事業の概要と方向性

1	男性の家庭生活への参画支援事業	中期	人権推進課
	【事業概要】 男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。 【取組の方向性】 子どもが生まれる前や育児等、子どもの成長に合わせ男性を応援する講座・講演会等を開催します。		

2	赤ちゃんの駅事業		子育て政策課
	【事業概要】 小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳等ができるスペースを公共施設等に設置します。 【取組の方向性】 子育て家庭が安心して外出できるよう、今後も「赤ちゃんの駅」の設置箇所を増やしていきます。		

3	子ども未来プラザの整備	中期	子育て政策課 保育課
	【事業概要】 子ども及び保護者に対し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設を整備します。 【取組の方向性】 施設老朽化に伴う建て替えにあたり、子育て支援施設の拠点として、子ども未来プラザを整備します。 また、遊びや学びを通したイベントや日常の活動に工夫を凝らし、利用者が気軽に訪れることができる環境を整えることで、地域の親子を幅広く呼び込むとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、様々な支援や相談につなげます。		

4	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）		子育て政策課 子育て施設支援課
	【事業概要】 子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保するとともに、連絡会を開催する等、子育てひろば間の情報交換を促進します。 また、補助制度の改善も検討し、子育てひろばの活性化を図ります。		

5	乳児等通園支援事業	新規	子育て政策課 子ども・若者担当課 子育て応援課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 0歳6か月から満3歳未満で教育・保育施設等に通っていない乳幼児を対象に、月一定時間を上限に、遊びや生活の場を提供します。 また、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うとともに、子育てについての情報提供や助言等を行います。 【取組の方向性】 令和8年度の実施に向けて、実施方法等の検討を行います。		
6	子育て家庭等家事サポーター派遣事業		子育て応援課
	【事業概要】 3歳未満の子どもを育てる家庭などを支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の一部を補助します。 【取組の方向性】 家事サポーターの利用支援により、保護者の負担軽減を図ることで、孤立化や産後うつを未然に防止し、安心して子育てすることができる環境を整備します。		
7	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業		子育て応援課
	【事業概要】 0歳から5歳児クラスに相当する児童及び学童保育クラブへの入会申請を行い、不承認となっている小学1年生から3年生までの児童の保護者を対象に、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用した際の利用料（保育料）を補助します。 【取組の方向性】 ベビーシッターの利用支援により、保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりを進めていきます。		

8	ベビーシッター利用支援事業		子育て応援課
	【事業概要】 0歳から2歳児クラスで入所保留となった児童の保護者及び0歳児で保育所等への入所申込みをせず1年間の育児休業を満了した後、1歳の誕生日から復職する保護者（対象の児童が満1歳に達した後の3月末まで利用可能）を対象に、ベビーシッターを1時間当たり150円で利用することができます。 【取組の方向性】 入所保留となった児童の保護者などを対象に、ベビーシッターの利用支援を行うことで、安心して子育てできる環境づくりを進めていきます。		

9	一時預かり事業	中期	子育て施設支援課 子育て政策課 保育課
	【事業概要】 保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュ等をする場合に、保育所等で一時的に子どもを保育します。 また、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合には、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育する訪問型一時保育を実施します。 子どもを家庭で保育する保護者に対しては、利用料の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 一時預かり事業については、本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、訪問型一時保育事業を実施する保育所への支援や、一時保育利用料の助成を継続することで、子育てしやすい環境づくりを進めます。 さらに、安定的な運営の確保のために、運営費の加算等の見直しも検討していきます。		

10	緊急一時保育事業		子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 保護者が病気や出産等のため入院するときや、家族の入院のため介護をする必要のあるとき等に、一時的に保育を行います。 【取組の方向性】 既存の保育所等で引き続き受け入れを実施していきます。		

11	利用者支援事業		保育課 子育て政策課
	【事業概要】 子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談等を行います。 【取組の方向性】 身近な子ども未来プラザ等で妊産婦や子育て世帯に対する支援事業を検討・実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開します。		
12	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 保護者の病気・出産・出張・育児不安等の理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。 【取組の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て家庭を支援します。 また、新たな地域での実施について検討するとともに、利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。		
13	葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）	中期	住環境整備課
	【事業概要】 次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくりを推進するため子育てに配慮した機能を備え、安心して子育てできる住宅を認定し、助成します。 【取組の方向性】 事業認知度の向上に努め、子育て世帯の安全で健やかな住生活の実現、子育て世帯の人口流入を図ります。		
14	歩道勾配改善事業	中期	道路補修課
	【事業概要】 妊婦や幼児、ベビーカーを使用する方々を含め、誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。 【取組の方向性】 引き続き、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保します。		

15	セカンドブック事業		中央図書館
	【事業概要】 「3歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封し、その引換券を図書館に持参した方に、3歳児向け絵本1冊と図書リストを手渡します。 【取組の方向性】 保健センターと協力して行うセカンドブック事業及びセカンドブックも含む3歳～6歳児向けの図書リストの作成を継続し、より良い本との出会いを提供します。		

16	ブックスタート事業		中央図書館
	【事業概要】 保健センター、子ども未来プラザ及び地区センターで実施する3か月～4か月児健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付し、ボランティアとの協働により読み聞かせを行います。 【取組の方向性】 保健センターと協力して行うブックスタート事業及び4か月児～2歳児向けの図書リストの作成を継続します。 また、0歳から親子で参加できる事業及び小学生向けの事業の充実を図り、より良い本との出会いを提供します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
ゆりかご葛飾の推進	86
多胎児家庭移動支援事業	154
かつしか出産応援給付金給付事業	154
妊婦支援給付金給付事業	155
ベビーカー購入等費用助成事業	155
幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業	155
入院助産	162
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	192

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

⑤

仕事と子育ての両立支援



子育て家庭の充実した暮らしを支えるため、仕事と生活の調和を実現できるよう支援します。

課題

【年間を通じて利用しやすい保育環境の実現】

少子化の急速な進行と育児休業制度の普及などによる保育需要の変化や新たな開発地域における保育需要の増加に柔軟に対応し、保護者が仕事と子育てを両立できるよう年間を通じて利用しやすい保育環境を実現することが求められています。「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」では、子育てをする上で、どのような不安や悩みを抱えているかの問いに対して、「子育てと仕事等の両立が難しい」との回答が5割近くを占めています。

【放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備】

学童保育クラブ入会希望者の増加に対応し、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう小学校内を中心に学童保育クラブの設置等を進める必要があります。

取組の方向性

- 少子化の進行や保育需要の増加に対応できるよう、地域の保育需要と保育定員の均衡を保ち、年間を通して利用しやすい保育環境を実現します。
- 残業や日曜・祝日など保護者が仕事等の理由で子どもの保育が必要な場合に、夜間や休日等の保育を実施します。
- 学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブを整備し、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせる環境を整えます。特に待機児童が多い学校では、様々な方策により待機児童の解消に取り組みます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	学童保育クラブの開所時間の延長			100
2	送迎保育ステーションモデル事業			101
3	家庭的保育事業（保育ママ）			101
4	休日保育事業			101
5	時間外保育事業		○	101
6	小規模保育事業			102
7	病児・病後児保育事業			102
8	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業		○	102
9	認可保育所・認定こども園（保育部分）			103
10	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長			103
11	予約入園の拡大			103
12	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）		○	104
13	学童保育クラブ		○	104

各事業の概要と方向性

1	学童保育クラブの開所時間の延長		子育て政策課 放課後支援課
	【事業概要】 学童保育クラブで通常の指導時間（学校下校時から午後6時まで）を超えて子どもを保育します。なお、私立学童保育クラブは利用ニーズに応じて開所時間の延長を行っています。 【取組の方向性】 公立学童保育クラブは状況に応じて、利用ニーズを確認、把握した上で、検討を進めます。		

2	送迎保育ステーションモデル事業		子育て政策課
	【事業概要】 保育需要の地域偏在や保育園利用者の子育てと就労の両立といった課題に対応するため、複数の保育園へのバス送迎と、それに伴う朝夕の預かり保育を行います。 【取組の方向性】 モデル事業期間中に出た課題や利用者の声を把握し、本格的な事業の実施に向けた検討につなげていきます。		

3	家庭的保育事業（保育ママ）		子育て施設支援課 子ども・若者担当課
	【事業概要】 子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が認可した家庭的保育者（保育ママ）の自宅等で3歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育者等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。		

4	休日保育事業		子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
	【事業概要】 日曜・祝日や年末年始に保護者が仕事等のため保育ができない場合に子どもの保育を行います。 【取組の方向性】 多様な保育ニーズに対応するため、事業を着実に実施します。		

5	時間外保育事業	中期	子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
	【事業概要】 保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。		

6	小規模保育事業		子育て施設支援課 子ども・若者担当課
	【事業概要】 区が認可した事業で、3歳未満の子どもを対象に、少人数（定員6人～19人）で家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。		
7	病児・病後児保育事業		子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
	【事業概要】 保育所等に在籍中の子どもが病氣中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもを保育します。 また、訪問型病後児保育事業は、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。		
8	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	中期	子育て施設支援課
	【事業概要】 私立幼稚園・認定こども園で通常の教育時間外や夏休み等に子どもを預かります。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保します。 また、多様な保育ニーズに対応するため、実施日数や実施時間の拡大を図るなど、より使いやすい預かり保育事業を実施していきます。		

9	認可保育所・認定こども園（保育部分）		子育て施設支援課 子ども・若者担当課 保育課
	【事業概要】 認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、保育士が保護者に代わって保育を行います。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。 【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進めるとともに、安全・安心な保育提供のための補助を行い、運営を支援します。		
10	育児休業取得に対する 在園児の在園期限の延長		保育課
	【事業概要】 出産後に育児休業を取得する際、上の子が在園できる期間を2歳に達する年度末までとすることにより、保護者が育児休業を取得しやすくします。 【取組の方向性】 引き続き、事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		
11	予約入園の拡大		保育課 子ども・若者担当課
	【事業概要】 安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に、育児休業明けの0歳児クラスの予約入園を拡大します。 【取組の方向性】 各園の需要に応じて拡大します。		

12	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後 10 時まで）の保育を実施します。 【取組の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て家庭を支援します。 また、新たな地域での実施について検討するとともに、利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。		

13	学童保育クラブ	中期	放課後支援課 子育て政策課
	【事業概要】 児童福祉法に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。家庭、地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ります。 あわせて、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。 【取組の方向性】 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブの整備を推進します。 待機児童については、学校内も含めサテライトスペース等を確保し、暫定的に区役所で職員を派遣して受け皿を確保する等、可能な限り柔軟な対応を検討します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
子育て家庭等家事サポーター派遣事業	95
ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業	95
ベビーシッター利用支援事業	96
一時預かり事業	96
ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	165
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	192

基本方針 1

若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

施策

⑥

教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実



子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、教育・保育・子育て支援サービスの質の向上や充実を図ります。

課題

【保育人材の確保と定着支援】

都内の保育士の有効求人倍率が高く、保育人材の確保が困難な状況です。私立認可保育所などでの保育士等の安定的な確保と定着を支援するために、保育士等への支援や働く環境を改善する必要があります。

【教育・保育の質の向上】

保護者が安心して子どもを教育・保育施設などに預けるためには、教育・保育の質を確保・向上することが求められています。「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」にて定期的に利用したい施設を選ぶ理由として、4割を超える方が、「教育・保育の内容に魅力を感じたから」と回答しています。

【教育・保育環境の維持と向上】

子どもが安全に過ごすためには、教育・保育における環境の維持と向上が欠かせません。特に、施設の老朽化等の課題を抱えた施設への対応に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性

- 私立の教育・保育施設や学童保育クラブの職員の確保と定着を図るため、職員の処遇改善などの支援施策を実施します。
- 教育・保育の質の向上を図るために、児童福祉法等に基づく指導検査を行うほか、人材の確保・定着につながるセミナーを実施します。
- 公立の保育所の民営化に当たり、民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。
- 建築年数が古い私立認可保育所等の安全な環境の維持・向上や施設の長寿命化への対応により、子どもを安全に預かるための環境を整備します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子育て支援に関するアンケートの実施			106
2	安全・安心な教育・保育施設の整備			107
3	指導検査の実施		○	107
4	就学前教育の質向上の推進	○		107
5	私立幼稚園・認定こども園（教育部分）			108
6	多様な主体の参入促進事業			108
7	保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組		○	108
8	子育て支援員の育成・活用			108
9	教員の資質・能力の向上			109
10	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業			109

各事業の概要と方向性

1	子育て支援に関するアンケートの実施			子ども・若者担当課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課
	【事業概要】 子ども・若者や子育て中の方に毎年度子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施して、その結果を子ども・子育て会議と子ども・若者支援地域協議会に諮りながら、子ども・若者や子育て支援の取組に生かします。 【取組の方向性】 アンケートの結果を踏まえて、子ども・若者や子育て支援の取組に生かしていきます。			

2	安全・安心な教育・保育施設の整備		子育て施設支援課
	【事業概要】 卒園まで安心して子どもを預けることができるよう、老朽化した私立保育所等の建替えや大規模修繕に対し、施設整備費の一部を補助します。 【取組の方向性】 引き続き、老朽化した私立保育所等の大規模修繕等にかかる費用を補助することで、子どもが安全に過ごすことができ、保護者が安心して預けられる環境を維持します。		

3	指導検査の実施	中期	子育て施設支援課
	【事業概要】 教育・保育の質を確保、向上していくため、教育・保育施設に対し、児童福祉法等に基づく指導検査を行います。 【取組の方向性】 保護者がより安心して認可保育所や認定こども園、幼稚園等に子どもを預けられるようにするため、指導検査を着実に実施します。		

4	就学前教育の質向上の推進	新規	子育て施設支援課
	【事業概要】 区内子育て施設における就学前教育の質向上に向けた支援を行うことで、幼児一人一人の生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、人生におけるウェルビーイングの向上につなげます。 【取組の方向性】 区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。 また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援します。		

5	私立幼稚園・認定こども園（教育部分）		子育て施設支援課
	【事業概要】 満3歳以上の小学校就学前児童に対し、各園独自の教育理念のもと、教育時間内において幼児教育を行います。 【取組の方向性】 私立幼稚園等が安定的に運営し、幼児教育を提供できるよう、引き続き支援を行っています。		

6	多様な主体の参入促進事業		子育て施設支援課 子ども・若者担当課
	【事業概要】 保育所の設置に際し、民間事業者の参入を促進します。 【取組の方向性】 保育所の設置に際して、保護者のニーズに応えるために民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。		

7	保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組	中期	子育て施設支援課
	【事業概要】 私立保育所等における保育士等の確保と定着を図るため、就職フェアや就職相談、人材確保・定着につながる施設長向けセミナーを開催するとともに、保育士資格の取得支援や保育士等の宿舍借上支援等を実施します。 【取組の方向性】 就職フェアの開催や宿舍借上支援等を引き続き実施するとともに、養成校訪問の積極的な実施により私立保育所等における保育士等の確保を支援します。		

8	子育て支援員の育成・活用		保育課 子育て施設支援課
	【事業概要】 保育所に保育補助者として従事する保育士資格を有していない方等に対し、子育て支援分野に関して必要となる知識や技能を修得するための子育て支援員研修の受講機会を確保します。 【取組の方向性】 保育所において、朝夕等の児童が少数となる時間帯は保育士配置特例により、保育士1名に加え子育て支援員研修修了者を置くことができるため、研修修了者を増やすことにより、保育士の負担軽減につなげます。		

9	教員の資質・能力の向上		教育指導課
	【事業概要】 全ての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、様々な研修や研究活動を充実させます。 【取組の方向性】 全ての学校・園で、研究や研修を推進するとともに、区全体での授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。各校の教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校」として指定し、研究発表等で成果を区内全校で共有します。		

10	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業		放課後支援課
	【事業概要】 私立学童保育クラブに対し、児童の入会児童数に応じた職員の適正配置に向けた人材確保の支援や設備を充実するための支援を行います。 【取組の方向性】 放課後児童支援員等の処遇の改善及び午後6時半を超える放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して、職員の賃金改善や設備の充実に必要な経費の補助を行います。		

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

①

成長に応じた支援



就学期の子どもに他の人とのつながりを通じて成長する機会などを提供し、自己の成長や社会貢献の意識を感じられるための支援を行います。

課題

【遊びや体験活動の機会の創出】

遊びや体験活動は、健やかな成長の原点であり、年齢や発達に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験など、様々な遊びや体験活動の機会を創出することが重要です。

「子ども・若者調査」では、小・中学生の子どもを持つ保護者の回答の中で、回答者の4割～5割の人たちが「文化芸術、自然等を体験する機会の提供」の取組を求めており、地域資源を活用しながら、更なる機会を創出することが必要です。

【早期からの職業意識の定着】

「子ども・若者調査」で、中学2年生を対象に、自身の将来について聴いた質問では「進学したいとも思わない・働きたいとも思わない」と回答した人は、少数ではありますが一定数存在しています。今後、成長し、社会の当事者として加わるに当たり、未来の担い手である子どもに対して、早期からの職業に関する情報提供や体験を通じて、職業意識の定着を促進することが必要です。

取組の方向性

□子どもの健やかな育成のため、子どもに関わる大人のスキルアップや情報交換、東京都の研修を活用するなどして遊びの充実を図ります。

□野外活動体験の機会を提供し、様々な年齢の子どもや大人と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。

□職場体験や小・中学生を対象とした産業フェアの見学を行い、勤労観や職業観を身に付ける体験を提供します。

□音楽やアートなど様々な文化芸術活動に触れることで、文化芸術への参加意欲の向上や普及、発展を図ります。

□積極的に読書に親しむ機会を提供するため、成長の節目に「かつしかっ子ブック」の提供や電子書籍、図書館の利用を促します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子ども広報			112
2	葛飾吹奏楽団 ジュニアバンド（団体支援）			112
3	子ども向け多文化理解講座		○	112
4	子ども向け文化芸術創造事業			112
5	シンフォニーヒルズ少年少女合唱団（団体育成）			113
6	友好都市等へのホームステイ派遣		○	113
7	産業教育の充実			113
8	遊びや生活を通した子どもの健全育成			113
9	乳幼児とのふれあい体験事業			114
10	中学生職場体験事業			114
11	かつしか少年キャンプ			114
12	ジュニア・リーダー講習会			115
13	少年の主張大会			115
14	かつしかっ子ブック事業			115
15	かつしかっ子ブック事業（小学高学年向け電子書籍）	○		116
16	かつしかっ子ブック事業（中学生向け電子書籍）			116

各事業の概要と方向性

1	子ども広報		広報課
	【事業概要】 小・中学生が区内の産業や歴史など、様々なテーマで体験取材し、広報かつしかの記事にまとめることで、地域社会の様子や課題などを学ぶとともに、今後自分たちが暮らす街について考えるきっかけとします。 【取組の方向性】 参加者の募集では例年、定員を超える申し込みがあり、テーマによっては対象を小学6年生までに限定することもあります。		
2	葛飾吹奏楽団 ジュニアバンド（団体支援）		文化国際課
	【事業概要】 「葛飾吹奏楽団」ジュニアバンドの活動を支援し、区内の自主的な文化活動や音楽を通した青少年の育成を支援することにより、地域文化の活性化に寄与し、多くの区民に良質な音楽に親しむ機会を提供します。 （対象：小学3年生～中学3年生） 【取組の方向性】 吹奏楽の活動を通じて青少年の健全な育成を支援し、地域文化の活性化に寄与します。		
3	子ども向け多文化理解講座	中期	文化国際課
	【事業概要】 区内在住・在学の小学生を対象に、国際交流活動や諸外国の文化や生活について学びます。 【取組の方向性】 多文化共生社会の実現に、家族での理解を深めることを目的に実施します。 海外の子どもたちの生活や文化の紹介や体験を通して、世界を知る楽しさの理解を促進します。		
4	子ども向け文化芸術創造事業		文化国際課
	【事業概要】 夏休みに子ども向けのバラエティ豊かな体験型プログラムを提供します。 【取組の方向性】 児童・生徒のための情操教育も目的として、芸術・文化の普及と発展を図ります。		

5	シンフォニーヒルズ少年少女合唱団 (団体育成)		文化国際課
	【事業概要】 区内の合唱団の中でも数少ない児童合唱団として、また区を代表する合唱団として、専門家の充実した指導により育成を図ります。 (対象：小学1年生～高校3年生) 【取組の方向性】 音楽・合唱を通じて区内に音楽愛好者を増やし、区民の文化芸術への参加意欲を高めます。		

6	友好都市等へのホームステイ派遣	中期	文化国際課
	【事業概要】 ホームステイをしながら現地での友好関係を築きます。滞在を通じての相互の文化交流から、多文化への理解を深め、さらなる友好関係の促進を図るとともに、今後の区の交流事業への参加を促します。 【取組の方向性】 オーストリアのウィーン市フロリズドルフ区への青少年ホームステイ派遣を行います。 また、マレーシアのペナン州への青年ホームステイ派遣を行います。		

7	産業教育の充実		商工振興課
	【事業概要】 区内小・中学生の区内産業に対する理解を深めるため、産業啓発冊子の発行、産業フェアの見学等による学習の機会を提供します。 【取組の方向性】 産業啓発冊子（わたしたちのまちの産業）での区内の商工業・観光業・農業の紹介と、産業フェアでの見学により、小・中学生の学習機会の提供を継続していきます。		

8	遊びや生活を通した子どもの健全育成		子育て政策課
	【事業概要】 子どもたちの声を取り入れ、集団遊びや伝承遊び、外遊びや異年齢遊び、読み聞かせや工作等で子どもの自主性・社会性・創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図ります。さらに、子育てに悩む保護者の支援や保護者間の交流を図ります。 【取組の方向性】 従事者のスキルアップを図るため、従事者間の情報交換や東京都の研修を活用する等して遊びの充実を図ります。		

9	乳幼児とのふれあい体験事業		教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 保育所、認定こども園、幼稚園等において、小学生・中学生・高校生等が小さな子どもとふれあう場を設けます。 【取組の方向性】 次の親世代を育成するという視点から、子どもたちに命の大切さや親になることの意味を考える場を提供することを推進します。		
10	中学生職場体験事業		教育指導課
	【事業概要】 総合的な学習の時間を中心に中学2年生が社会の一員として社会性、職業観や労働観を養うため実施します。 【取組の方向性】 特色ある教育活動とも連動して、地域の事業所にも協力要請をして連携し、調べる、考える、発表する等の学習活動を確実に実施します。		
11	かつしか少年キャンプ		地域教育課
	【事業概要】 子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学4年生～6年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、ジュニア・リーダー講習会活動にも関心を持ってもらい、子ども会活動の活性化に寄与します。 【取組の方向性】 普段野外活動に触れる機会の少ない子どもたちに野外活動を楽しむ場を提供するとともに、キャンプを指導するジュニア・リーダーとの関わりにより、ジュニア・リーダー講習会や子ども会活動の活性化を図ります。		

12	ジュニア・リーダー講習会		地域教育課
	【事業概要】 子ども会活動における少年リーダー（ジュニア・リーダー）の育成を目的とした子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業です。ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ります。 【取組の方向性】 講習会においてレクリエーションや野外活動の技術、子どもとの関わり方を学ぶ機会を提供し、ジュニア・リーダーを育成するとともに、子どもにとって身近な組織である子ども会活動の充実・活性化を図ります。		

13	少年の主張大会		地域教育課
	【事業概要】 児童・生徒が、学校生活や家族などの身近な問題や世の中のことで疑問に思うこと、体験を通じて考えたことや提案したいことなどを、自分自身の言葉で表現し発表する場として、開催しています。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施します。 【取組の方向性】 今後も取組を継続します。		

14	かつしかっ子ブック事業		中央図書館
	【事業概要】 小学1年生に、教育委員会が薦める図書リストから希望の本を選んでもらい、区立小学校を通して配付します。 また、区立小学校以外の児童には個別に配送します。 【取組の方向性】 児童が読書に親しむ機会を積極的に支援します。		

15	かつしかっ子ブック事業 (小学高学年向け電子書籍)	新規	中央図書館
	【事業概要】 区立小学校に在籍する5年生～6年生に電子書籍サービスが利用できるID・パスワードの配付及びタブレット端末のトップ画面に電子書籍のアイコンを導入します。 【取組の方向性】 児童が読書に親しむ機会を積極的に支援します。		

16	かつしかっ子ブック事業 (中学生向け電子書籍)		中央図書館
	【事業概要】 区立中学1年生に、葛飾区立図書館所蔵の電子書籍が閲覧できるよう、電子書籍閲覧用ID・パスワードを配付します。 また、継続した電子書籍の利用を促進するため、学年を拡大し、全学年のタブレット端末のトップ画面に電子書籍のアイコンを導入します。 【取組の方向性】 生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
子どもの防災意識の向上	182
家庭教育関連事業	193
地域の身近な公園の整備	200
特色のある公園の整備	201
校庭遊び場開放事業	201

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

②

確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成



子どもが将来の社会で活躍し、健康で充実した人生を送るために、学力や感性、体力の面で成長できるよう支援します。

課題

【学習の基盤となる資質・能力の育成】

小学校では、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回っている教科と下回っている教科が混在している一方で、中学校では、いずれの教科も平均正答率に達していない状況にあります。

「子ども・若者調査」における中学2年生の回答では、学校生活の授業や自主的な学習に対して「充実感がある」という回答は4割程度存在するものの、「学校に行きたくないと思う」と回答した子どもの中には、「授業についていけない」と回答する子どもが1割程度存在します。

今後、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、質の高い学びを実現し、子どもが学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、能動的に学び続けられるようにすることが重要です。

【活躍する力を備える】

将来、変化の激しい社会でたくましく成長できるよう、時代に求められる資質・能力を身に付けられることが重要です。

「子ども・若者調査」の結果でも、将来に対する不安を抱える子どもは、学年が上がる毎に増加しており、就学後の子どもを持つ保護者についても、「子どもの将来的な自立」を不安だと感じる回答が2割～3割程度存在しています。今後、グローバル化や情報化など急激な社会的変化に対応するために、プログラミング教育の実施や外国語のコミュニケーション能力の強化などを推進していく必要があります。

【文化芸術に触れる経験】

子どもが文化芸術と直接触れ合うことは、将来を担う子どもの豊かな感性と創造性の育成につながります。文化芸術活動へ参加意欲を高められるような、参加型・体験型事業等を展開するとともに、葛飾らしさが感じられる文化芸術に親しめる環境づくりが必要です。

【運動やスポーツへの意欲を高める取組】

「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」によると、小学生は体力合計点が都の平均を上回っていますが、中学生になると都の平均を下回っています。さらに、新型コロナウ

ウイルス感染症により、体を動かす機会が減ったことによる体力の低下が懸念されるため、子どもが意欲的に運動に取り組めるような支援が必要です。

取組の方向性

- これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、ＩＣＴの活用により、子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、情報活用能力の向上のための取組を進めます。また、映像教材を活用した自学自習の充実を図り、児童・生徒の学習意欲の向上を図ります。
- 子どもが自ら学ぶ意欲の向上を図るため、探究的な学習や自学自習に取り組むことができる学習センター（学校図書館）の活用を推進します。
- 小学１年生から中学３年生までの義務教育９年間を通したカリキュラムにより、更に充実した英語教育を推進していきます。また、授業以外の場面でも英語に触れることができるようにするなど、より多くの英語教育の機会を提供します。
- 子どもが文化・芸術活動を始めるきっかけづくりや、興味・関心を深める機会を充実することで、創造性や思考力、表現力を育むとともに、文化・芸術を通して誰もが互いの個性、文化、習慣等の違いを認め、相互理解を深める機会を創出します。
- 子どもの体力の一層の向上のため、「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施し、学校で子どもが運動する機会を増やします。さらに、体育の授業を充実させ、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか若手アートコンペティション		○	120
2	子ども向け文化芸術鑑賞事業			120
3	学習支援事業		○	120
4	学習センター（学校図書館）の整備			121
5	かつしかグローバル人材育成事業 （英語によるコミュニケーション能力育成）			121
6	葛飾スタンダードの推進			121
7	かつしかチャレンジプログラム			122
8	かつしかっ子学習スタイル			122
9	スタートカリキュラム			122
10	総合的な学力向上事業		○	123
11	体力向上のための取組		○	123
12	特色ある学校づくり推進			123
13	理数教育の充実			124
14	連続する学びの場の充実 （幼保小・小中・中高連携教育の推進）			124
15	教育情報化推進事業		○	125
16	かつしかふれあいRUNフェスタ			125
17	区民スキー教室			125
18	ジュニアエンジョイスports			126
19	～測って、知ろう～体力テスト			126

各事業の概要と方向性

1	かつしか若手アートコンペティション	中期	文化国際課
	【事業概要】 区内で活動する若手芸術家らのアートコンペティションを開催し、若手芸術家の発掘と育成を目的に、文化芸術団体の活動に寄与するとともに、区民の文化芸術活動への参加を促進します。2カ年事業で1年目に公募PR用のポスターデザイン画を公募（対象：小学4年生～高校生）し、2年目に本選の作品募集（対象：中学生～35歳）を行います。 【取組の方向性】 区の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。		
2	子ども向け文化芸術鑑賞事業		文化国際課
	【事業概要】 乳幼児、子どもたちと家族が一緒に楽しめる様々な鑑賞事業を提供します。 【取組の方向性】 子どもの感性を豊かに育む事ができるよう、乳幼児、子どもが家族と一緒に楽しめる機会を提供し、芸術・文化の普及と発展を図ります。		
3	学習支援事業	中期	くらしのまると相談課 教育指導課
	【事業概要】 全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力の定着が十分でない生徒を対象に少人数指導を実施します。 また、対象生徒の学習意欲の向上を図るほか、生徒及び保護者に対して生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。 【取組の方向性】 引き続き教育委員会事務局及び学校と連携し、生徒及び保護者へ事業の周知を行いながら、経済的な理由により教育の機会に不平等が生じないように取り組みます。		

4	学習センター（学校図書館）の整備		教育指導課 学務課
	【事業概要】 児童・生徒が主体的に考え、学べる環境をつくり、授業において、学習センター（学校図書館）を活用し、調べ学習の充実を図ります。加えて、放課後や長期休業中等に学習センター（学校図書館）を活用し、自学自習の習慣化に取り組みます。 【取組の方向性】 自学自習をする生徒の学習状況を見守る人材を配置します。 また、学校図書館コーディネーターを教育指導課に配置し、学校司書の資質向上を図り、授業における学習センター（学校図書館）の活用を推進します。		
5	かつしかグローバル人材育成事業 （英語によるコミュニケーション能力育成）		教育指導課
	【事業概要】 これからの社会をたくましく生き抜くことができる人材を育成することを目指し、「英語によるコミュニケーション能力」を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組を実施します。 【取組の方向性】 中学校では、イングリッシュキャンプ、海外とのオンライン交流、英語検定料の助成等、外国語に関する学習意欲を高める取組（English Challenge）を行います。 また、小学校では、体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」のプログラム体験、「English Day」を設定し、外国語科及び外国語活動の授業を積極的に公開し、充実を図ります。		
6	葛飾スタンダードの推進		教育指導課
	【事業概要】 本区の児童・生徒が、学校での生活や学習において、義務教育終了までに、これだけは身に付けてほしい、また、それをよりどころにして努力してほしいといった生活・学習の基準に基づき、取り組みます。 【取組の方向性】 児童・生徒の学力向上のために、「かつしかっ子学習スタイル」、「葛飾教師の授業スタンダード」を実施します。 さらに、区学力調査を基に、各学校に具体的な学力向上のための計画を立てさせて定着を図れるようにしていきます。		

7	かつしかチャレンジプログラム	教育指導課 学校教育推進担当課
	【事業概要】 学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、能力を更に向上させるための事業として「かつしかチャレンジプログラム」を実施し、受講した児童・生徒の能力の更なる向上に取り組みます。 【取組の方向性】 「自然科学コース」、「English Challengeコース」、「プログラミングコース」、「理数コース」の4コースを実施しており、更なる充実を図るため、児童・生徒のニーズ等を踏まえ、コースメニューを拡充し、多様な児童・生徒の能力の育成を推進していきます。	
8	かつしかっ子学習スタイル	教育指導課
	【事業概要】 教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けを行います。 【取組の方向性】 教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けを行い、生涯にわたる学習の基礎を作ります。	
9	スタートカリキュラム	教育指導課
	【事業概要】 小学校入学時に、幼稚園、保育所、認定こども園などでの遊びや生活を通した学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくるカリキュラムを実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。 【取組の方向性】 架け橋期の教育について、幼保小連携を更に図るとともに、教育に関わる地域・保護者等多くの方の理解を得られるようにしていきます。 また、かつしかっ子就学前スタートカリキュラムの内容の充実を図ります。	

10	総合的な学力向上事業	中期	教育指導課
	【事業概要】 これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、子ども一人一人の学びの充実、授業の充実、教員の指導力向上を図ります。 【取組の方向性】 ＩＣＴ活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、主体的に学びに向かう力を伸ばす協働的な学びの充実を進めます。 また、教員の指導力向上や、ＰＤＣＡサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。 さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における自学自習の取組、デジタル教材を活用した取組を総合的に進めます。		
11	体力向上のための取組	中期	教育指導課
	【事業概要】 子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進します。 【取組の方向性】 体力調査結果を基に、「かつしかっ子体力アッププログラム」を策定し、小・中学校で取り組みます。 また、体育の授業を充実させることで、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。		
12	特色ある学校づくり推進		教育指導課
	【事業概要】 学校や地域の実態を生かした教育活動を重点化して、予算を重点的に配分するといった、「特色ある学校づくり」に取り組みます。 【取組の方向性】 特色ある学校づくりで計画している事項を中心に、各学校の児童・生徒、地域の実態に応じて、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を推進します。		

13	理数教育の充実		教育指導課
	【事業概要】 児童・生徒の理科・数学への興味・関心と知的好奇心等を育成します。 【取組の方向性】 東京理科大学との連携や科学教育センターでの実験教室により、理科好きな子どもを育てるとともに、葛飾みらい科学研究コンクール等、探究的な活動の支援を行います。 また、理科授業充実のために、理科支援員を配置し、実験や観察のサポートをするとともに、大学連携により、算数・数学の授業改善につながる研究を推進します。		

14	連続する学びの場の充実 (幼保小・小中・中高連携教育の推進)		教育指導課 子育て政策課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 「小1問題」の解消に向けて、幼稚園、保育所、小学校が連携し、円滑に接続する仕組みを構築します。 また、義務教育9年間で学ぶ内容等を身に付けることができるよう学習方法や指導方法等を共有し、中学校への円滑な接続を行います。 さらに、区内都立高等学校と中学校が連携して進路指導等の充実を図ります。 【取組の方向性】 幼児期に身に付けたい基礎的・基本的な力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、生活習慣を共有し、区内の公立・私立幼稚園・保育所、小学校の連携ブロックによる実践を推進することで、小学校への円滑な接続を行います。 また、「かつしかっ子学習スタイル」や「葛飾教師の授業スタンダード」の取組を推進することで、学習方法や指導方法を共有します。 さらに、区内都立高等学校における進学重点教室や中高連携進路説明会を開催し、進路指導の充実を図ります。		

15	教育情報化推進事業	中期	学校教育推進担当課 教育指導課
	【事業概要】 これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができる学校教育を実現するため、学校におけるＩＣＴ環境の整備や授業及び校務におけるＩＣＴの活用等、教育の情報化の推進を図ります。 【取組の方向性】 学校におけるＩＣＴ環境の充実やＩＣＴ推進体制の確保等に取り組み、ＩＣＴを活用した「主体的・対話的で深い学び」や教員の働き方改革等、教育ＤＸの推進に取り組んでいきます。		

16	かつしかふれあいRUNフェスタ		生涯スポーツ課
	【事業概要】 子ども・若者などが参加できるスポーツの機会を提供し、スポーツ実施率の向上や健康増進に取り組むきっかけづくりとします。 また、葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、大会ボランティアに従事いただくなど、多世代の交流や地域の交流、更には、区民や関係団体等との協働をより一層推し進め、スポーツによる元気なまちづくりにつなげます。 【取組の方向性】 令和７年度以降も様々な手段で周知・募集を行うほか、新たなイベント企画やボランティア従事内容の見直しなどを行い、継続的な事業として開催します。引き続きランナーサービスやコースの充実等を図り、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなでランナーを応援したり、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとします。		

17	区民スキー教室		生涯スポーツ課
	【事業概要】 基礎スキーの講座を開催するとともに、スキーを通して親子や多世代との交流活動のきっかけを作ります。 【取組の方向性】 引き続き、本事業について葛飾区スキー連盟と協働の上で進めていくほか、積極的な周知活動を行います。		

18	ジュニアエンジョイスポーツ	生涯スポーツ課
	【事業概要】 子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を開催します。 また、各種目の総合開会式を開催するとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催します。 【取組の方向性】 子どもなどの誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を区内全域に広く充実させます。	

19	～測って、知ろう～体力テスト	生涯スポーツ課
	【事業概要】 握力、反復横とび、上体起こし等、6歳～19歳までは8種目、20歳からは6種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行います。奥戸、水元総合スポーツセンターで年2回実施します。 【取組の方向性】 子ども・若者などの健康推進を目的として幅広く区民に本イベントを周知するために、各イベントに体力テストブースの出展を積極的に行います。	

再掲事業一覧

事業名	ページ
栄養指導事業	84
学校地域応援団活動支援事業	194
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備	197

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

③

不安や悩みを抱える子どもへの支援



様々な理由により学校へ通うことに前向きになれない子どもや学校生活への適応に課題を抱える子どもに対して、適切な支援を行います。

課題

【一人一人が楽しく充実した学校生活への支援】

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つです。

「子ども・若者調査」においても、子どもが暮らしやすく、より良い生活が送れるようになるために必要な取組として、3割程度の保護者が「不安や悩みを気軽に相談できる窓口の整備」と回答しており、子どもの年齢が上がる毎に割合が増加しています。一人一人が楽しく充実した学校生活を送るためにも、不安や悩みの解消する体制の構築が必要です。

また、外国人の人口が増加していることから、日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図る必要があります。

【不登校対策】

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どの子どもにも起こり得るものです。

「子ども・若者調査」においても、学校へ「よく行きたくないと思う」と回答した割合が前回よりも増加しました。引き続き、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けた支援の在り方などについて検討する必要があります。

【いじめ防止対策】

区では、葛飾区いじめ防止対策推進条例と葛飾区いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための体制構築などの取組を進めていますが、一方では、いじめに関する解消率については区が定める目標に達していません。今後もいじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うとともに、学校・地域・関係機関と連携していじめ防止に取り組む必要があります。

取組の方向性

□不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図ります。

- 日本語の習得が必要な児童・生徒に対して、日本語指導の充実を図り、早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援します。
- 学校や総合教育センターが、家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援します。また、登校はできるものの教室に入れない子どものために、校内サポートルームの設置を進めます。
- いじめの状況に関する分析や対応を検討し、学校が行ういじめ防止の取組に生かすとともに、いじめに関する教職員の理解促進及び意識の向上のための研修を検討します。また、いじめの早期発見や兆候が見られた場合に迅速かつ組織的な解決を図ります。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	いじめ防止対策プロジェクト		○	129
2	学校支援指導員派遣事業			129
3	教育相談			129
4	サポートチーム指導員派遣事業			130
5	スクールカウンセラー派遣事業			130
6	スクールソーシャルワーカー派遣事業			130
7	日本語指導の充実		○	131
8	不登校対策プロジェクト		○	131

各事業の概要と方向性

1	いじめ防止対策プロジェクト	中期	教育指導課
	【事業概要】 区、学校、地域が連携・協力して、いじめ防止の徹底を図ります。 【取組の方向性】 「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を活用し、学校におけるいじめ認知の意識を高めるとともに、授業や保護者会等において子ども・保護者への周知を進めることで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 いじめの兆候が見えた場合は、当該学校において、速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。 また、区がいじめ発生の報告を受けた段階で速やかに学校と連携して対応する体制を整え、いじめの解消率の向上を図るほか、教育委員会に弁護士資格を持つ職員を配置し、複雑化するいじめの問題に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行います。 さらに、葛飾区いじめ問題対策連絡協議会において関係機関との連携を図るとともに、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会においていじめ防止のための実効的な対策を協議します。		
2	学校支援指導員派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を派遣します。 【取組の方向性】 毎年度、学校支援指導員を配置する学校の選定を行い、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、引き続き配置を行います。		
3	教育相談		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 保護者や子どもとの面接相談や電話相談を通じて、それぞれの成長過程における教育上の多様な悩みや問題を聴取し、話し合い、専門的な立場からサポートして、悩みごとの軽減や解決を図ります。 【取組の方向性】 学校・家庭での悩みごとや子どもの性格や行動・発達などの心配ごとについて、電話相談及び面接相談を実施し、保護者や子どもの不安の軽減や解決を引き続き図っていきます。		

4	サポートチーム指導員派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 暴力行為、非行などの問題行動等に適切に対応するため、警察OBを総合教育センターに配置し、問題が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図ります。 【取組の方向性】 引き続き定期的な学校訪問を通して連携を密にし、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に向けて学校への助言を行います。		
5	スクールカウンセラー派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、心理に関し専門的な知識や経験を持つスクールカウンセラーを各学校に配置し、学校における教育相談体制を整えいじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたります。 【取組の方向性】 区立小学校におおよそ週1日、区立中学校におおよそ週2日、区立特別支援学校におおよそ週1日配置しています。多くの不安を抱える児童・生徒や保護者の相談窓口として各学校におけるスクールカウンセラーの役割は大きいと、今後も継続して配置を行います。		
6	スクールソーシャルワーカー派遣事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 スクールソーシャルワーカーを総合教育センターに配置し、学校からの求めに応じ、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行います。 【取組の方向性】 総合教育センターにスクールソーシャルワーカー8名配置をしており、学校からの申請に基づき派遣しています。今後、スクールソーシャルワーカーの専門性向上研修やスーパーバイズの必要性を検討し、引き続き学校申請に基づき派遣を行います。		

7	日本語指導の充実	中期	総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行うにほんごステップアップ教室を2教室運営します。 また、授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営します。 さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。 【取組の方向性】 海外からの転入者が増加しているため、今後、にほんごステップアップ教室や日本語学級の増設について検討します。 また、にほんごステップアップ教室と日本語学級の連携を深めます。 さらに、同時翻訳機の導入を検討します。		

8	不登校対策プロジェクト	中期	総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 様々な要因により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、ふれあいスクール明石を運営し、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置します。 教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議します。 【取組の方向性】 不登校児童・生徒数は年々増加しているため、ふれあいスクール明石の入室対象とする学年の拡大、バーチャルラーニングプラットフォーム事業の参加を実施し、児童・生徒、保護者、学校が選択できる登校支援策を広げます。 また、中学校における校内サポートルームを令和8年度までに全中学校に設置し、小学校における設置増を検討します。 さらに、不登校児童・生徒への対応を取りまとめた「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」を発行し、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行えるようにするとともに、不登校の未然防止及び早期支援を図っていきます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
こども家庭センター機能の整備	90
子ども・若者活動団体支援	192
かつしか子ども応援事業	200
児童育成支援拠点事業	200

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

④

若者の生活支援

若者自らが希望する将来を実現できるよう、就労や働き方、結婚など希望する若者に対して支援を行います。



課題

【雇用の状況】

令和2年国勢調査によれば、葛飾区における15歳～39歳の雇用者の正規の職員・従業員の割合が前回調査（平成27年実施）より増加し、パート・アルバイト、派遣職員の割合が減りました。

テレワークや時差出勤など、働き方が大きく変化する中で、若者が主体的に職業を選択できるような支援の推進が必要です。

【ワーク・ライフ・バランス】

令和6年度に実施した「葛飾区政策・施策マーケティング調査」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいるとの回答は5割を超えており、男女を問わず多くの人に取り組んでいると回答しています。しかし、0歳～18歳の子どもの持つ方に聴いた仕事と子育てが両立しやすい環境が整っているかという質問では、「整っていない」と感じる方が5割を超える結果となりました。

「仕事」と趣味や子育てなどといった「仕事以外の生活」の両立は、働くことでやりがいや充実感を感じ、仕事や家庭、地域生活など、人生の様々な時期に合わせて自分らしい生き方を選ぶ・実現できる社会につながることから、引き続き多くの方が、仕事と生活の両立に取り組めるような支援を推進していく必要があります。

【出会いの機会の創出】

本区の婚姻件数は、令和2年に大幅に減少して以降ほぼ横ばいとなっています。令和5年と平成31年の婚姻件数を比較すると約400件減少しています。

「少子化対策調査」では、結婚願望の有無について、結婚に前向きな回答が9割近くになっています。このうち、「現在婚活をしていない」との回答が、8割近くを占めています。この理由の問いに対して、「出会いの機会が少ないため」との回答が4割近くとなっており、結婚を希望する若者に対する支援が必要です。

取組の方向性

- 若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント等を実施していきます。
- 「しごと発見プラザかつしか」のPRを強化し、認知度を更に向上させることで、求人情報や求職登録者を増やし、区民の就職活動を支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの実践を促進するため、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方等に関する講座や講演会などを開催します。
- 区内の中小企業を対象にワーク・ライフ・バランスの啓発や育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援し、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。
- 結婚を希望する若者同士の出会いの機会を創出するための支援を行うとともに、出会いの機会創出に向けて活動する団体の支援などを行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	再就職講座			135
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会		○	135
3	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		○	135
4	雇用・就業マッチング支援事業		○	136
5	雇用・就労促進事業			136
6	中小企業・若者マッチング事業		○	136
7	消費者教育事業		○	137
8	婚活に関するセミナーの実施	○		137
9	婚活イベントの実施	○		137

各事業の概要と方向性

1	再就職講座		人権推進課 産業経済課
	【事業概要】 出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。 【取組の方向性】 出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つセミナーを開催します。 育児中で就職活動に踏み出せない女性向けに子どもと一緒に参加できる講座を開催する等、「就業への一歩」を踏み出すきっかけを作ります。		
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直し等、対象・課題に応じた講座等を実施します。		
3	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。 【取組の方向性】 一人一人がライフスタイルや人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含め、広く区民や企業に周知するため、参加者が参加しやすい工夫をする等、理解を深めるための活動を行います。		

4	雇用・就業マッチング支援事業	中期	産業経済課
	【事業概要】 区の無料職業紹介所の「しごと発見プラザかつしか」において、区内事業所の人材確保や定着支援及び求職者の就労支援を行います。 【取組の方向性】 区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。 また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。		

5	雇用・就労促進事業		産業経済課
	【事業概要】 若者等の求職者の就職促進や、事業所における若者等の人材確保と定着を図るための支援を実施します。 【取組の方向性】 若者等の雇用促進のため、事業主に対する奨励金の支給を継続して行います。 また、「しごと発見プラザかつしか」において、就職セミナーやイベント等を通じて、就職が困難な若者や女性、高齢者等への支援をすることにより、区内で働きやすい環境を創出します。		

6	中小企業・若者マッチング事業	中期	産業経済課
	【事業概要】 若者と区内中小企業とのイベント等を通じてマッチングを図り、区内中小企業の人材確保及び定着支援を行います。 【取組の方向性】 「しごと発見プラザかつしか」において、若者・企業交流イベント及び企業訪問（オープンカンパニー）を実施します。		

7	消費者教育事業	中期	産業経済課
	【事業概要】 自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・意識の向上を図ります。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小・中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進します。 【取組の方向性】 小・中学生をはじめとして、高校・大学生に対する早期の消費者教育を進めます。悪質かつ巧妙化した手口による消費者被害の未然防止など、社会状況の変化に対応した取組を推進するとともに、消費者被害が生じた場合にはその救済を図ります。		

8	婚活に関するセミナーの実施	新規	子ども・若者担当課
	【事業概要】 結婚を希望する若者を対象に、婚活に役立つコミュニケーションスキルの向上等を目的としたセミナーを実施します。 【取組の方向性】 会話術やマナーに関する基本的な知識等を身に付けることを目的とし、婚活に役立つセミナーを実施します。		

9	婚活イベントの実施	新規	子ども・若者担当課
	【事業概要】 結婚を希望する若者に、多様な出会いや交流の場を創出することを目的としたイベントを実施します。 【取組の方向性】 結婚を希望する参加者による交流会を開催し、本区での結婚、将来的な子育ての実現を目指します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
区内事業所と連携した障害者就労の促進	146
婚活イベント実施団体への支援	192

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

施策

⑤

不安や悩みを抱える若者への支援



様々な理由により社会生活を営むことに不安や悩みを有する子ども・若者に対して支援を行います。

課題

【相談体制の充実】

若者無業者（ニート）やひきこもりの長期化は、心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性があります。そのため、就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたり、多様化する日常生活における不安や悩みに対する相談体制を充実させる必要があります。

「子ども・若者調査」の結果においては、若者に対して暮らしに関する悩みや不安を相談できる先として知っているか・利用したことがあるかという質問において、相談先の多くを「知らない」と回答した人が一部の相談先を除き、過半数を超えていました。一方で、どんな窓口相談するかという質問では、専門家がアドバイスをしてくれるような「専門性」の高い窓口や、名前を知られずに相談ができる「匿名性」が保証される窓口、自分のペースで相談ができる「自律性」のある窓口が求められていることが分かりました。

引き続き、相談体制の充実や相談支援、サービスに関する情報等について、若者に周知していくことが必要です。

【社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援】

社会的養護経験者とは、児童養護施設などで暮らしていた子ども・若者のことです。施設などから離れた社会的養護経験者は、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合があります。

そのため、一人一人の状況に応じた支援の取組を推進する必要があります。

取組の方向性

□複雑化・複合化した課題を抱える世帯や制度の狭間にある若者など、支援を必要とする方に対して、庁内各部署や地域の支援関係機関が連携し、誰一人取り残されない包括的な支援体制を強化します。

□若者の安全・安心な生活及び将来にわたる活躍を支えるため、様々な事情を有する若者や保護者、若者無業者（ニート）、ひきこもりなどの生きづらさを抱える若者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。

- 対人関係に強い苦手意識を持ち、社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援します。
- 心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係等、多様で複合的な課題を抱える若者の早期の自立を促進するため、一人一人の課題に寄り添い、包括的・計画的な支援を実施します。
- 児童養護施設などから退所した若者が、自身の持つ力で自立し、社会生活が送れるよう、進学や就職によって新たな生活を営むための支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	くらしのまるごと相談事業		○	140
2	生活困窮者自立支援事業		○	140
3	葛飾区子ども・若者応援ガイド			141
4	若者支援体制の整備		○	141
5	社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援	○		141
6	若者の社会参加支援事業			142

各事業の概要と方向性

1	くらしのまると相談事業	中期	くらしのまると相談課
	【事業概要】 高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまると受け止める「くらしのまると相談窓口」の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。 さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討を実施します。 【取組の方向性】 くらしのまると相談窓口や、アウトリーチ、伴走支援、支援関係機関による連携支援、地域参加支援等の支援事例を積み重ね、全庁の部署や地域の支援関係機関が連携して、全ての人の健康・福祉・貧困の防止等に取り組んでいきます。		
2	生活困窮者自立支援事業	中期	くらしのまると相談課
	【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまると相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。		

3	葛飾区子ども・若者応援ガイド		子ども・若者担当課
	【事業概要】 様々な事情を有する子ども・若者の支援に関する情報をガイドにまとめ、子ども・若者やその家族、支援者に配布することにより、支援を必要としている方を支援につなげていきます。 【取組の方向性】 これまでガイドで掲載していた相談機関の案内に加えて、新たに区内の子ども・若者の居場所等を紹介することで、普段から安心して過ごせ、支援が必要になったときには身近で相談できる居場所の普及啓発を推進していきます。		

4	若者支援体制の整備	中期	子ども・若者担当課
	【事業概要】 長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関への接続等に向けた適切な支援を行います。 【取組の方向性】 関係機関に連携するまでに、相談者に寄り添った継続的な支援が一定期間必要になることが多くあるため、相談支援だけでなく、相談者に応じた段階的な支援を実施していきます。		

5	社会的養護経験者（ケアリーバー）への支援	新規	児童相談課
	【事業概要】 社会的養護を経験した児童等が、施設や里親のもとを離れた後に社会的自立ができるよう、進学や就職によって新たな生活を営むための経済的負担の軽減に対する支援に取り組むとともに、国が創設した社会的養護自立支援拠点事業における相談支援の実施に取り組めます。 【取組の方向性】 経済的負担の軽減に対する支援においては、令和7年度から実施し、社会的養護自立支援拠点事業における相談支援は、令和8年度の実施に向けて検討を行います。		

6	若者の社会参加支援事業	地域教育課
	【事業概要】 社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備し、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援します。 【取組の方向性】 若年無業者（ニート）、ひきこもり、発達・精神障害など対人関係に強い苦手意識を持ち、社会参加に困難さを感じている若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、社会参加に向けた準備活動を通して就労に向けた取組を支援していきます。	

再掲事業一覧

事業名	ページ
葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】	161
高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成	162
配偶者暴力防止事業	175
子ども・若者活動団体支援	192
かつしか子ども応援事業	200
児童育成支援拠点事業	200

基本方針③

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

①

障害等に関わる困難への支援



障害等のある子ども・若者が自立や社会参画に向けて取り組むことができるよう支援していきます。また、身体・知的障害だけでなく、発達が心配される子どもとその保護者が安心して社会生活等を送れるよう支援を行います。

課題

【発達に課題のある子どもへの支援体制の構築】

発達に課題のある子どもを早期に発見し、療育等の支援が必要な子どもが安心して集団生活を送れるよう、療育機関と子ども総合センター、幼稚園・保育所、学校との連携体制を強化する必要があります。

【特別支援教育の充実】

区では、特別支援教室を全小・中学校で実施するとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級を小・中学校各2校で運営しています。今後は更に、特別支援教育に関する教員の専門性の向上、保護者の支援体制の構築及び特別支援教室を退出した児童・生徒が在籍学級で適切な支援を受けられる体制を構築する必要があります。

【障害のある若者の自立に向けた支援】

障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを支援する必要があります。

取組の方向性

- 発達に心配される子どもや発達に課題のある子どもが、身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けられるよう関係機関の連携体制を構築します。
- 発達に課題がある子ども一人一人に適したICTの活用を図るとともに、特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために研修の充実を図ります。
- 施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害がある方の地域生活を支援するため、自立生活援助事業者の整備・運営支援を検討します。さらに、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、区民に障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	医療的ケア児への支援の促進			145
2	基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備			146
3	区内事業所と連携した障害者就労の促進		○	146
4	障害児通所給付 (児童発達支援) (放課後等デイサービス) (保育所等訪問支援)			147
5	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減			147
6	居宅訪問型児童発達支援事業			147
7	子ども発達センター事業			148
8	障害児に関するサービス利用計画作成			148
9	保育所等訪問支援事業			148
10	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ			149
11	就学前の子どもの発達相談			149
12	公園再生事業			149
13	就学相談			150
14	特別支援教育推進事業			150
15	発達障害の可能性のある子どもに対する 重層的な支援体制の充実		○	150

各事業の概要と方向性

1	医療的ケア児への支援の促進		障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童が、適切な支援を受けることができるよう、関係機関による協議の場を設け、連携を図ります。 【取組の方向性】 医療機関等の関係機関と連携し、医療的ケア児への地域生活支援の向上を図ります。 葛飾区で生活する医療的ケア児が、ライフステージに合わせた支援を受けられるよう、各関連部門と連携し医療的ケア児を継続支援する体制をつくります。 受入れ保育所に、医療的ケアを実施する看護師の配置や必要な備品・施設整備を実施し、受入れ体制を整えます。		

2	基幹相談支援センターを中心とした 包括的相談体制の整備			障害福祉課
	【事業概要】 基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行うほか、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制を強化します。 【取組の方向性】 (1) 医療的ケア児者に対する相談支援の充実 基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児者の保護者が一人で抱え込まず身近に相談できる体制を作るために、医療的ケア児コーディネーターを中心とした情報連携、医療的ケア児者に関する相談を必要な支援につなげていきます。 (2) 家族支援の強化 障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない世帯の実態把握をし、支援の必要性が高いと考えられる世帯に対してアウトリーチ支援を行います。 (3) 地域の相談支援体制の強化 相談支援専門員が、多様化・複雑化する課題を抱える世帯を支援できるように、基幹相談支援センターによる相談支援専門員へのサポート体制を充実させます。 相談支援事業所の専門性を高めるため、基幹相談支援センターの一部を業務委託し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る専門研修や事例検討会を計画的に実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言を行うことで、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。			

3	区内事業所と連携した障害者就労の促進		中期	障害福祉課
	【事業概要】 就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等への就職支援や、就職後長く働き続けられるようにするための職場定着支援を行います。 また、区内や近隣における障害者就労の促進に取り組みます。 【取組の方向性】 民間の就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、就職及び職場定着のための支援体制の充実を図ります。 また、区内や近隣における障害者就労を促進するため、区内企業等に障害者雇用への理解を働きかけます。			

4	障害児通所給付 (児童発達支援) (放課後等デイサービス) (保育所等訪問支援)		障害福祉課
	【事業概要】 発達に心配される児童一人一人に、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。 【取組の方向性】 相談支援体制の充実とともに、障害児の状況に応じた適切な療育が受けられるように支援します。		
5	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減		障害福祉課 障害者施設課
	【事業概要】 地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、区独自の支援策として保護者の経済的な負担を軽減します。 【取組の方向性】 区独自の支援策として、障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害児の早期療育への保護者負担軽減として引き続き実施します。		
6	居宅訪問型児童発達支援事業		障害者施設課
	【事業概要】 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な支援をすることで、将来、通所や通園・通学など、地域とのつながりを持ち、社会生活の幅が広がることを目指します。 【取組の方向性】 在宅の障害児に対し、発達支援の機会を確保し、訪問支援から通所支援への社会生活の移行につなげる目的を踏まえて、着実なサービス提供を目指します。当面、訪問支援により得た経験値を蓄積するとともに、支援にかかる技術向上を目指し、児童の個別状況に合わせた適切な在宅から通所への移行支援についての検討につなげます。 通所への移行については、医療的ケア児の受け入れを行っている子ども発達センターはもとより、民間事業所との連携も検討します。		

7	子ども発達センター事業		障害者施設課
	【事業概要】 知的障害や発達に課題のある1歳6か月から就学前の児童に対して発達段階に応じた小集団支援や個別支援を実施します。 また、一時的に保育が必要な障害のある児童の一時保育を実施します。 【取組の方向性】 「遊び」を通して、子どもの自尊心や主体性を育て、個々の成長に合わせた「生きる力」の基礎を培うための支援を行います。		
8	障害児に関するサービス利用計画作成		障害者施設課 障害福祉課 子ども家庭支援課
	【事業概要】 障害児の自立した生活を支えるため、障害児に関するサービス利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 【取組の方向性】 障害児支援利用計画の作成等を通して、保護者支援を実施します。		
9	保育所等訪問支援事業		障害者施設課
	【事業概要】 子ども発達センター（児童発達支援センター）の職員が、保育所や幼稚園等を訪問し、発達に課題のある児童への適応に向けた支援を行うとともに、当該施設の職員等と連携して、療育を実施する体制を整備することにより、発達に課題のある児童への適切な支援を行います。 【取組の方向性】 今後も保育所等訪問支援を継続するとともに、関係機関連携を適宜組み合わせながら、発達に課題のある児童への適切な支援を行います。		

10	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ		子育て政策課 子育て施設支援課 保育課 放課後支援課
	【事業概要】 保育所・学童保育クラブでの生活が可能な障害児を受け入れることで、保護者が安心して就労と子育てを両立できるようにするとともに、障害のある児童と他の児童が生活を通してともに成長できるようにします。 【取組の方向性】 引き続き、障害児を受け入れることにより、障害のある児童の保護者の子育て及び児童の成長を支援します。		
11	就学前の子どもの発達相談		子ども家庭支援課
	【事業概要】 発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。 【取組の方向性】 乳幼児の発達に対して不安がある保護者や保育者等からの相談を受け、発達に課題があり指導・訓練を必要とする又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。		
12	公園再生事業		公園課
	【事業概要】 高齢者、障害者等の移動円滑化の促進、子どもを犯罪や事故から守る安全・安心への配慮、幼児から高齢者まで幅広い世代のニーズに応えられる快適な地域環境を創出するため、公園機能の見直しを図るとともに、誰もが安全、安心、快適に公園を利用できるように、既存の公園施設のバリアフリー化や、老朽化した施設の更新を計画的に実施します。 【取組の方向性】 公園再生の整備に当たっては、施設のバリアフリー化を行うとともに、犯罪抑止効果を目的とした見通しを良くする施設の配置検討、安全基準に適合した遊具施設等の更新などを行います。		

13	就学相談		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 障害のある又は障害が心配される子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、個々に応じた教育内容と方法に基づく適切な就学相談を実施します。 【取組の方向性】 引き続き、他機関と連携し就学相談専門員、心理専門員を中心に、障害のある又は心配される子どもの適切な就学先について検討を行い、個々に応じた教育環境を提供します。		
14	特別支援教育推進事業		総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 特別支援教育指導員が小・中学校や公立幼稚園を巡回して、少人数や個別の指導を行います。 また、心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを学校に派遣することにより、特別支援教育を推進するための指導や助言を行います。 【取組の方向性】 引き続き専門家チームを学校に派遣し、運営上の課題及び取組状況の把握、巡回指導教員の授業観察等を行うことにより、一人一人に応じた支援の充実を図ります。		
15	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実	中期	総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 (1) 特別支援教室の充実 発達障害等のある児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施します。 また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化します。 (2) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級を設置・運営します。 【取組の方向性】 特別支援教育に携わる教職員を対象に、各職層・職種に応じた専門的な研修を実施し、支援が必要な子どもへの対応を充実させます。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
5歳児健康診査事業	87
母子健康診査事業	88
食材料費の保護者負担軽減	153

基本方針③

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

②

子ども・若者が育つ家庭への経済的支援



子育て家庭の日々の生活を安定させるため、様々な支援を組み合わせることで効果的に経済的な支援を行います。

課題

【子育て家庭への経済的支援】

「子ども・子育て支援ニーズ調査」では、約5割の保護者が、経済的な負担が子育てをする上で不安であると回答しています。子ども・若者が健やかに育っていくためには、生活基盤となる家庭環境が整っていることが重要であるため、子どもを産み育てる家庭の様々なニーズに応じた支援の充実を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を実施する必要があります。

【学校生活に係る子育て家庭への経済的支援】

家庭の状況に関わらず、子どもが心身の健全な発達ができるように、学校給食や特別活動に係る経済的支援が求められています。

取組の方向性

- 引き続き、子どもを産み育てる家庭の身近な相談に一貫して応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援事業の充実を図るとともに、妊婦支援給付金給付事業やかつしか出産応援給付金等の経済的支援を実施していきます。
- 子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子ども・若者の健やかな成長に資するため、引き続き、様々な経済的支援を実施します。
- 学校給食費の完全無償化を実施し、子どもの心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。また、子育てにかかる経済的負担軽減のため、修学旅行や移動教室の特別活動に要する費用のほか、副教材等に要する費用についても無償化していきます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	食材料費の保護者負担軽減			153
2	多胎児家庭移動支援事業			154
3	かつしか出産応援給付金給付事業			154
4	児童手当等事業			154
5	妊婦支援給付金給付事業	○		155
6	ベビーカー購入等費用助成事業	○		155
7	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業			155
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業			155
9	私立幼稚園等の保育料等保護者負担軽減			156
10	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）			156
11	認証保育所・認可外保育施設の保育料保護者負担軽減			156
12	葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金			157
13	移動教室費等の無償化	○		157
14	学校給食費の完全無償化			157
15	修学旅行費の無償化	○		158
16	一部副教材費等の無償化	○		158

各事業の概要と方向性

1	食材料費の保護者負担軽減	障害福祉課 子育て施設支援課
	【事業概要】 認可保育所、私立幼稚園等の教育・保育施設のほか、障害児通所施設に通う就学前児童への食材料費を補助し、保護者の経済的な負担を軽減します。 【取組の方向性】 着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。	

2	多胎児家庭移動支援事業		保健センター 子育て応援課
	【事業概要】 3歳未満の多胎児を養育する世帯を対象に、助産師・保健師など専門職が多胎児の育児に特有な困難に対して支援を行い、子どもの予防接種や乳幼児健診等でタクシーを使う際に利用できる「多胎児家庭応援券」（こども商品券）を交付します。 【取組の方向性】 育児等に役立つ情報提供を行い、多胎児を養育する家庭に特有の負担・困難に対する支援を継続します。		
3	かつしか出産応援給付金給付事業		子育て応援課
	【事業概要】 子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、1歳未満の子どもを養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童1人当たり5万円、1回限り）を支給します。 【取組の方向性】 出産後の子育て世帯に対し給付金を支給することにより、出産に係る経済的な負担の軽減を図ります。		
4	児童手当等事業		子育て応援課
	【事業概要】 高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している方に児童育成手当や児童扶養手当を支給します。 【取組の方向性】 転入や出生などの機会を捉え、引き続き制度の周知を行うことで、各手当の支給漏れが発生することの無いよう着実に事業を実施します。		

5	妊婦支援給付金給付事業	新規	子育て応援課 保健センター 子ども家庭支援課
	【事業概要】 妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦に対し、妊婦支援給付金（妊婦であることの申請後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人当たり5万円）を支給します。 【取組の方向性】 妊婦等包括相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備します。		
6	ベビーカー購入等費用助成事業	新規	子育て応援課
	【事業概要】 3歳未満の子どもを養育する家庭に対しベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入・レンタル費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出を促進します。 【取組の方向性】 ベビーカーや抱っこ（おんぶ）紐、ベビースリング、ヒップシートの購入等費用を助成することにより、子育て家庭の負担の軽減や外出促進を図ります。		
7	幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業		子育て応援課
	【事業概要】 小学生未満の子どもを育てる家庭に対し、幼児二人同乗基準適合自転車等の購入費の一部を助成することにより、移動に関する負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 幼児二人同乗基準適合自転車等の購入費を助成することにより、外出時の安全性確保や外出促進を図ります。		
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業		子育て施設支援課
	【事業概要】 保育所等に保護者が支払うべき実費徴収費用のうち、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、公定価格による支給がない幼稚園の対象者にかかる副食食材料費の一部を補足給付します。 【取組の方向性】 国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により実費徴収とされた食材料費に対して実施している補助を継続し、着実に事業を実施します。		

9	私立幼稚園等の保育料等保護者負担軽減		子育て施設支援課
	【事業概要】 子どもが私立幼稚園等に通う世帯に対し、入園料や保育料等について補助金を交付することで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 国の幼児教育・保育の無償化制度、都の多子世帯に対する負担軽減事業及び、社会情勢を踏まえながら、区が独自に補助し、着実に事業を実施します。		
10	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実 (保育料の減免等)		子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 無償化の対象とならない0歳児～2歳児クラスの課税世帯で兄・姉を有する多子世帯の児童の認可保育所や認証保育所等の保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 都の多子世帯に対する負担軽減事業を活用し、第二子の保育料にかかる経済的な負担軽減を図り、着実に事業を実施します。		
11	認証保育所・認可外保育施設の保育料 保護者負担軽減		子育て施設支援課
	【事業概要】 認証保育所・認可外保育施設の保育料について補助金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向性】 国の幼児教育・保育の無償化制度、都の多子世帯に対する負担軽減事業及び、社会情勢を踏まえながら、区が独自に補助し、着実に事業を実施します。		

12	葛飾区フリースクール等利用者支援事業 助成金		教育総務課 総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和6年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額1万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行います。 【取組の方向性】 不登校児童・生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童・生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童・生徒の保護者に対してフリースクール等を利用するために要する費用の一部を補助することにより、児童・生徒の保護者の負担を軽減します。		
13	移動教室費等の無償化	新規	学務課 教育指導課
	【事業概要】 区立中学校に通う中学2年生を対象にした移動教室や区立小学校に通う小学5・6年生を対象にした臨海学校・林間学校に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、移動教室費等の無償化を実施します。		
14	学校給食費の完全無償化		学務課
	【事業概要】 区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施します。 【取組の方向性】 今後も、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ります。		

15	修学旅行費の無償化	新規	学務課
	【事業概要】 区立中学校に通う中学３年生を対象にした修学旅行に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、修学旅行費の無償化を実施します。		

16	一部副教材費等の無償化	新規	学務課
	【事業概要】 区立小学校又は区立中学校で使用しているドリルやテスト等に係る保護者負担額を無償とすることで、子育てに係る経済的負担を軽減し、ゆとりをもって子育てできる環境を整えます。 【取組の方向性】 事業の趣旨を踏まえた上で、一部副教材費等の無償化を実施します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども医療費助成事業	86
母子医療給付事業	88
ひとり親家庭自立支援（給付金）	166
ひとり親家庭自立支援（就労相談）	166
ひとり親家庭等医療費助成	167
母子及び父子福祉応急小口資金貸付	167
母子及び父子福祉資金貸付	168
養育費受け取り支援事業	168

基本方針③

困難な状況に置かれている 子ども・若者やその家庭を支援します

施策

③

貧困の解消に向けての支援



家庭の事情に左右されることなく、全ての子ども・若者が、家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるように支援します。

課題

【子ども・若者の貧困に対する支援】

子ども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や進学機会等を含め、子どもの権利利益の侵害につながるおそれがあるため、その解消に全力で取り組む必要があります。

【経済的自立に対する支援】

保護者の就労支援において、子育て家庭の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を行う必要があります。

取組の方向性

- 区立中学校を会場に、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもや保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。
- 貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の子どもが、学習塾への通塾や通信講座の受講を希望する場合、必要な経費を支援します。
- 個別のニーズに寄り添い、就労や就職に有利な資格取得、子どもの進学費用の貸付等の支援を充実させ、自立を促進します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習環境整備支援費の支給】			160
2	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】			161
3	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【大学等受験料の支給】			161
4	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム） 【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】			161
5	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成		○	162
6	入院助産			162
7	葛飾区奨学資金貸付事業			162
8	葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん			162
9	就学援助			163

各事業の概要と方向性

1	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【学習環境整備支援費の支給】	東生活課 西生活課
	【事業概要】 【学習環境整備支援費】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から高校3年生が、学習塾への通塾や通信講座の受講を希望する場合、必要な経費を支給します。 また、希望により委託事業者による学習相談・クーポンによる現物給付を受けられます。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。	

2	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【学習・相談ボランティア派遣費用の支給】			東生活課 西生活課
	【事業概要】 【学習・相談ボランティア】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、生活保護受給世帯の小学1年生から中学3年生が、学習・相談ボランティアの派遣を希望する場合、必要な経費を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。			
3	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【大学等受験料の支給】			東生活課 西生活課
	【事業概要】 【大学等受験料】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生が、卒業時に大学等の入学試験を受けた場合の受験料を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の子どもたちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。			
4	葛飾区被保護者自立促進事業（次世代育成支援プログラム）【若者社会参加支援交通費・登録料・利用料の支給】			東生活課 西生活課
	【事業概要】 【若者社会参加支援】 子どもの貧困問題への対応、貧困の連鎖解消などの観点から、ひきこもりなど社会参加意欲に乏しい生活保護受給世帯の若年層の被保護者が、社会参加支援を受けた場合、必要な交通費・登録料・利用料を支給します。（生活保護受給者のみ該当・上限額あり） 【取組の方向性】 引き続き生活保護世帯の若者たちに対して葛飾区自立促進事業を継続し、自立に向けた活動に関わる経費の一部を補助し効果的な生活保護事業の遂行を図ります。			

5	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座 受講費助成	中期	子ども・若者担当課
	【事業概要】 様々な事情により高等学校を卒業していない方に対し、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部等を助成することで、より良い条件での就業につながられるようにします。 【取組の方向性】 より使いやすい助成制度となるように、状況に応じて支援メニュー等の見直しを図るとともに、対象の区民に情報が届くように周知していきます。		

6	入院助産		子育て応援課
	【事業概要】 経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。 【取組の方向性】 出産費用にお困りな低所得者の方に対して、安心して出産ができるよう着実に事業を実施し、支援を行います。		

7	葛飾区奨学資金貸付事業		教育総務課
	【事業概要】 高等学校、高等専門学校等に入学を希望している又は在学する生徒のうち、進学の実欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な方のために、学資金の貸付けを行います。 【取組の方向性】 引き続き、本事業の周知を図るとともに、生徒の修学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいきます。		

8	葛飾区私立高等学校・大学等入学資金融資あっせん		教育総務課
	【事業概要】 私立の高等学校・大学等へ入学する生徒の保護者等で、入学に際して必要な資金の調達が困難な方に対して、その資金の融資をあっせんします。 【取組の方向性】 引き続き、本事業の周知を図るとともに、区内の金融機関との連携により融資あっせんを円滑に行いながら、生徒の修学に係る経済的負担の軽減に取り組んでいきます。		

9	就学援助	学務課
	【事業概要】 学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。 【取組の方向性】 学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を図ります。	

再掲事業一覧

事業名	ページ
学習支援事業	120
生活困窮者自立支援事業	140

施策

④

ひとり親家庭への支援



様々な問題や課題のあるひとり親家庭に対する相談体制を充実させ、子どもとその保護者がともに安心して地域で生活できるよう、様々な支援を行います。

※ 本施策は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」として位置付け、事業を実施します。

課題

【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭については、経済的な問題のほか、子育てや生活の面での課題が生じることが考えられます。ひとり親家庭の方が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、各家庭のニーズに配慮した支援が求められています。

取組の方向性

- ひとり親家庭が抱える課題に早期かつ適切に対応するために、相談体制の強化を図ります。全ての対象世帯に対して、積極的に事業の周知を行い、事業の認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施します。また、障害のある方や外国籍の方など細やかな支援が必要なひとり親家庭に対しても、地域で孤立せず、子育てや自立に向けた取組ができるように支援を行います。
- ひとり親家庭で育った子どもの声が、ひとり親家庭の支援施策に反映されるよう取り組みます。
- ひとり親家庭が抱える問題や課題に対して、適切かつ具体的な支援を展開していくため、ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、子育て支援、就業支援、生活保護、女性相談、法律相談などに関わる機関や、民間の支援団体、NPO法人及び社会福祉施設等と横断的な連携を強化し、様々な支援策を活用してひとり親家庭の自立を総合的に支援します。
- ひとり親家庭の実情に応じた自立目標の下、個別的・継続的な就労支援や資格取得の支援を実施し、より安定した就業を支援します。
- ひとり親家庭の保護者が安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子生活支援施設や公営住宅への案内など、個別のニーズに即した住居の相談に応じ、ひとり親家庭に対する多様な支援策を展開します。
- ひとり親家庭の自立と子どもの将来の自立に向け、子どもの進学資金の貸付けや養育費確保のための経済的支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業			165
2	私立母子生活支援施設措置			166
3	ひとり親家庭自立支援（給付金）			166
4	ひとり親家庭自立支援（就労相談）			166
5	ひとり親家庭相談			167
6	ひとり親家庭等医療費助成			167
7	母子及び父子福祉応急小口資金貸付			167
8	母子及び父子福祉資金貸付			168
9	養育費受け取り支援事業			168
10	家賃債務保証料の助成			168

各事業の概要と方向性

1	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課
	【事業概要】 ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣し、負担軽減を図ることで、子育て及び自立を支援します。 【取組の方向性】 本事業では、担い手確保に課題があり、ひとり親家庭等の要望に対し、サービスの提供が限定的になっていることから、今後より一層担い手の開拓に注力し、ひとり親家庭等のニーズに応えるサービスを提供します。	

2	私立母子生活支援施設措置	子育て応援課
	【事業概要】 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認める場合に母子保護を実施し、安定した生活が送れる住まいを提供します。 【取組の方向性】 住まいを必要とする母子世帯に対して、入所相談を実施し、母や子から意見や希望の聞き取りを行います。入所中は、施設職員や関係機関と連携し、各々の課題解決に取り組み、母子世帯の自立に向けた支援を行います。 母子生活支援施設では、時代に即したニーズに対応可能な、施設の多機能化が求められているため、引き続き関係機関との連携の下、潜在的なニーズに加え、新たなニーズの把握と、それらのニーズへの適切な対応のため、施設の人材育成や環境改善への支援等により、継続的な体制整備の強化を図っていきます。	
3	ひとり親家庭自立支援（給付金）	子育て応援課
	【事業概要】 就職に有利な資格取得を支援することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。 【取組の方向性】 ひとり親家庭の母又は父の個々の希望や適性に応じた資格取得を支援し、安定した就職と収入増を支援します。	
4	ひとり親家庭自立支援（就労相談）	子育て応援課
	【事業概要】 就労に関する支援を行うことにより、ひとり親家庭の母又は父が経済的に自立し、安定した生活を送れるようにします。 【取組の方向性】 ひとり親家庭就労専門相談員が、就職、転職等の個々のニーズに応じた就労相談を行い、ハローワークとも連携しながら、希望する就職、転職等の支援を行います。 就職後もアフターフォローを実施する等、支援を継続します。 また、相談者の希望により、職業訓練や給付金を利用した資格取得につなげ、幅広いニーズに対応します。	

5	ひとり親家庭相談		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の方が抱える生活・就業・経済に関する悩みや問題について、支援や助言により、子どもが健やかに育ち、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるようにします。 【取組の方向性】 支援を必要とするひとり親家庭の親又は将来、ひとり親家庭となることが見込まれる方からの様々な相談に応じ、生活が安定・向上し、地域で安心して生活できるように個別のニーズに応じた相談対応を行います。 新たな相談ニーズに応じるために母子・父子自立支援員は各種研修に参加し、相談スキルの向上や制度等の情報収集に努めます。		
6	ひとり親家庭等医療費助成		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の親等と子が健康保険を利用して病院や薬局等で診療や調剤を受けた際の自己負担分を補助します。なお、所得制限や課税・非課税による助成区分があります。 【取組の方向性】 ひとり親家庭等の医療費に係る経済的負担を軽減するために、制度の周知を行うことで利用の促進を図るとともに、着実に事業を実施します。		
7	母子及び父子福祉応急小口資金貸付		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の方で、現に児童を扶養している方を対象に、応急に必要とする資金を貸付けることにより生活の安定と生活意欲の増進を図ります。 【取組の方向性】 応急に必要とする資金に対する支援を行うと同時に、生活困窮を原因とした貸付けを必要としている場合は適切な支援につなげる等、ひとり親家庭の方の生活の安定を図ります。		

8	母子及び父子福祉資金貸付		子育て応援課
	【事業概要】 ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行います。 【取組の方向性】 子どもの進学に必要な資金や転宅に係る資金等、必要な資金を貸付け、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援します。 貸付けに当たっては、目的や将来の自立について、丁寧な聞き取りと償還を見据えた助言を行い、ひとり親家庭の子及びその保護者が恒常的な自立が実現できるよう支援します。		
9	養育費受け取り支援事業		子育て応援課
	【事業概要】 子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることができるように、公正証書の作成に係る費用、養育費立替保証に係る契約に必要なとなる初回の保証料、裁判外紛争解決手続（ADR）及び養育費に関する弁護士相談に要した費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 養育費を確実に受け取れる手続きや制度について、区民ニーズを把握しながら、助成対象の拡充の検討を実施し、多くの対象者が養育費確保につながるよう支援します。		
10	家賃債務保証料の助成		住環境整備課
	【事業概要】 ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。 【取組の方向性】 ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
学習支援事業	120
児童手当等事業	154
高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成	162
かつしか子ども応援事業	200
児童育成支援拠点事業	200

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

施策

①

子どもの権利の保障

子どもが健やかに成長し自己を実現するため、心身の状況や置かれている環境に左右されず、将来にわたり子どもの権利が保障されるよう支援します。



課題

【虐待の防止】

児童相談所が令和5年度に新たに相談を受け付けた件数の約6割が被虐待相談となっており、虐待の早期発見・対応は、重要な課題です。そのため、育児相談の所管部署や警察との連携を強化し、虐待の兆候を見逃さず、早期に適切な対応を行う必要があります。

また、早期発見・早期対応の体制を強化するためには、関係機関や専門家との連携を円滑に行うことも重要です。

子どもの権利を擁護するため、虐待を未然に防ぐことや、早期の権利回復をどのように実施するかが課題です。

【子どもの声の反映】

令和6年度の葛飾区子ども世論調査では、子どもの意見が大人と同様に大切にされているかの問いに対し、子どもからの肯定的回答が約6割となっているため、子どもの意見表明と社会参加の機会の確保について区全体で取り組む必要があります。

子どもが自分の権利や意見を主体的に表明できる環境の整備や子ども向け情報発信を充実させる取組を通じて、子どもの声を政策決定に反映させることが課題となります。

【ヤングケアラーへの支援】

令和4年度に実施したヤングケアラー状況調査では、約1割の子どもが「家族のケアをしている」と回答していますが、家庭内の問題であるため、周囲の大人から支援の対象として認識されづらい構造にあります。その責任や負担の重さから学業等に影響を及ぼすことのないよう適切な支援を行う必要があります。

取組の方向性

□虐待を未然に防ぐためにも、子ども自身や保護者、教育関係者などが子どもの権利についての理解を深める必要があります。

□社会的養護を必要とする子どもたちに、安定した生活環境を提供することは重要です。選択肢の一つとして里親家庭を広く知ってもらうよう取り組んでいきます。

- 子どもが主体的に意見表明ができるよう、子ども向け情報発信の充実につながる取組を行います。
- 関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で、子ども本人や家族から話をよく聞き、寄り添いながら子どもやその家庭に対して適切な支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子どもの権利擁護事業			171
2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組			171
3	児童福祉審議会の設置			172
4	ヤングケアラー等支援事業		○	172
5	里親委託等推進事業		○	173

各事業の概要と方向性

1	子どもの権利擁護事業		子ども・若者担当課
	【事業概要】 令和5年10月1日に施行した「葛飾区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利に関する相談や子どもの権利侵害に対応することにより、子どもの権利擁護を図ります。 また、葛飾区子どもの権利条例の周知や子どもの権利に関する普及啓発事業を実施します。 【取組の方向性】 職員や区民への研修を行うほか、普及啓発に取り組んでいきます。 また、子どもの権利委員会を運営し、子どもの権利の保障状況や子どもの権利に関わる施策等について検証していきます。		
2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組		子ども・若者担当課
	【事業概要】 子ども・若者の意見を区の施策に生かしていくため、区全体で、状況に応じた様々な手法を活用して意見聴取を行い、施策への反映の有無について判断するとともに、子ども・若者の意見に対してフィードバックを行います。 【取組の方向性】 子ども・若者の参画の機会の確保や意見聴取の手法などを、庁内で工夫して取り組んでいくことにより、子ども・若者のニーズを的確に捉え、施策をより実効性のあるものにしていきます。		

3	児童福祉審議会の設置		子ども・若者担当課
	【事業概要】 児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として児童福祉審議会を運営し、児童、妊産婦及び知的障害者、ひとり親家庭の福祉、母子保健に関する事項の調査・審議等を行います。 また、区長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申します。 【取組の方向性】 審議会を適宜開催し、諮問への意見具申や調査・審議を進めることにより、子どもの権利擁護を図ります。		

4	ヤングケアラー等支援事業	中期	子ども・若者担当課 くらしのまると相談課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
	【事業概要】 関係各課が連携し、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組むとともに、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配付するなど、周知啓発を行います。 また、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行います。 【取組の方向性】 庁内で連携して支援に取り組むとともに、職員や区民、地域活動団体等向けにヤングケアラーの研修会や講演会を開催するほか、子どもに対してもヤングケアラーについて周知啓発を行っていきます。		

5	里親委託等推進事業	中期	児童相談課
	【事業概要】 社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。 【取組の方向性】 区内各種イベントでの普及啓発活動や里親制度に関する説明会を定期的を実施し、里親制度についての理解を深めていただくための普及啓発及び里親のリクルート活動を行います。 子どもの最善の利益確保のため、里親家庭の状況に応じた適切な支援を実施します。 里親支援センターについては、令和8年度の設置に向けて検討を行います。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
くらしのまるごと相談事業	140
養育費受け取り支援事業	168

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

施策

②

心身の安定・安心への支援



子どもや若者の健やかな成長に影響を及ぼすことがないように、虐待の未然防止等の支援や自殺防止の支援を行います。

課題

【子育て家庭の孤独や孤立、不安に寄り添う支援】

児童虐待の対応件数は増加しています。背景には、親たちの子育ての悩みや周囲からの孤立など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。地域社会が一体となって、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援など相談体制の強化を図る必要があります。

【自殺予防のためのサインの発見と適切な支援】

自殺防止の支援において、自殺のサインの早期発見と適切な支援が重要です。この課題を解決するために、心理カウンセリングや相談窓口の充実を図ります。

また、若者に関わる周囲の大人が自殺のサインを早期発見するとともに、若者が適切な支援を受ける機会を確保する必要があります。

取組の方向性

□子育て家庭が地域とつながりながら安心して過ごせるよう、包括的な支援体制の強化や伴走型支援、予防的施策の充実に取り組みます。

□精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を解消するために、医師や保健師による相談を行い、心身の安定や安心への支援を行います。また、自殺予防の正しい知識を普及させます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	配偶者暴力防止事業		○	175
2	健康総合相談「健康ホットラインかつしか」			176
3	自殺対策事業			176
4	精神保健相談			176
5	親子関係形成支援事業	○		177
6	育児グループの育成・支援			177
7	親と子の心の健康づくり			177
8	子育て世帯訪問支援事業	○	○	177
9	子育て支援ボランティア派遣事業			178
10	児童相談の充実		○	178
11	養育支援訪問事業		○	178
12	要支援児童一時預かり事業			179
13	要保護児童対策地域協議会		○	179

各事業の概要と方向性

1	配偶者暴力防止事業	中期	人権推進課
	【事業概要】 配偶者等からの暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。 また、DVの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。 【取組の方向性】 DV被害者が早期に相談することで速やかに支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。 また、DV防止について様々な角度から普及・啓発に取り組みます。		

2	健康総合相談「健康ホットラインかつしか」		地域保健課
	【事業概要】 健康に関するあらゆる相談を電話で受け付け、医師や看護師、臨床心理士などの専門職が必要な助言を行い、不安や疑問を解消します。 また、相談内容によっては、保健センターに連絡し、連携して対応します。 【取組の方向性】 健康に関する不安や相談に医師や看護師などの専門職が対応します。		

3	自殺対策事業		保健予防課 保健センター
	【事業概要】 誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、関係機関・関係団体が連携し、「生きることの包括的支援」に取り組みます。 自殺予防について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等による啓発を行います。 また、自殺のリスクのある人に「気付き、受け止め、つなぐ」ことのできる地域の人材を育成するために、ゲートキーパー研修を継続的に実施します。 【取組の方向性】 正しい知識の普及啓発のため、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等を継続して行います。 悩みを抱える人を適切に相談機関等へつなげる地域の人材を育成するため、ゲートキーパー研修を実施します。 医療機関と連携して自殺未遂者への対応を継続実施します。		

4	精神保健相談		保健予防課 保健センター
	【事業概要】 うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を解消するために医師や保健師による相談を行います。 【取組の方向性】 周知方法を工夫し、精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を持つ方に適切な支援を行います。		

5	親子関係形成支援事業	新規	児童相談課
	【事業概要】 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等を実施することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 【取組の方向性】 親子関係再構築支援のため、各種支援に担当職員を配置し実施効果の共有等を行うことにより、連続性のある支援を実施します。		

6	育児グループの育成・支援		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 子育てに困難を抱えている多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。 【取組の方向性】 子育て世代だけの育児グループだけでなく世代間交流や「支えられていた人が支える人になる」支援の循環が生まれるような地域づくりを目指します。		

7	親と子の心の健康づくり		子ども家庭支援課 保健センター
	【事業概要】 妊婦及び乳幼児の保護者の育児不安や悩みの軽減を図るため、「親と子のこころの相談室」の面談につなぎます。 【取組の方向性】 事業の周知を進め、相談により妊婦や乳幼児の養育者が子育ての不安や悩みの軽減や解消を図り、乳幼児の育ちを支える環境の向上につなぎます。		

8	子育て世帯訪問支援事業	新規	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅をヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。 【取組の方向性】 支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施します。			

9	子育て支援ボランティア派遣事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。 【取組の方向性】 児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。		

10	児童相談の充実	中期	子ども家庭支援課 児童相談課
	【事業概要】 複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供します。 また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。 【取組の方向性】 複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させます。 また、新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業の実施について検討するとともに、乳児を対象とした事業も検討し、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。		

11	養育支援訪問事業	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、助産師が家庭を訪問し、育児に関する専門的相談・支援を行います。 【取組の方向性】 支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討し、事業を実施します。		

12	要支援児童一時預かり事業		子ども家庭支援課
	【事業概要】 保護者による適切な養育が一時的に困難となった児童に対して、区が短期的に養育を行います。 【取組の方向性】 児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。		

13	要保護児童対策地域協議会	中期	子ども家庭支援課
	【事業概要】 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。 【取組の方向性】 児童虐待の予防のため、関係機関と情報共有を図る中で、適切な援助を早期に行います。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	87
子どもと親に対する相談・支援の実施	90
若者支援体制の整備	141
障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減	147

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

施策

③

子どもの安全の確保



ハード・ソフトの両面から子どもの安全を確保し、安心して過ごすことができる環境を整えます。

課題

【安全対策の強化】

子どもたちの安全を確保するためには、交通安全対策や犯罪防止対策の強化が重要です。学校や保護者、地域の関係機関などが協力し、子どもたちに交通ルールや安全な交通の仕方を効果的に伝える方法について検討する必要があります。

また、子どもたちが、暗くなってからも安全に道路を通行できるよう、交通事故や犯罪を防止するための取組が必要です。

【安全な公園の整備】

子どもたちが安心して遊ぶことができる場所として、安全に遊ぶことができる公園を整備することが重要です。

【学校改築の推進】

区内の学校施設は、その多くが昭和 30 年代から 40 年代までに建築されたものであり、施設や設備の更新時期を迎える学校が今後も多く見込まれています。このため、計画的な改築や保全工事等の長寿命化改修が必要です。

取組の方向性

□チャイルドシートの正しい使用を啓発するとともに、自転車乗車時のヘルメット着用など交通安全の知識向上に向けた広報活動を行います。また、小学校から高校までの児童・生徒を対象とした交通安全教室を推進し、子どもたちの交通安全意識を高める取組を行います。

□私道上に、防犯灯の設置などを行う自治町会に対して助成するとともに、照度基準を満たしていない道路に街路灯を整備し、子どもたちが暗くなってからも道路を安全に通行できるよう取組を行います。

□子どもたちを事故や犯罪から守るなど、地域の自主防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラ設置支援などの取組を進めます。

□日常的な巡回により遊具の安全を確保するほか、犯罪抑止効果の高い公園づくりにも力を入れることにより、事故や犯罪を未然に防ぐ取組を行います。

□学校改築に当たっては、学校の適正規模を確保するため、通学区域の変更等も視野に入れて事業を推進します。また、学校施設を地域コミュニティの核として捉え、災害発生時における避難所としての機能強化や、地域活動の場としての活用についても地域の方々とともに検討しながら整備を進めます。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子どもの防災意識の向上		○	182
2	地域安全活動支援事業		○	182
3	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり		○	183
4	交通安全運動の推進			183
5	街路灯整備事業			183
6	私道防犯灯助成事業			184
7	学校施設の改築		○	184
8	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援			184

各事業の概要と方向性

1	子どもの防災意識の向上	中期	地域防災担当課
	【事業概要】 公園、広場での地域のイベント行事や保育所、幼稚園、学校へ起震車や水陸両用車などが出向する防災啓発キャラバンを実施し、子どもの防災意識の啓発を行います。 また、一定の防災訓練カリキュラムを修了した中学生などに対して、区独自の「防災のちから認定証」を交付し、年齢に応じた防災意識を高める取組を推進することで地域の防災力向上の担い手として育成します。 【取組の方向性】 引き続き、事業を実施し、子どもの防災意識を高める取組を実施します。		
2	地域安全活動支援事業	中期	生活安全担当課
	【事業概要】 犯罪や事故の発生を減らし子ども・若者等の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、子ども・若者等や地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。 【取組の方向性】 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラの設置への支援や安全・安心情報メールによる犯罪・不審者情報の配信などにより、地域の防犯力向上を図ります。 また、関係機関と連携を図りながら、自転車の盗難防止対策や特殊詐欺被害の防止対策を推進します。		

3	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり		子育て政策課 危機管理課 地域保健課 子ども・若者担当課 子育て施設支援課 保育課
	【事業概要】 妊産婦や乳幼児の保護者及び乳幼児が、災害時においても安全・安心に避難生活を過ごせるよう、心身や生活の特性を踏まえ、妊産婦や乳幼児を対象とした避難所の設置や心身のケア、必要な備蓄等、適切な支援が届く仕組みづくりの検討を行っていきます。 【取組の方向性】 妊産婦乳児避難所について、定期的に訓練を実施し、その訓練の振り返りの中で課題を確認し、妊産婦乳児避難所を円滑に運営できるように取組を進めます。 乳幼児向けのミルクやオムツ等必要なものを引き続き備蓄していきます。 妊産婦や乳幼児に配慮した防災対策を推進していくため、関係機関と協議を行う等、具体的な検討を進めます。		
4	交通安全運動の推進		交通政策課 交通安全対策担当課
	【事業概要】 交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用等、自転車の安全利用を図るため、広報かつしか等による周知、交通安全運動、交通安全教室等により、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。なお、令和4年度からは、中学校にのみ実施していた交通安全教室を、小学校から高校までに拡大しています。 【取組の方向性】 事業概要の内容を踏まえて、引き続き交通安全に対する周知を図るとともに、交通安全教室の拡大を推進します。		
5	街路灯整備事業		道路補修課
	【事業概要】 区民の申し出等により現地調査を行った結果、既存街路灯の間隔が広いなどの理由で照度基準を満たしていない場合、LED 照明の街路灯を新設します。 【取組の方向性】 照度不足となっている場所に街路灯の整備を行うことで、交通事故の防止など安全性の確保を図ります。		

6	私道防犯灯助成事業		道路補修課
	【事業概要】 私道上に、新たな LED 防犯灯の設置や老朽化した防犯灯の LED 化等を行う自治町会に対し、設置等に係る費用の一部を助成します。 【取組の方向性】 自治町会に対して私道防犯灯の整備等に助成を行うことで、私道における犯罪防止や通行の安全性の向上等を図ります。		

7	学校施設の改築	中期	学校施設整備担当課 学校施設課
	【事業概要】 子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築を進めます。 【取組の方向性】 少子化や再開発等による児童・生徒数の増減を踏まえ、通学区域の変更も視野に入れ、学校の適正規模を確保しながら学校改築事業を進めていきます。 学校改築を進めていくに当たっては、これまで実施してきた内容をしっかりと継続、改善するとともに、導入設備等の費用対効果を確認しながら、Z E B R e a d y を目標とした省エネルギー化、可能な限りの太陽光発電システムを設置します。 また、施設規模のコンパクト化・最適化を図り、新たな機能と改築経費のバランスが取れた整備を進めます。		

8	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援		生涯学習課
	【事業概要】 子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通じた危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。 【取組の方向性】 これまで取り組んだことのある団体の継続性をより図ることや、新規の取組団体を増やしていくため、この活動を学ぶ講座の内容や回数、取組への支援方法について見直しして実施します。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
公園再生事業	149
私立母子生活支援施設措置	166

基本方針4

子ども・若者の安全を守り、 安心して過ごせる環境を整えます

施策

④

非行・犯罪防止への支援



子どもや若者が非行や犯罪に陥ることのないよう、普及啓発を行います。

課題

【保護者への情報提供と支援の充実】

保護者は子どもや若者の成長において重要な役割を果たしています。しかし、非行や犯罪予防においては、保護者への情報提供や支援が不十分であるという課題があります。子どもや若者が非行や犯罪のリスクを理解し、保護者が適切な対応をするために、情報提供と支援の充実が必要です。

【社会参加の促進】

子どもや若者は社会参加を通じて自己肯定感や自己成長を促し、社会的なつながりを築くことが重要です。子どもや若者が現実の社会課題に対して主体的に取り組むためにも、必要に応じて支援する取組が必要です。

取組の方向性

□非行や犯罪防止のために、薬物乱用防止の周知活動を行います。

□「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省主唱の全国的な運動に参加し、駅頭広報活動や区民の集いを通じて犯罪や非行をした人の立ち直りについて広く理解を得る取組を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	薬物乱用防止啓発			186
2	社会を明るくする運動			186

各事業の概要と方向性

1	薬物乱用防止啓発	地域保健課
	【事業概要】 イベントや区立小・中学校での薬物乱用防止教室等を通じ、薬物の恐ろしさや危険性などについて、区民への周知活動を行います。 【取組の方向性】 子どもまつり等の各種イベントを通じ、薬物乱用防止啓発活動を行います。	
2	社会を明るくする運動	地域教育課
	【事業概要】 「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。 毎年7月の強調月間には、保護司会と共催し、駅頭における広報活動のほか、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施しています。 また、保護司会独自に、子どもたちからの「ハガキによるメッセージ」の募集及びその報告や街頭での補導活動等を実施しています。 【取組の方向性】 非行・犯罪からの更生・社会復帰を支援するため、社会を明るくする運動を通して、非行・犯罪に陥った子ども・若者の立直りを支えるとともに、非行・犯罪のない地域づくりを進めていきます。	

再掲事業一覧

事業名	ページ
サポートチーム指導員派遣事業	130
消費者教育事業	137

基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

施策

①

地域による子ども・若者への支援



全庁的な連携はもとより、地域活動団体や関係機関を含んだ地域全体が有機的に連携する体制を構築し、子ども・若者への支援を行います。

課題

【子育てネットワークの構築】

地域の子育て力の向上のため、保育所等の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等がより一層連携を深め、地域全体に子育てサービスが行き届くようにする必要があります。

【地域活動団体との情報共有及び連携強化】

子ども・若者の抱える多様な課題や個別ニーズに対し適切に支援を行うためには、町会や青少年委員等の地域活動団体と区がそれぞれの役割等を明確にしながら相互理解をし、連携を強化する必要があります。

【企業向けのワーク・ライフ・バランスの推進】

「少子化対策調査」において、理想とする人生について、約5割の方が「子育てと仕事の両立を図りたい」と回答しています。

また、理想の数の子どもを持つために必要な条件については、約8割の方が「家庭と仕事の両立がしやすい環境」と回答しており、企業におけるワーク・ライフ・バランスの充実が求められています。

【地域の力による基盤強化】

「わくわくチャレンジ広場」では、平日の放課後について、コロナ禍前と同様の週5日の実施を目指しており、児童指導サポーターの人数は増えてつつありますが、全ての学校で週5日実施には至っていません。

そのため、新たな人材の確保や若年層の担い手育成に取り組み、全ての学校で週5日の実施を目指すとともに、対象学年の拡大や参加学年の制限を解消するなど、持続可能な運営基盤を築く必要があります。

取組の方向性

- 地域全体で子育てを支えていくために、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザが中心となり、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と顔の見える関係を築き、相互が連携した子育て支援や地域づくりの仕組みを構築していきます。
- 子ども・若者の自立や健やかな育成等に係る支援を行う地域活動団体に対して、活動費の一部を助成することにより、地域の子ども・若者支援活動を活性化させていきます。
- 子ども・若者を地域全体で支援していくために、区と地域活動団体が相互の活動を理解し、支援が必要な子ども・若者を発見した際に、円滑に連携ができるように支援体制を整えます。
- 区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。また、育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
- 多様な世代に、ＳＮＳなどを活用して子どもたちを支援する活動の魅力を発信し、新たな担い手を確保して、地域による運営基盤の強化を図るとともに、わくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大などを図ります。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	企業向けセミナー		○	190
2	事業所向け啓発情報誌の発行		○	190
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	○	○	190
4	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		○	190
5	子育て支援ネットワークの構築			191
6	地域の子育てボランティアの活用			191
7	葛飾区子ども・若者支援地域協議会			191
8	子ども・若者活動団体支援		○	192
9	婚活イベント実施団体への支援	○		192
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)			192
11	食育リーダー研修会			193
12	家庭教育関連事業			193
13	家庭教育講座			194
14	学校支援ボランティア			194
15	学校地域応援団活動支援事業			194
16	子ども会育成会活動支援			195
17	青少年育成地区委員会支援			195
18	青少年の地域参画の推進			195
19	地域の子ども会活動の充実			195
20	部活動の地域連携・地域移行		○	196
21	かつしか区民大学		○	196
22	子ども・若者応援ネットワーク連携講座			196
23	学校連携事業			197
24	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備			197

各事業の概要と方向性

1	企業向けセミナー		中期	人権推進課 産業経済課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。 【取組の方向性】 若年層の定着支援を図るため、企業向けにセミナーを開催します。 ワーク・ライフ・バランスの推進には企業における取組が重要なため、取り組むメリットについて周知し、意識改革に取り組みます。			
2	事業所向け啓発情報誌の発行		中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。 【取組の方向性】 優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上等、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法等について周知し、啓発・意識改革に取り組みます。			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	新規	中期	人権推進課
	【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。 【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。			
4	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業		中期	産業経済課
	【事業概要】 区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。 【取組の方向性】 より多くの企業にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の趣旨について周知を図り、利用を促進します。			

5	子育て支援ネットワークの構築		子育て政策課
	【事業概要】 地域全体で子育てを支えていくために、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザが中心となり、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と顔の見える関係を築き、相互が連携した子育ての支援や地域づくりの仕組みを作っていきます。 【取組の方向性】 子ども未来プラザガイドラインに基づき、地域の子育て支援施設や関係行政機関、地域活動団体等と、相互が連携した子育ての支援やネットワークの仕組みを構築し、支援を実施します。		

6	地域の子育てボランティアの活用		子育て政策課
	【事業概要】 地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。 【取組の方向性】 地域の子育て経験者がその経験等を生かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応します。		

7	葛飾区子ども・若者支援地域協議会		子ども・若者担当課
	【事業概要】 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため協議会を設置し、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携及び協力体制の整備を行います。 【取組の方向性】 引き続き、子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整や連携等を進めます。		

8	子ども・若者活動団体支援	中期	子ども・若者担当課
	【事業概要】 社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者（おおむね39歳まで）を対象に、子ども食堂や学習支援などの支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を助成することで、活動を支援します。 また、地域活動団体との連携を深めるための連絡会議を開催し、子ども・若者の適切な支援につなげます。 【取組の方向性】 区と地域活動団体が連携を強化し、困難等を有する子ども・若者を適切に支援するため、地域活動団体に対して区や関係機関の事業紹介や研修等を実施していきます。		
9	婚活イベント実施団体への支援	新規	子ども・若者担当課
	【事業概要】 少子化の要因とされている晩婚化、未婚化に対する取組として、結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場を積極的に創出する婚活イベントの事業を行う団体等に対して、婚活イベントに係る経費を補助するとともに、周知等の支援を行います。 【取組の方向性】 団体に支援を行うことにより、若者のニーズを捉えた多様な趣向のイベントを通し、結婚を希望する若者への支援と少子化対策に寄与することを目指します。		
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		子育て応援課
	【事業概要】 区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。 【取組の方向性】 積極的に事業の周知を行い、事業認知度の向上に努めるとともに、着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。		

11	食育リーダー研修会		教育指導課
	【事業概要】 各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育全体計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図ります。 【取組の方向性】 「食育全体計画」を確実に全校で実施します。 また、栄養教諭、栄養士の活用を更に推進します。		

12	家庭教育関連事業		地域教育課
	【事業概要】 子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣します。 また、朝食の摂取状況や就寝時刻のチェックを通して子どもの基本的な生活習慣の定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」と基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを保護者に伝えるパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ」を作成・配付します。 デジタル社会でのネットリテラシーを身に付け、日頃のメディアとの付き合い方を見つめ直し、成長期の子どもの心と体の発育発達に影響を及ぼす生活リズムの乱れについて学習する「アウトメディア・チャレンジ（ノーテレビノーゲームデー）」学習会を開催します。 【取組の方向性】 （１）家庭教育の啓発推進 広報紙や区ホームページ、SNSを活用し、基本的な生活習慣・マナーを身に付けることや家庭教育の大切さについて効果的な啓発の推進を図ります。 （２）保護者への支援 家庭教育応援制度におけるオンライン開催を支援するなど、家庭教育に関する保護者の学習機会を増やすとともに、保護者同士の交流を深めることで、子育てに悩む保護者を支援します。 （３）自主的な活動への支援 P T A 活動への支援に加え、子どもの育成に関わる活動を行う団体に対し、自主的に家庭教育を学べる機会の提供や活動を支援する取組を進めます。		

13	家庭教育講座	地域教育課
	【事業概要】 元小学校校長やスクールカウンセラーを講師とした「小学校ってこんなところ教室」を開催することにより、保護者及び就学前の幼児の不安を軽減します。 【取組の方向性】 地域において保護者同士が家庭の教育力の向上を図り、子どもの育成を支援する取組を推進するため、保護者から好評を得ている家庭教育講座は、集合型やオンライン型の講習会実施方法を検討し、参加者数の更なる拡大を図ります。	
14	学校支援ボランティア	地域教育課
	【事業概要】 中学校卒業以上の方を対象に学校支援ボランティア、大学生などを対象に学生ボランティアを各区立幼稚園、小・中学校の要請に応じ派遣し、学校教育の充実を図ります。 【取組の方向性】 学習活動やクラブ活動・部活動、不登校児童・生徒への対応、介助を要する児童・生徒への対応、環境整備等の小・中学校からの要請に応じて、学生ボランティア・学校支援ボランティアを派遣することで、地域の教育力を生かし、学校教育の充実を図っていきます。	
15	学校地域応援団活動支援事業	地域教育課
	【事業概要】 これまで学校と地域で築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組みです。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上等、多岐にわたっています。地域や保護者による様々な活動を継承・発展させ、主体的・組織的なものにするすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図ります。 【取組の方向性】 (1) 学校地域応援団の活動支援 学校地域応援団事業が持続可能なものとなるよう、地域コーディネーターによる学校とボランティア間の調整機能を強化します。 そのために、研修会や情報交換会を実施するなど、3者が学校地域応援団の課題や解決策を共有し、円滑な活動ができるように支援します。 (2) 学校支援に参加しやすい環境づくり 学校や地域住民への冊子の配布や広報紙、区ホームページ等を活用し、学校地域応援団事業についての普及啓発を行い、地域住民が気軽に学校支援に参加できる環境づくりを進めます。	

16	子ども会育成会活動支援	地域教育課
	【事業概要】 子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業である「ジュニア・リーダー講習会」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ」等の開催や子ども会活動に関する相談の受付、情報の提供等により子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。 【取組の方向性】 子ども会育成会連合会との協働でイベントを実施するとともに子ども会活動を支援し、青少年の健全育成を推進します。	
17	青少年育成地区委員会支援	地域教育課
	【事業概要】 青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付します。 また、「地区委員研修会」、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図ります。 【取組の方向性】 今後も取組を継続していきます。	
18	青少年の地域参画の推進	地域教育課
	【事業概要】 青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進します。 【取組の方向性】 青少年育成地区委員会や青少年委員との協働により、青少年の健全育成を推進します。	
19	地域の子ども会活動の充実	地域教育課
	【事業概要】 ジュニア・リーダークラブの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組を推進します。 【取組の方向性】 子ども会育成会連合会との共催事業でもあるジュニア・リーダー講習会で、子ども会のリーダーを育成し、子ども会活動の充実を図ります。	

20	部活動の地域連携・地域移行	中期	地域教育課 教育指導課
	【事業概要】 学校部活動について、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の機会を確保するため、中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者を配置する地域連携を引き続き実施するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体等への移行を図ります。 【取組の方向性】 地域連携を引き続き実施するとともに、中学校部活動の地域移行に向けた協議会にて検討を進め、本区にふさわしい地域連携・地域移行を推進します。		
21	かつしか区民大学	中期	生涯学習課
	【事業概要】 地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。 【取組の方向性】 「地域の人材育成」は、かつしか区民大学重点方針の1つであり、今後も継続して地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、講座内容や周知方法等を見直し、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。		
22	子ども・若者応援ネットワーク連携講座		生涯学習課
	【事業概要】 区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と連携し、学習の機会をつくり、区民へ周知することで不登校・ひきこもりへの関心を広げること、講座を開催する過程で関係者同士の関係をつなげる場をつくること、広報を通して学習機会等の情報を発信し、孤立している家庭等への支援の入口をつくることを目的として講座を実施しています。 【取組の方向性】 区民団体「かつしか子ども・若者応援ネットワーク」と定例会を継続的に実施し、関係団体同士の関係を深めながら、不登校・ひきこもりに関する講座を時代やニーズに合わせて実施します。		

23	学校連携事業		生涯スポーツ課
	【事業概要】 子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動等でトップアスリート等を始めとした専門指導員を講師に招き、スポーツ教室を実施します。 【取組の方向性】 引き続き、学校連携事業を進めるとともに、クラブ管外の小・中学校での事業実施も検討を進めます。		

24	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備		生涯スポーツ課
	【事業概要】 葛飾区とのスポーツ協働事業や学校との連携事業を推進する等、かつしか地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手として重要な役割を果たすよう、更なる育成と活動の充実を図り、地域におけるスポーツ環境を整備します。 【取組の方向性】 引き続き学校連携事業を着実に進めます。 また、親子でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的に、親子を対象としたスポーツプログラムを増やします。		

再掲事業一覧

事業名	ページ
ジュニア・リーダー講習会	115
子育て支援ボランティア派遣事業	178
放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	202

基本方針5

子ども・若者の成長を 地域全体で支える環境を整えます

施策

②

子ども・若者の居場所づくりの推進



子ども・若者が家庭や学校以外の居場所でも安心して過ごし、自己肯定感や自己有用感を育めるように、子ども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりを官民が連携・協働し、推進していきます。

課題

【学校施設などを活用した居場所の整備】

わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設などを有効活用し環境を整備する必要があります。

【官民が連携・協働した居場所づくり】

「子ども・若者調査」では、5%程度の子どもの居心地のよさを感じる場所がないと回答しています。子ども・若者の居場所は、子ども・若者の成長や発達に伴い、求める居場所は異なり、心理的な要因や人間関係等により変化しやすいものです。そのため、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、誰一人取り残されことなく、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境を整備する必要があります。

また、居場所づくりにおいては、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組む必要があります。

【地域の様々な居場所】

家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。

取組の方向性

□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大などのほか、地域に身近な公園などの整備を行います。

□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。

□国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を参考にしながら、地域における子ども・若者の居場所の需要と供給の実態を把握した上で、ニーズに対応した居場所づくりに取り組みます。

□子ども・若者の居場所づくりの推進において、子ども食堂等の地域の子ども・若者に広く開かれた交流機能については、活動団体の自主性や主体性を尊重した運営を基本とし、区は活動費の一部助成や多くの子ども・若者が参加できるよう後方支援等を行っていきます。また、行政機関とつながれていない課題を抱えた子ども・若者等の居場所支援についても、地域活動団体等が担っていることもあるため、地域活動団体等と区が密に情報共有を行い、専門性の高い公的な支援につなげていけるように連携を強化します。

□養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援等を行う場の提供や、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の子どもの状況に応じた包括的な支援の提供について検討していきます。

□地域全体で子ども・若者の居場所づくりを推進するために、居場所づくりの担い手を集めたネットワーク会議を定期的を開催し、課題や情報の共有化を図り、支援体制を強化します。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか子ども応援事業		○	200
2	児童育成支援拠点事業	○		200
3	地域の身近な公園の整備		○	200
4	特色のある公園の整備		○	201
5	校庭遊び場開放事業			201
6	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業		○	202
7	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）		○	202
8	青少年対象事業			203
9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実			203

各事業の概要と方向性

1	かつしか子ども応援事業	中期	子ども・若者担当課 子育て政策課
	【事業概要】 家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。 また、保護者の子育ての悩み・不安に応じる養育支援や、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者への学び直し、就学支援等を行います。 【取組の方向性】 事業の対象者を明確にし、実施場所や実施内容等の見直しを含め、支援が必要な子どもを適切に支援ができるように再構築を行います。		
2	児童育成支援拠点事業	新規	子ども・若者担当課
	【事業概要】 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。 【取組の方向性】 ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。		
3	地域の身近な公園の整備	中期	公園課
	【事業概要】 児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。 【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等の整備を検討していきます。 また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校などの子どもたちの意見を参考にしていきます。		

4	特色のある公園の整備		中期	公園課
	【事業概要】 区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。 【取組の方向性】 特色のある公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。			

5	校庭遊び場開放事業			教育総務課
	【事業概要】 小・中学生を対象として土・日曜日、休日の午後、小学校 28 校において校庭を遊び場として開放します。開放の際には、ボールやなわとび等の遊具の貸出を行います。 【取組の方向性】 子どもたちが、学校の休みの日に身近な施設で安心して遊びやスポーツができるよう、事業を着実に実施してまいります。			

6	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業	中期	放課後支援課
	【事業概要】 学校施設を活用し、学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場といった枠組みにとらわれることなく、放課後等に全ての児童と一緒に過ごすことができる環境を整備します。 【取組の方向性】 学童保育クラブの待機児童が多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した待機児童対象の放課後居場所事業を実施します。 また、今後の放課後子ども支援事業の充実について引き続き検討を行います。		

7	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	中期	放課後支援課
	【事業概要】 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）とは、小学校の放課後や三季休業日等の学校休業日に、空き教室や体育館・校庭等を使用し、児童が地域の方々の見守りの中、安全かつ安心して自由に遊び、学ぶことができる場所です。自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動等、内容の充実を図り、子どもたちの自主性、社会性及び創造性を育みます。登録制による自由参加です。 【取組の方向性】 （１）実施日数の拡大 児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次実施日数を拡大します。 （２）対象学年の拡大 児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次対象学年を拡大します。 （３）学習、文化・スポーツプログラムの充実 児童に多様な体験・活動を提供するため、学習、文化・スポーツプログラムの充実を図ります。 （４）児童指導サポーターの活性化 様々な世代の人材を確保し児童指導サポーターの活性化を図るため、地域の方々や小学校PTA等に児童指導サポーターの募集を行います。 （５）児童館及び学童保育クラブとの連携 近隣児童館と連携した「出前児童館」や校内学童保育クラブとの共通プログラムの実施の拡大を図ります。		

8	青少年対象事業	生涯学習課
	【事業概要】 青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。 【取組の方向性】 より多くの子どもに参加してもらえよう、各世代のニーズを捉えた魅力的な内容を展開するなど講座内容の充実を図ります。	

9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実	中央図書館
	【事業概要】 中・高校生向けの資料の充実を図りながら、ヤングアダルトコーナーの利用を促進し、イベントの実施により中・高校生の図書館の来館につなげます。 また、グループ学習のできるスペースの提供を行い、中・高校生の利用促進を図ります。 【取組の方向性】 資料の充実に努め、進路、生きるための資料や中・高校生の興味のある資料を揃えます。 また、季節ごとの特集を組み、資料の利用促進を図ります。さらに、スペースの提供により、中・高校生が気軽に図書館を利用できるように努めます。	

再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども未来プラザの整備	94
学童保育クラブの開所時間の延長	100
学童保育クラブ	104
若者の社会参加支援事業	142
子ども・若者活動団体支援	192



子ども・子育て支援事業計画における 量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

（１）幼稚園や保育所等に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する定員を確保する計画）

本区を河川や鉄道等によりエリア分けした「提供エリア（教育・保育提供区域）」ごとに、計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と、小規模保育事業や保育ママ等（地域型保育事業）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」等の合計（＝需要）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所等の定員（＝供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

（２）「利用者支援事業」等の地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画）

（１）と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の19の事業をいいます。

- | | |
|---|-------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑨乳児家庭全戸訪問事業 |
| ②時間外保育事業 | （こんにちは赤ちゃん訪問事業） |
| ③放課後児童健全育成事業
（学童保育クラブ事業） | ⑩養育支援訪問事業 |
| ④子育て短期支援事業
（ショートステイ事業・
トワイライトステイ事業） | ⑪妊婦健康診査事業 |
| ⑤地域子育て支援拠点事業
（子育てひろば事業） | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥一時預かり事業 | ⑬多様な主体の参入促進事業 |
| ⑦病児・病後児保育事業 | ⑭子育て世帯訪問支援事業 |
| ⑧子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業） | ⑮児童育成支援拠点事業 |
| | ⑯親子関係形成支援事業 |
| | ⑰妊婦等包括相談支援事業 |
| | ⑱乳児等通園支援事業 |
| | ⑲産後ケア事業 |

(3) 保育所等を利用できる条件

保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分※1	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	<u>満3歳以上</u> の教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>満3歳以上</u> の保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所 認定こども園
3号認定	<u>満3歳未満</u> の保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所 認定こども園 小規模保育事業や 保育ママ等の地域型 保育事業

※1：幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する際に、支給認定を受ける必要があり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分がある。認定区分によって利用できる施設や時間が変わる。なお、1号認定とは、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定による認定区分、2号認定とは、同条第1項第2号の規定による認定区分、3号認定とは、同条第1項第3号の規定による認定区分をいう。

※2：「保育短時間（月48時間以上、120時間未満の就労）」利用：利用可能時間は最大8時間

※3：「保育標準時間（月120時間以上の就労）」利用：利用可能時間は最大11時間

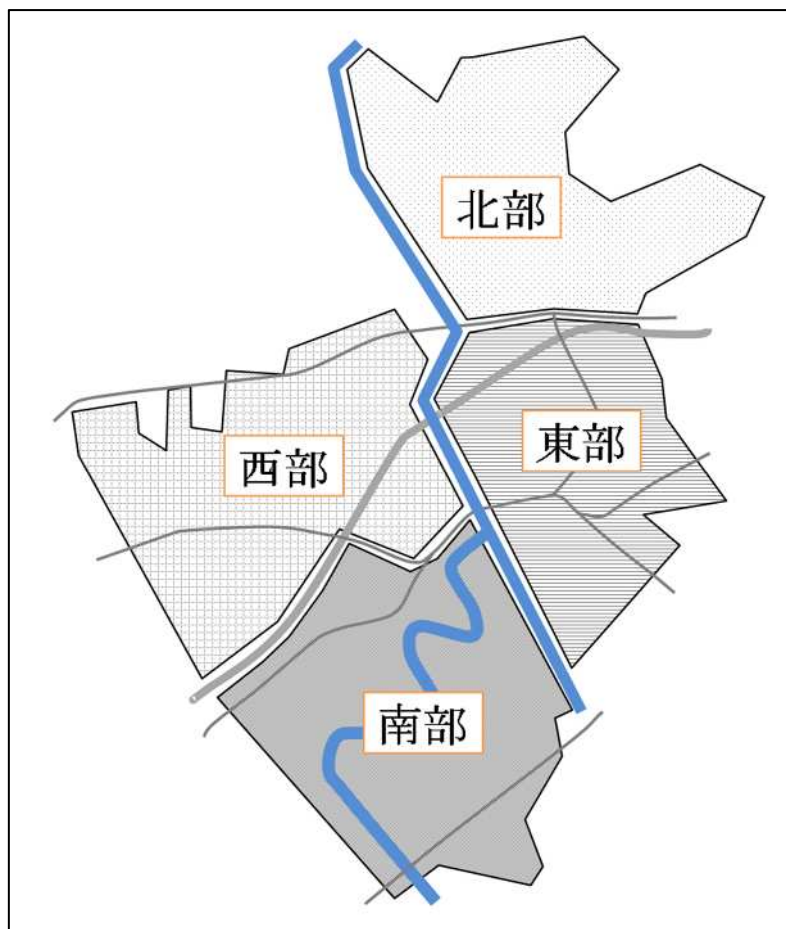
子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり、教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本区の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業の利用が制限されるものではありません。

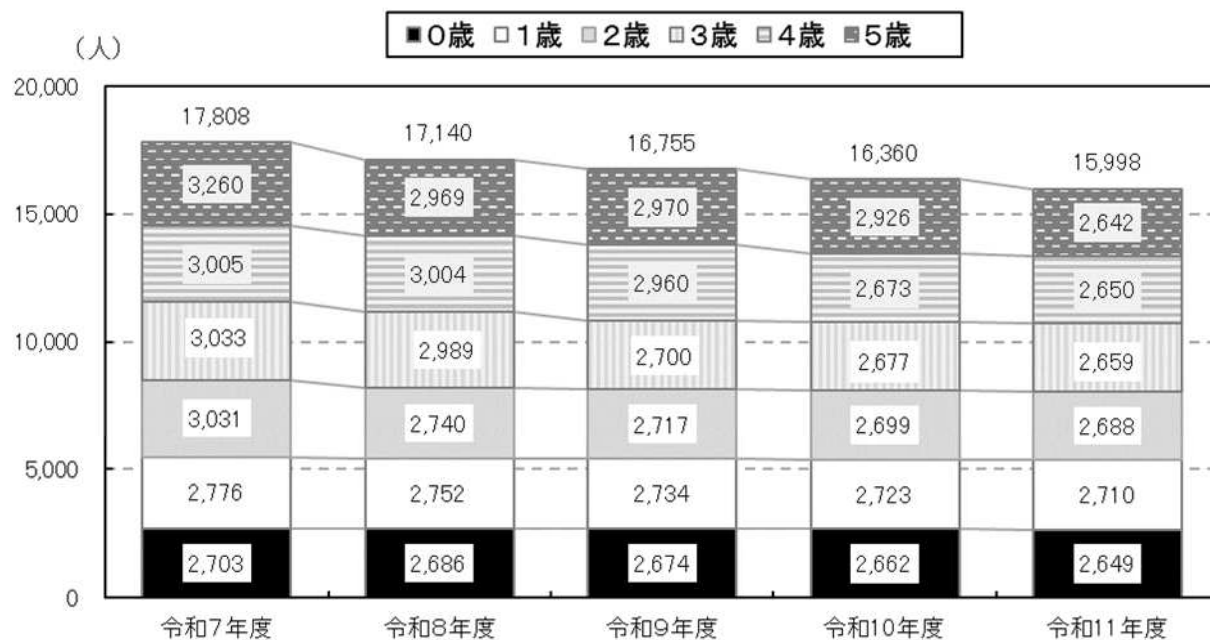
区分	区域	圏域の考え方
教育利用 (1号認定)	1区域 (区全域)	利用状況と利用希望がおおむね均衡し、広域利用も多いこと等から、区域を限定せず、「本区全域＝1区域」とします。
保育利用 (2号及び3号認定)	4区域	本区の地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路）を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、 <u>東部、西部、南部、北部</u> の「4区域」とします。
地域子ども・子育て支援事業	1区域 (区全域)	基盤整備や事業実施上の効果等を総合的に勘案し、「本区全域＝1区域」とします。

【教育・保育提供区域（１号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸 9 丁目／鎌倉 1～4 丁目／金町 1～6 丁目／高砂 2～8 丁目／ 細田 1・3～5 丁目／柴又 1～7 丁目／新宿 1～5 丁目
西部地域	お花茶屋 1～3 丁目／亀有 1～5 丁目／四つ木 3～5 丁目／ 小菅 1～4 丁目／西亀有 1～4 丁目／青戸 3～8 丁目／ 東堀切 1～3 丁目／白鳥 1～4 丁目／宝町 1・2 丁目／ 堀切 1～8 丁目
南部地域	奥戸 1～8 丁目／高砂 1 丁目／細田 2 丁目／四つ木 1・2 丁目／ 新小岩 1～4 丁目／西新小岩 1～5 丁目／青戸 1・2 丁目／ 東四つ木 1～4 丁目／東新小岩 1～8 丁目／東立石 1～4 丁目／ 立石 1～8 丁目
北部地域	新宿 6 丁目／水元 1～5 丁目／西水元 1～6 丁目／ 東金町 1～8 丁目／東水元 1～6 丁目／南水元 1～4 丁目

令和7年度から令和11年度までの0歳～5歳の推計人口を見ると、令和7年度は17,808人、令和8年度は17,140人、令和11年度は15,998人と計画期間中は減少傾向になると見込んでいます。



単位: 人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649
1歳	2,776	2,752	2,734	2,723	2,710
2歳	3,031	2,740	2,717	2,699	2,688
3歳	3,033	2,989	2,700	2,677	2,659
4歳	3,005	3,004	2,960	2,673	2,650
5歳	3,260	2,969	2,970	2,926	2,642
計	17,808	17,140	16,755	16,360	15,998

※国の計画策定の手引きを踏まえて、過去の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により算出した推計値。

(1) 表の見方

単位：人

1 令和 7年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	2 年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育		保育			
	3 量の見込み		2,214	767	5,747	2,131	1,971	1,150
			2,981		10,999			
	確保 方 策	教育・保育施設	5 2,696	7,381	2,107	1,843	1,104	
		4 地域型保育事業			134	133	55	
		その他			6 3,045	81	79	70
8 確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202	
				13,030				

①：計画年度

②：支給認定／年齢区分

- ・第1号＝教育利用（満3歳以上）
- ・第2号＝保育利用（満3歳以上）
- ・第3号＝保育利用（満3歳未満）

③：利用見込み数（一つの表に教育・保育が併記される場合のみ、区分を明記）

④：施設・事業区分

- ・教育・保育施設：新制度に移行した幼稚園、保育所、認定こども園
- ・地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
- ・その他：幼稚園、認証保育所

⑤：利用見込み数③に対する教育・保育施設、地域型保育事業における確保定員数

⑥：利用見込み数③に対する幼稚園における確保定員数

⑦：利用見込み数③に対する認証保育所における確保定員数

⑧：確保定員数の合計

(2) 教育・保育の確保方策の概要

本区では、年間を通じて利用しやすい保育環境を実現するため、前期計画期間内に教育・保育施設において新たに 616 人分の定員を確保してきました。本計画期間では、一部地域の一部の年齢で確保方策（定員）を上回る量の見込みとなっていますが、その他の年齢の確保方策（定員）の状況を踏まえ、新たな施設整備は行わず利用定員の弾力的運用等により対応します。

なお、計画期間中に量の見込みと実際の保育需要に大きな差があり、新たな施設整備等により保育定員を確保する必要がある場合には、計画の中間年を待たずに計画の見直しを行います。

単位：人

確保方策（定員）		区域	計画 開始時	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	増減
1	教育・保育施設 保育所 認定こども園	区 全 域	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	0
		東 部	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	0
		西 部	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	0
		南 部	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526	0
		北 部	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	0
2	地域型保育事業 小規模保育事業 家庭的保育事業等	区 全 域	322	322	322	322	322	317	△ 5
		東 部	0	0	0	0	0	0	0
		西 部	147	147	147	147	147	147	0
		南 部	127	127	127	127	127	127	0
		北 部	48	48	48	48	48	43	△ 5
3	その他 認証保育所	区 全 域	273	273	273	273	273	273	0
		東 部	36	36	36	36	36	36	0
		西 部	148	148	148	148	148	148	0
		南 部	89	89	89	89	89	89	0
		北 部	0	0	0	0	0	0	0
合計		区 全 域	13,030	13,030	13,030	13,030	13,030	13,025	△ 5
整備率 (定員／0～5 歳人口)			73%	73%	76%	78%	80%	81%	

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育	保育				
	量の見込み		2,214	767	5,747	2,131	1,971	1,150
			2,981		10,999			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
		地域型保育事業				134	133	55
		その他	3,045		81	79	70	43
確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202	
				13,030				

令和 8年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育	保育				
	量の見込み		2,108	732	5,574	1,930	1,962	1,148
			2,840		10,614			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
		地域型保育事業				134	133	55
		その他	3,045		81	79	70	43
	確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202
13,030								

令和 9年度		支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
		年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
						2歳	1歳	0歳	
		区 分		教育		保育			
		量の見込み		2,007	696	5,395	1,914	1,945	1,146
				2,703		10,400			
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
			地域型保育事業				134	133	55
			その他	3,045		81	79	70	43
		確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202
13,030									

単位：人

令和 10 年度		支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
		年 齢		満3歳以上			満3歳未満		
							2歳	1歳	0歳
		区 分		教育		保育			
		量の見込み		1,924	665	5,200	1,900	1,944	1,150
				2,589		10,194			
		確保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
地域型保育事業				134	133	55			
その他	3,045		81	79	70	43			
確保合計		5,741		7,462	2,320	2,046	1,202		
				13,030					

令和 11 年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号			
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
					2歳	1歳	0歳	
	区 分		教育	保育				
	量の見込み		1,831	635	5,002	1,893	1,936	1,145
			2,466		9,976			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,696		7,381	2,107	1,843	1,104
		地域型保育事業				132	131	54
		その他	3,045		81	79	70	43
確保合計		5,741		7,462	2,318	2,044	1,201	
				13,025				

(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

単位：人

令和 7年度		支給認定区分		第1号	第2号
		年 齢		満3歳以上	
		量の見込み		2,214	767
				2,981	
		確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
			その他	3,045	
		確保合計		5,741	

令和 8年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		2,108	732
			2,840	
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

令和 9年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		2,007	696
			2,703	
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第 1 号	第 2 号
	年 齢		満 3 歳以上	
	量の見込み		1,924	665
			2,589	
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

令和 11 年度	支給認定区分		第 1 号	第 2 号
	年 齢		満 3 歳以上	
	量の見込み		1,831	635
			2,466	
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,696	
		その他	3,045	
	確保合計		5,741	

※「確保方策」における「教育・保育施設（認定こども園・新制度に移行する幼稚園）」と「その他（幼稚園）」の確保数は、令和 7 年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性がある。

※令和 6 年 5 月 1 日現在の本区住民の区内施設利用人数は、2,794 人

※令和 6 年 5 月 1 日現在の本区住民の区外施設利用人数は、357 人

※令和 6 年 5 月 1 日現在の本区住民以外の区内施設利用人数は、644 人

(5) 保育利用に係る量の見込みと確保方策

①東部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,334	451	398	234
			2,417			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,342	385	397	233
			2,357			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,328	383	392	233
			2,336			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,292	382	392	233
			2,299			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

令和 11 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,228	382	390	233
			2,233			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,703	510	434	251
		地域型保育事業		0	0	0
		その他	13	11	7	5
	確保合計		1,716	521	441	256
			2,934			

②西部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,759	678	621	395
			3,453			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,689	615	615	399
			3,318			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,601	609	611	398
			3,219			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,523	605	615	399
			3,142			
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

令和 11 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,466	603	611	397
			3,077			
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,147	622	535	326
		地域型保育事業		63	59	25
		その他	43	39	42	24
	確保合計		2,190	724	636	375
			3,925			

③南部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,470	584	603	321
			2,978			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,388	554	605	319
			2,866			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,339	551	600	318
			2,808			
	確保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,319	545	597	322
			2,783			
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

令和 11 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,288	541	599	319
			2,747			
	確 保 方 策	教育・保育施設	2,141	576	513	296
		地域型保育事業		52	53	22
		その他	25	29	21	14
	確保合計		2,166	657	587	332
			3,742			

④北部地域

単位：人

令和 7年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,184	418	349	200
			2,151			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

令和 8年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,155	376	345	197
			2,073			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

令和 9年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,127	371	342	197
			2,037			
	確保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

単位：人

令和 10 年度	支給認定区分		第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
				2歳	1歳	0歳
	量の見込み		1,066	368	340	196
			1,970			
	確 保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
		地域型保育事業		19	21	8
		その他	0	0	0	0
	確保合計		1,390	418	382	239
			2,429			

令和 11 年度		支給認定区分		第2号	第3号		
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満		
					2歳	1歳	0歳
		量の見込み		1,020	367	336	196
				1,919			
		確 保 方 策	教育・保育施設	1,390	399	361	231
			地域型保育事業		17	19	7
			その他	0	0	0	0
		確保合計		1,390	416	380	238
				2,424			

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名			目標単位	計画 開始時	令和 7年度	令和 11年度	増減
1	利用者支援事業	特定型	施設数	4	4	5	1
		こども家庭 センター型	施設数	12	12	12	0
2	時間外保育事業		施設数	132	132	132	0
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)		入会児童数	5,104	5,254	5,867	763
4	子育て短期支援 事業	ショートステイ 事業	施設数	1	2	2	1
		トワイライト ステイ事業	施設数	1	2	2	1
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)		施設数	72	72	72	0
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	30	30	30	0
		保育所等	施設数	38	38	39	1
7	病児・病後児保育事業		施設数	11	11	11	0
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		年間延べ 利用人数	1,677	1,677	1,677	0
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)		訪問指導員数	24	24	24	0
10	養育支援訪問事業		事業者数	1	1	1	0
11	妊婦健康診査事業		妊婦健診回数	14	14	14	0
			超音波検査回数	4	4	4	0
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用				
13	多様な主体の参入促進事業		民間事業者による保育所 等設置件数（累計）	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
14	子育て世帯訪問支援事業		年間延べ利用人数	—	408	378	378
15	児童育成支援拠点事業		事業実施の検討				
16	親子関係形成支援事業		実人数	—	6	5	5
17	妊婦等包括相談支援事業		面談実施合計回数	—	8,622	8,484	8,484
18	乳児等通園支援事業		年間延べ利用人数 (0～2歳合計)	実施方策等の検討		99	99
19	産後ケア事業		年間延べ利用人数	—	7,839	7,682	7,682

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
1	利用者 支援事業	特定型	量の見込み (施設数)	4	4	5	5	5	
			確保方策 (施設数)	4	4	5	5	5	
		こども家 庭センタ ー型	量の見込み (施設数)	12	12	12	12	12	
			確保方策 (施設数)	12	12	12	12	12	
2	時間外保育事業		量の見込み (人)	3,356	3,238	3,173	3,110	3,044	
			量の見込み (施設数)	132	132	132	132	132	
			確保方策 (施設数)	132	132	132	132	132	
3	放課後児童健全育 成事業 (学童保育クラブ 事業)		量の見込み (人)	5,867	5,867	5,867	5,867	5,867	
			内 訳 (※)	小学 1 年生	1,995	1,995	1,995	1,995	1,995
				小学 2 年生	1,842	1,842	1,842	1,842	1,842
				小学 3 年生	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379
				小学 4 年生	507	507	507	507	507
				小学 5 年生	106	106	106	106	106
				小学 6 年生	37	37	37	37	37
			確保方策 (人)	5,254	5,404	5,554	5,704	5,867	

事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
4	子育て 短期支援 事業	ショ ー ト ステイ 事業	量の見込み (延べ人数)	1,569	1,569	1,569	1,569	1,569
			確保方策 (延べ人数)	3,415	4,296	4,296	4,296	4,296
			確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
		トワイラ イトステ イ事業	量の見込み (延べ人数)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
			確保方策 (延べ人数)	5,660	7,180	7,180	7,180	7,180
			確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
5	地域子育て支援 拠点事業 (子育てひろば事業)		量の見込み (延べ人数)	129,598	124,729	121,935	119,060	116,433
			量の見込み (施設数)	72	72	72	72	72
			確保方策 (施設数)	72	72	72	72	72
6	一時預か り事業	幼稚園等	量の見込み (延べ人数)	122,964	117,148	111,497	106,795	101,721
			内、定期利用保育 (延べ人数)	17,633	16,799	15,989	15,314	14,587
			確保方策 (延べ人数)	132,930	132,930	132,930	132,930	132,930
			確保方策 (施設数)	30	30	30	30	30
		保育所等	量の見込み (延べ人数)	15,537	14,889	14,501	14,070	13,744
			確保方策 (延べ人数)	65,306	65,306	66,035	66,035	66,035
			確保方策 (施設数)	38	38	39	39	39
7	病児・病後児保育 事業		量の見込み (延べ人数)	1,746	1,685	1,630	1,586	1,539
			確保方策 (延べ人数)	10,760	10,760	10,760	10,760	10,760
			確保方策 (施設数)	11	11	11	11	11

事業名			実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
8	子育て 援助活動 支援事業	就学 前児 童 預かり	量の見込み (延べ人数)	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
		就学 児 童 預かり	量の見込み (延べ人数)	541	541	541	541	541
	(ファミリー・サポー ト・センター事業)		確保方策 (延べ人数)	1,677	1,677	1,677	1,677	1,677
9	乳児 家 庭 全 戸 訪 問 事業 (こんにちは 赤ちゃん訪問事業)	量の見込み (人)	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649	
		確保方策 (訪問指導員数)	24	24	24	24	24	
10	養育支援訪問事業	量の見込み (延べ人数)	50	50	50	50	50	
		量の見込み (事業者数)	1	1	1	1	1	
		確保方策 (事業者数)	1	1	1	1	1	
11	妊婦健康診査事業	量の見込み (初回健診数)	2,686	2,674	2,662	2,649	2,643	
		確保方策 (妊婦健診 実施回数)	14	14	14	14	14	
		確保方策 (超音波検査 実施回数)	4	4	4	4	4	
12	実 費 徴 収 に 係 る 補 足 給 付 を 行 う 事 業	確保方策 (実施内容)	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用					
13	多様な主体の参入 促進事業	量の見込み (民間事業者 による保育所 等設置件数)	0	0	1	0	0	
		確保方策 (民間事業者 による保育所 等設置件数)	0	0	1	0	0	

事業名		実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
14	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み (延べ人数)	408	400	393	385	378
		確保方策 (延べ人数)	408	400	393	385	378
15	児童育成支援拠点事業	確保方策 (実施内容)	事業実施の検討				
16	親子関係形成支援事業	量の見込み (実人数)	6	6	6	6	5
		確保方策 (実人数)	6	6	6	6	5
17	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み (面談実施 合計回数)	8,622	8,584	8,545	8,503	8,484
		確保方策 (子ども総合 センター等)	5,919	5,898	5,871	5,841	5,835
		確保方策 (上記以外で 業務委託)	2,703	2,686	2,674	2,662	2,649
18	乳児等通園支援事業	量の見込み (延べ人数) (0 歳児)	実施 方策等 の検討	11	11	10	10
		確保方策 (延べ人数) (0 歳児)		11	11	10	10
		量の見込み (延べ人数) (1 歳児)		45	45	44	44
		確保方策 (延べ人数) (1 歳児)		45	45	44	44
		量の見込み (延べ人数) (2 歳児)		46	46	45	45
		確保方策 (延べ人数) (2 歳児)		46	46	45	45

事業名		実施時期 (年度)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
19	産後ケア事業	量の見込み (延べ人数)	7,839	7,789	7,755	7,720	7,682
		確保方策 (延べ人数)	7,839	7,789	7,755	7,720	7,682

※ 内訳は、小数点以下第 1 位を四捨五入して表記しているため、量の見込みの合計数と一致しておりません。

認定こども園の普及等に係る取組

6

(教育・保育の一体的提供及び体制の確保)

第5章

子ども・子育て支援法の趣旨は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本区として、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。国は、既存の幼稚園・保育所が移行する場合における需給調整に係る特例措置を示しており、都道府県は、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、供給が地域の需要に都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定するものとされています。

そのため、本区では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画上、具体的な数値としては定めず、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していくとする東京都の方針も踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの移行について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

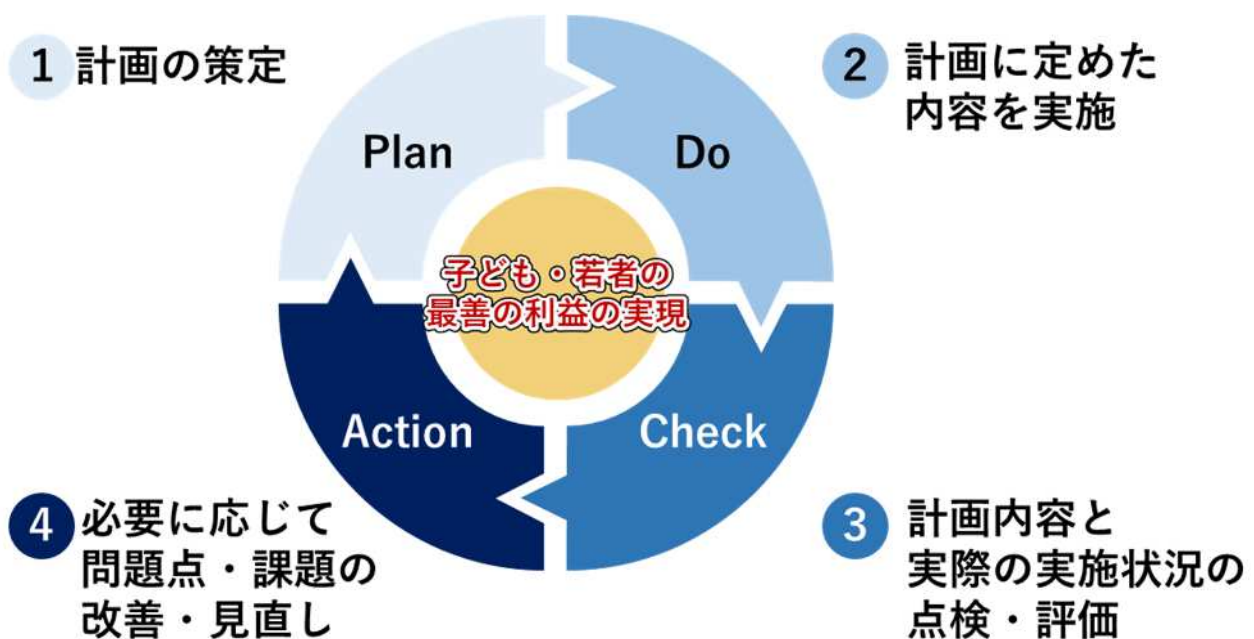


第6章

計画の推進体制

本計画で掲げる基本目標の実現を目指して各事業を着実に実施し、また、その内容等を子ども・若者の最善の利益の視点から継続して点検・評価、必要に応じて問題点や課題の改善・見直しを行うことで、事業の効果をより向上させていきます。

事業の進捗管理は、各年度の実績を毎年確認し、その改善を図るPDCAサイクルによって行います。PDCAサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価-改善）を継続的に行うことで、事業効果を高める手法です。本計画はその手法に則り、各年の事業の推進状況を確認しながら、その効果を継続的に高めていくことを目指します。



計画の推進に当たっては、子ども・若者、子育て家庭等の各分野に関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、本計画で位置付けた取組について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙や区ホームページ等、様々な媒体を活用して、広く区民に周知します。

子育て家庭へは、子育て支援サービスについて分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、育児支援ガイドブック等を活用し、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

また、子ども・若者については、成長や自立を支援し課題に対応する施策や機関・組織に対する認知度が低い状況では、課題を抱えた子ども・若者やその家庭が相談をしたい時に、相談できないまま不安を抱え込むことにもつながりかねません。個々の施策や機関・組織について周知を図り、子ども・若者の成長・自立を切れ目なく支える体制や課題への対応を総合的に周知するとともに、課題を抱えることになっても相談先にアクセスができるよう、ウェブサイトや SNS など多様な情報提供に取り組みます。

3 関係機関等との連携・協働

本計画で位置付けた取組は、子ども・若者・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。そのため、庁内の関係部局と定期的に情報交換を緊密に行い、施策の進捗状況等を共有し、庁内で横断的な対応ができるように事業推進を行います。

また、基本目標の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政等が各々当事者意識を持ち、相互に連携・協働しながら支援に取り組む必要があるため、関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わっていきます。

4 計画の実施状況の点検・評価

第6章

毎年度、計画に定められた事業の実施状況を点検・評価するとともに、区民等へのアンケートを実施して、満足度や要望等を把握し、子ども・若者からの視点、並びに子どもの育ちという視点も踏まえて検証・点検・評価を行います。

結果については、広報紙や区ホームページへの掲載等による区民への周知や、「子ども・子育て会議」及び「子ども・若者支援地域協議会」に報告するとともに、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

5 子ども・子育て会議、子ども・若者支援地域協議会

第6章

計画の推進に当たり、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置した「葛飾区子ども・子育て会議」と子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき設置した「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」の意見を踏まえ進めます。

参考資料

1. 計画の策定経過

※葛飾区子ども・若者総合計画に係る議題、会議のみを掲載しています。

＜葛飾区子ども・子育て会議＞

開催年月		議 題
第 42 回	令和 5 年 4 月 26 日（水）	○ 葛飾区子ども・子育て会議の役割・運営について ○ 令和 5 年度整備予定施設について
第 43 回	7 月 31 日（月）	○ 令和 5 年度葛飾区の現況について ○ 子ども・子育て支援事業計画の策定等について
第 44 回	10 月 30 日（月）	○ （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について ○ 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について
第 45 回	令和 6 年 3 月 22 日（金）	○ （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について ○ 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について ○ 令和 6 年度予算案概要について
第 46 回	5 月 7 日（火）	○ （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について ○ 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査報告について ○ 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について
第 47 回	8 月 9 日（金）	○ （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について ○ 令和 6 年度葛飾区の現況について
第 48 回	10 月 8 日（火）	○ （仮称）葛飾区子ども・若者総合計画の策定について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について ○ 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

開催年月		議 題
第 49 回	11 月 13 日（水）	- o 葛飾区子ども・若者総合計画の策定について - o 葛飾区少子化対策に関する区民意識調査報告について - o 令和 6 年葛飾区子育て支援に関するアンケート調査について
第 50 回	令和 7 年 2 月 3 日（月）	o 葛飾区子ども・若者総合計画（案）について
第 51 回	3 月 18 日（火）	- o 令和 7 年度予算案概要について - o 葛飾区子ども・若者総合計画の策定について

<葛飾区子ども・子育て会議作業部会>

開催年月		議 題
第 12 回	令和 6 年 7 月 9 日（火）	- o 乳幼児人口推計（案）について - o ニーズ調査に基づく家庭類型別児童数の算出について - o 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）について
第 13 回	8 月 22 日（木）	- o 教育・保育の量の見込みと確保方策について - o 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

<葛飾区子ども・若者支援地域協議会>

開催年月		議 題
令和 5 年度 第 1 回	令和 5 年 6 月 30 日（金）	o 葛飾区子ども・若者支援地域協議会について
令和 5 年度 第 2 回	10 月 24 日（火）	- o 葛飾区子ども・若者計画について - o 葛飾区子ども・若者に関する調査について
令和 5 年度 第 3 回	令和 6 年 3 月 29 日（金）	o 葛飾区子ども・若者に関する調査の速報値について
令和 6 年度 第 1 回	5 月 10 日（金）	o 葛飾区子ども・若者に関する調査報告について
令和 6 年度 第 2 回	8 月 19 日（月）	- o 少子化対策区民意識調査概要 - o （仮称）葛飾区子ども総合計画（骨子案）について

開催年月		議 題
令和 6 年度 第 3 回	11 月 13 日（水）	- o 「葛飾区子ども・若者総合計画」の策定について - o 葛飾区少子化対策に関する区民意識調査報告について
令和 6 年度 第 4 回	令和 7 年 2 月 7 日（金）	o 「葛飾区子ども・若者総合計画（案）」について
令和 6 年度 第 5 回	3 月 17 日（月）	o 「葛飾区子ども・若者総合計画」について

<庁内検討>

開催年月		議 題
令和 5 年度 第 1 回 子育て支援推進本部幹事会	令和 5 年 10 月 31 日（火）	- o （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について - o 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について - o 子育て支援に関するアンケート調査結果について
令和 5 年度 第 1 回 子育て支援推進本部会議	11 月 1 日（水）	- o （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について - o 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について - o 子育て支援に関するアンケート調査結果について
令和 6 年度 第 1 回 子育て支援推進本部幹事会	令和 6 年 4 月 18 日（木）	o （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について
令和 6 年度 第 1 回 子育て支援推進本部会議	4 月 23 日（火）	o （仮称）葛飾区子ども総合計画の策定について
令和 6 年度 第 2 回 子育て支援推進本部幹事会	8 月 23 日（金）	o （仮称）葛飾区子ども・若者総合計画の策定について
令和 6 年度 第 2 回 子育て支援推進本部会議	8 月 29 日（木）	o （仮称）葛飾区子ども・若者総合計画の策定について
令和 6 年度 第 3 回 子育て支援推進本部幹事会	11 月 5 日（火）	- o 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況 - o 少子化対策に関する区民意識調査結果について - o 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）について

開催年月		議 題
令和 6 年度 第 3 回 子育て支援推進本部会議	11 月 11 日（月）	- 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について - 少子化対策に関する区民意識調査結果について - 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）について
令和 6 年度 第 4 回 子育て支援推進本部幹事会	令和 7 年 2 月 4 日（火）	葛飾区子ども・若者総合計画（案）について
令和 6 年度 第 4 回 子育て支援推進本部会議	2 月 6 日（木）	葛飾区子ども・若者総合計画（案）について
調整会議	2 月 18 日（火）	葛飾区子ども・若者総合計画（案）について
庁議	2 月 20 日（木）	葛飾区子ども・若者総合計画（案）について

<議会報告>

開催年月		議 題
保健福祉委員会	令和 5 年 7 月 19 日（水）	子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者計画の一体的な策定について
保健福祉委員会	11 月 30 日（木）	（仮称）葛飾区子ども総合計画の策定に係る調査の実施について - 令和 5 年度子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
保健福祉委員会	令和 6 年 2 月 19 日（月）	令和 5 年度子ども・若者計画の実施状況について
保健福祉委員会	6 月 7 日（金）	（仮称）葛飾区子ども総合計画の策定に係る調査の実施等について
保健福祉委員会	9 月 13 日（金）	（仮称）葛飾区子ども・若者総合計画（骨子案）について
保健福祉委員会	11 月 29 日（金）	- 葛飾区子ども・若者総合計画（素案）等について - 令和 6 年度葛飾区子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
保健福祉委員会	令和 7 年 3 月 13 日（木）	葛飾区子ども・若者総合計画（案）について

<パブリック・コメント>

実施期間	令和6年12月6日（金）～令和7年1月6日（月）
閲覧可能な場所	○ 誰でも閲覧可能な場所 子ども・子育て計画担当課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、保健所・保健センター、ウェルピアかつしか、子ども未来プラザ、児童館、子ども総合センター、金町子どもセンター、葛飾区児童相談所 ○ 利用者のみ閲覧可能な施設 幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ） ○ その他 区ホームページ
意見提出者	405 人（子ども 393 人、大人 12 人）
意見数	470 件（子ども 410 件、大人 60 件）

<グループヒアリング>

実施施設 (実施日)	【令和6年度】 ○ 東堀切学童保育クラブ（12月11日（水）） ○ 青戸中央学童保育クラブ（12月12日（木）） ○ 花の木学童保育クラブ（12月13日（金）） ○ 東奥戸学童保育クラブ（12月18日（水））
実施者数	54 人（主に小学1年生から4年生までを対象に1グループ当たり2～4人に実施）

<子どもたちと区長の意見交換会>

実施施設 (実施日)	【令和6年度】 ○ 葛飾区立梅田小学校（12月6日（金）） ○ 葛飾区立白鳥小学校（12月24日（火））
対象	5年生の全クラス
意見数	39 件（うち10件は重複の意見）

<子ども食堂に通う子どもへのヒアリング>

実施日	令和6年12月14日（土）、16日（月）
対象者	区内の子ども食堂利用者のうち、本人及び保護者の協力が得られた者
実施人数	2人（小学生・高校生）

<関係団体の代表者との意見交換会>

実施日	令和6年12月17日（火）
対象団体	- o かつしか子育てネットワーク - o かつしか子ども・若者応援ネットワーク - o かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク

<計画に反映したパブリック・コメント等の主な意見>

意見者	子ども、大人
意見内容	サッカーができる場所やバスケットゴールがある場所など、ボールを使える公園を増やしてほしい。
反映ページ	200 ページ 地域の身近な公園の整備 201 ページ 特色のある公園の整備、校庭遊び場開放事業

意見者	子ども
意見内容	葛飾区の人達の安全のために、街灯を増やしてほしい。
反映ページ	183 ページ 街路灯整備事業 184 ページ 私道防犯灯助成事業

意見者	大人
意見内容	悩みや困りごとを抱えている子どもの見守り等を学校や関係機関と連携してほしい。
反映ページ	120 ページ 学習支援事業

2. 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

葛飾区子ども・子育て会議条例	
	平成 25 年 6 月 19 日 条例第 27 号
(設置)	
第 1 条	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。
(所掌事務)	
第 2 条	子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。
(組織)	
第 3 条	子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。
2	委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。
(1)	法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者
(2)	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3)	前 2 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
(任期)	
第 4 条	委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)	
第 5 条	子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。
2	会長は第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから区長が指名し、副会長は互選によりこれを定める。
3	会長は、会務を総理し、会議を代表する。
4	副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)	
第 6 条	子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2	会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
3	会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4	会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(委任)	
第 7 条	この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

葛飾区子ども・子育て会議条例

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿（令和7年3月現在）

	No	氏名	所属団体等	区分
◎	1	石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授	学識経験者
○	2	二宮 祐子	文教大学 教育学部 発達教育課程 准教授	
	3	阿部 恵	元道灌山学園保育福祉専門学校 保育部長	
	4	浅井 正信	葛飾区私立幼稚園連合会	事業者・ 団体
	5	石川 祐佳	連合葛飾地区協議会	
	6	稲吉 芳子	かつしか女性会議	
	7	江良 ヒデ子	葛飾区子ども会育成会連合会	
	8	遠藤 隆浩	東京商工会議所葛飾支部	
	9	小野田 晴世	葛飾区私立保育園経営者協議会	
	10	黒沢 富子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	
	11	小林 和博	葛飾区自治町会連合会	
	12	佐藤 孝平	児童養護施設（社会福祉法人共生会）	
	13	鈴木 康之	葛飾区私立保育園連盟	
	14	高橋 広美	葛飾区私立学童保育クラブ連盟	
	15	田中 麻紀子	公益社団法人葛飾区歯科医師会	
	16	坪井 博一	かつしか子育てネットワーク	
	17	津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	
	18	中山 芳子	葛飾区青少年委員会	
	19	町田 千枝美	葛飾区手をつなぐ親の会	
	20	三尾 仁	一般社団法人葛飾区医師会	
	21	山崎 貴之	葛飾区私立幼稚園連合会	
	22	小尾 健之	公募区民	区民
	23	田中 香織	公募区民	
	24	林 あかり	公募区民	
	25	宮嶋 亜沙子	公募区民	

◎：会長、○：副会長

（区内関係団体、公募区民は五十音順）

3. 子ども・若者支援地域協議会

(1) 設置要綱

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱	
	平成 29 年 8 月 23 日 29 葛子応第 27 号 区長決裁
(設 置)	
第 1 条 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する葛飾区内に居住する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、葛飾区子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	
(所掌事項)	
第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。	
(1) 子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整に関すること。	
(2) 子ども・若者に対する支援に必要な連携及び協力体制の整備に関すること。	
(3) 子ども・若者に対する支援に関する調査研究及び広報啓発に関すること。	
(4) 法第 9 条第 2 項の規定により葛飾区が策定する葛飾区子ども・若者計画の検討に関すること。	
(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項	
(組 織)	
第 3 条 協議会は、学識経験者、別表に掲げる関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）に属する者又は別表に掲げる職にある者から区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。	
(委員の任期)	
第 4 条 協議会の委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。	
(会長及び副会長)	
第 5 条 協議会に会長を置き、学識経験者をもって充てる。	
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。	
3 協議会に副会長を置き、葛飾区子育て支援部長をもって充てる。	
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	
(会 議)	
第 6 条 協議会は、会長が招集する。	
2 協議会は、次に掲げる場合に該当するときは、非公開とする。	
(1) 葛飾区情報公開条例（平成 4 年葛飾区条例第 30 号）第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について協議するとき。	
(2) 前号に掲げる場合のほか、協議会が必要と認めるとき。	

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成員は、協議会において選任する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第8条 法第21条第1項の規定により区長が指定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、葛飾区子育て支援部子育て政策課とする。

2 調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) 子ども・若者に対する支援の実施状況の把握及び進行管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の事務（専門部会及び調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決裁日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

付 則（平成30年6月1日葛子応第35号子育て支援部長決裁）

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日葛子応第19号子育て支援部長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年11月10日葛子応第61号子育て支援部長決裁）

この要綱は、令和2年11月10日から施行し、令和2年10月26日から適用する。

付 則（令和5年3月17日葛子応第132号子育て支援部長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年10月6日葛子子第1024号子育て支援部長決裁）

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

別表（第3条関係）

区分	関係機関等の名称
教育	葛飾区立小学校長会
	葛飾区立中学校長会
	区内都立高等学校長
	東京都教育庁地域教育支援部
福祉	葛飾区民生委員児童委員協議会
	葛飾区私立学童保育クラブ連盟
	区内児童養護施設
	区内障害児通所施設
保健・医療	一般社団法人葛飾区医師会
	公益社団法人葛飾区歯科医師会
矯正・更生保護	葛飾区保護司会
雇用	墨田公共職業安定所
健全育成	葛飾区自治町会連合会
	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会
	葛飾区青少年委員会
	葛飾区子ども会育成会連合会
	かつしか子育てネットワーク
葛飾区	葛飾区政策経営部長
	葛飾区産業観光部長
	葛飾区福祉部長
	葛飾区健康部長
	葛飾区子育て支援部長
	葛飾区児童相談部長
	葛飾区教育委員会事務局学校教育担当部長

(2) 委員名簿（令和7年3月現在）

No	氏名	所属団体等	区分
◎ 1	藤岡 孝志	日本社会事業大学 名誉教授	学識経験者
2	田代 淳	葛飾区立小学校長会	教育
3	熊谷 晴弘	葛飾区立中学校長会	
4	平柳 伸幸	区内都立高等学校長	
5	小野島 直美	東京都教育庁地域教育支援部	
6	津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	福祉
7	齊藤 真弓	葛飾区私立学童保育クラブ連盟	
8	佐藤 孝平	区内児童養護施設	
9	小堀 あゆみ	区内障害児通所施設	
10	永友 祥子	一般社団法人葛飾区医師会	保健・医療
11	武藤 功英	公益社団法人葛飾区歯科医師会	
12	小高 喜代栄	葛飾区保護司会	矯正・更生保護
13	鈴木 玲子	墨田公共職業安定所	雇用
14	小林 和博	葛飾区自治町会連合会	健全育成
15	長崎 高子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	
16	中山 芳子	葛飾区青少年委員会	
17	江良 ヒデ子	葛飾区子ども会育成会連合会	
18	篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク	
19	長南 幸紀	葛飾区政策経営部長	葛飾区
20	吉田 峰子	葛飾区産業観光部長	
21	新井 洋之	葛飾区福祉部長	
22	清古 愛弓	葛飾区健康部長	
○ 23	鈴木 雄祐	葛飾区子育て支援部長	
24	中林 貴紀	葛飾区児童相談部長	
25	山梨 智弘	葛飾区教育委員会事務局学校教育担当部長	

◎：会長、○：副会長

4. 地域子ども・子育て支援事業に関わる事業実施状況

■令和6年3月31日現在

事業名		単位	実績
1	利用者支援事業	施設数（特定型）	4
		施設数（母子保健型）	12
2	時間外保育事業	施設数	132
3	放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ事業）	入会児童数	4,969
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	施設数	1
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	施設数	1
5	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）	施設数	50
6	一時預かり事業	施設数（幼稚園等）	31
		施設数（保育園等）	38
7	病児・病後児保育事業	施設数	11
8	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	年間延べ利用人数	1,498
9	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	訪問指導員数	22
10	養育支援訪問事業	事業者数	6
11	妊婦健康診査事業	妊婦健診回数	14
		超音波検査回数	4
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、副食費の免除対象者分の補助として活用	3,209
13	多様な主体の参入促進事業	民間事業者による保育所等設置件数（累計）	0 (10)

5. 用語解説

索引	用語	解説
ア	I C T	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー／情報や通信に関する技術）の略。
イ	育児支援ガイドブック	妊娠中の方や就学前までのお子さんを育てていく中で必要な健診や予防接種等の情報のほか、パパに知ってもらいたいママへのサポートのポイントや区内のお出かけスポット等の情報を掲載している。
	いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法第12条に基づき、地方公共団体は、国のいじめ防止基本方針を参考に、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（地方いじめ防止基本方針）を定めるよう努めるものとされている。また、同法第13条に基づき、学校は、国及び地方いじめ防止基本方針を参考に、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（学校いじめ防止基本方針）を定めるものとされている。
	一時保育	区内に住んでいて、買い物・通院・就学・介護などにより家庭での保育が一時的に困難となった就学前の子どもを、保育所等で預かる事業。
	イングリッシュキャンプ	英語力の向上をめざす生徒を対象に、英語だけで2泊3日の生活体験を行う。宿泊体験型の施設において、ロールプレイなどを取り入れた施設独自のレッスンプログラムにより、普段の授業では体験できない機会を過ごし、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っている。
ウ	ウェルビーイング	一般に良好な状態を意味する言葉である。本総合計画では、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、身体的・精神的・社会的に満たされた状態とする。
カ	科学教育センター	子どもたちの理科への興味・関心を高め、科学的な考え方を育むことを目的に、東京理科大学・葛飾キャンパス内の図書館棟に「葛飾区科学教育センター（未来わくわく館）」を開館している。

索引	用語	解説
カ	学校司書	学校図書館法第6条によると「学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない。」とされている。
	葛飾教師の授業スタンダード	小・中学校の授業において、全教員が学力向上のために必ず取り組むべき授業方法のスタンダード。次の3項目を掲げており、教員が児童・生徒にとって分かりやすい授業を進めるために取り組む。 ①児童・生徒に見通しをもたせ、主体的な学びを実現するために「めあて」等を明確にします。 ②児童・生徒に粘り強く課題に取り組ませ、主体的・対話的な学びを実現するために、話し合い等、協働的に学ぶ場面を設定します。 ③児童・生徒に、身に付いた資質・能力を自覚させ、深い学びを実現するために、振り返りを自分の言葉で表現する場面を設定します。
	かつしか郷土かるた	「葛飾に住む誰もが、いつまでもふるさとに誇りをもち、愛し続けてほしい」との願いから、平成24年2月に誕生した。かるたに取り上げた44の題材は、小・中学生から寄せられた5,379句の読み札の「ことば」をもとに、自然、産業、文化、歴史、人物などの分野から選定し、地域性も考慮して制作された。 小学3年生全児童に配付し、郷土学習の授業での活用を進めるとともに、青少年育成地区委員会と協働し、子どもの競技大会を開催するなどの普及・活用に取り組んでいる。
	葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード	学校が「いじめはどの学校でも起こりえるもの」として捉え、学校が未然防止の対策をとりつつ積極的にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行するもの。
	葛飾区青少年委員	葛飾区青少年委員の設置に関する規則で定める非常勤職員で、小学校の学区域選出49人、中学校の学区域選出24人の計73人を教育委員会が委嘱し、任期は2年間となっている。昭和28年に東京都に青少年委員制度が設置され、昭和40年に区市町村に移管されて現在に至っている。各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っている。

索引	用語	解説
カ	葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード	不登校児童・生徒に対する支援に関して、基本的な考えを示すとともに、学校として組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行するもの。
	かつしかっ子体力アッププログラム	児童・生徒の体力の向上や運動する意欲を喚起することを目的として、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示したもの。
	葛飾みらい科学研究コンクール	子どもたちが自由研究を通じて、科学的なものの見方や自然の事象を探究する面白さを知ってもらうため、実施するもの。
	家庭教育応援制度	乳幼児や小・中学生の保護者組織等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第9項）
キ	基本指針	子ども・子育て支援新制度の下、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項等について定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための指針で国が定めたもの。
	教育DX	教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。
	教育標準時間	1日4時間を標準とする幼児教育の時間。
	教育・保育施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
	教員の働き方改革	葛飾区教育委員会は、区立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教員の長時間労働の改善と学校教育の質の維持・向上を図ることを目的に、教員の業務負担の軽減と意識改革に取り組んでいる。

索引	用語	解説
キ	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第11項）
ク	グローバル人材	グローバル化が進展する中、社会の様々な課題を主体的に解決していく力や多様な人々と協働する力、新しい価値を創造する力等、英語力を基盤とした様々な資質・能力を身に付けた人材のこと。
コ	こども基本法	子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めている。
	こども大綱	令和5年12月22日、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、国は子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。こども家庭庁のリーダーシップの下、「こども大綱」に基づき、国は子ども施策を推進している。
	子ども発達センター （児童発達支援センター）	児童発達支援センターは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作及び、自活に必要な知識や技能の付与並びに集団生活への適応のための支援等を行う施設。 子ども発達センターは、発達に課題のある、1歳6か月から就学前までのお子さんの発達を支援する葛飾区の施設名称で、児童福祉法に基づく児童発達支援センターに位置付けられる。 ※「児童発達支援センター」は法律用語、「子ども発達センター」は区の施設名
	コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

索引	用語	解説
サ	里親	親の病気や虐待等、様々な事情で実家庭と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、養育する者のこと。次の4種類がある。 ①養育家庭 養子縁組を目的とせず、一定期間子どもを預かり、養育する里親 ②専門養育家庭 専門的なケアを必要とする虐待を受けた子ども、非行等の問題を抱える子ども、障害のある子どもなどを一定期間預かり、養育する里親 ③養子縁組里親 養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ④親族里親 両親が死亡、行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者及びその配偶者である親族が子どもを養育する里親
	産後うつ	産後に気分が沈み、日常生活でそれまで楽しいと思えていたことが楽しいと思えなくなったり物事に対する興味がなくなったりする。 出産後、数週間から数か月の間に始まり、一定期間続く。
シ	支給認定	子どもの保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園や地域型保育事業を利用する際に市町村に申請し、受ける認定のこと。保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定した上で給付する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）
	事業所内保育事業	主に満3歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、事業主が自ら設置する施設等において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第12項）
	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。（子ども・子育て支援法第61条）
	自閉症	文部科学省によると、「自閉症」とは、3歳位までに現れ、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される、と定義されている。

索引	用語	解説
シ	社会的養護	要保護児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
	主体的・対話的で深い学び	平成 29 年に告示された学習指導要領において示された考え方で、 ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。 ②子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。 ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。 という3つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることとされている。
	ジュニア・リーダークラブ	葛飾区子ども会育成会連合会の傘下の組織で、22 歳以下のジュニア・リーダー講習会の修了者で組織され、葛飾区子ども会育成会連合会から助成を受けて活動している。「かつしか少年キャンプ」の指導や「わんぱく相撲葛飾区大会」の運営などに携わっている。
	ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動におけるジュニア・リーダーの育成を目的とした葛飾区子ども会育成会連合会との共催事業である。講習会では、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の地域の子どもの指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ることを目指している。講習会の対象者は、原則として中学校 1 年生から 3 年生で、初級・中級・上級の 3 つの級に分かれている。講習会は年 9 回開催され、各級に必要な単位を取得して進級及び修了となる。また、22 歳以下の講習会の修了者で組織するジュニア・リーダークラブに希望により所属し、活動することができる。
	巡回指導教員	特別支援教室において各学校を巡回して指導する教員。

索引	用語	解説
シ	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（児童福祉法第6条の3第10項）
	小児生活習慣病	高血圧症・糖尿病・高脂血症・動脈硬化症等の生活習慣病は成人の病気とされていたが、近年は子どもにも既に生活習慣病ないしその予備軍が増加していることから、厚生労働省はとくに子どもの生活習慣病を「小児生活習慣病」とし、予防検診等に取り組んでいる。厚生労働省では生活習慣病が既に顕在化しているもの（第1群）、潜在している生活習慣病（第2群）、生活習慣病の危険因子が既に小児期にみられるもの（第3群）に分類。
	新制度に移行した幼稚園	子ども・子育て支援新制度により、国が定めた施設型給付を受けて運営する幼稚園。
セ	全国学力・学習状況調査	全国の児童・生徒の学力状況を把握するため、文部科学省が平成19年度から実施している調査。
ソ	総合教育センター	葛飾区の学校教育の充実及び振興を図るため設置する組織であり、教育に関する調査研究や、教育相談、就学相談、適応指導、日本語指導、特別支援教育に係る支援、就学相談、教職員の研修などを行っている。
チ	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
	地区ロードレース大会	地域住民相互の交流と親睦を促し、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と青少年育成地区委員会の協働により19地区で開催する。
ト	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査	児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として実施する調査。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。（子ども・子育て支援法第27条）
	特定地域型保育事業者	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する「地域型保育事業を行う事業者」。（子ども・子育て支援法第29条）
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

索引	用語	解説
ト	特別支援教育コーディネーター	各小・中学校で特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教員。
	特別支援教室専門員	特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製）及び関係事務処理を行う者。
	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第 62 条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や広域的な調整、市町村に対する必要な助言及び適切な援助、専門性の高い施策等について取りまとめた、都道府県が策定する計画。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者からふるわれる暴力のこと。 DVの「暴力」にはさまざまなかたち（身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・性的暴力）があり、これらの行為は同時に複数起こることが多いと言われている。
ニ	認定こども園	学校教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の 4 類型がある。特に幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の認可施設となる。
ネ	ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること。 児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）の一つ。
ハ	パブリック・コメント	行政機関が規則あるいは命令等を決めようとする際に、あらかじめ案を公表し、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。
	バリアフリー	障害のある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
フ	プレコンセプションケア	妊娠前の健康づくりのことを言い、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。
	プログラミング教育	文部科学省によると、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するものとされている。

索引	用語	解説
ミ	未婚化・晩婚化	未婚化とは結婚する人が少なくなり、生涯独身で暮らす人が増えることで、晩婚化とは、結婚する年齢が遅くなること。
ヤ	薬物乱用防止教室	学校における薬物乱用防止教育の推進を図るため、薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。
	ヤングケアラー	本来は大人が担うべきとされている家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
ユ	ゆりかご面接	妊娠届出時に保健師・助産師などの専門職と面接し、妊娠期から子育てのサポートプランを作成する取組。
ヨ	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）のこと。
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。
	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、地方公共団体が設置する協議会のこと。 関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。
リ	理科支援員	児童・生徒が観察・実験において実体験できるよう理科の授業を支援するため、小・中学校に配置している。
ワ	ワーク・ライフ・バランス	「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すもの。（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章）

葛飾区子ども・若者総合計画

令和7年3月発行

葛飾区子育て支援部子育て政策課

住所 〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話 03-5654-6136（直通）

葛飾区ホームページアドレス <http://www.city.katsushika.lg.jp/>

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

